

児童の権利に関する条約の認知度等調査及び
同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究
報 告 書

令和6年3月



目 次

第1章 背景	3
(1) 児童の権利に関する条約について	3
(2) 本調査研究の実施に至った背景	3
(3) 検討委員会の設置について	3
第2章 児童の権利に関する条約の認知度等調査	11
1 調査実施の概要	11
(1) 目的	11
(2) 調査対象	11
(3) 調査期間	11
(4) 調査方法	11
(5) 回収状況	11
(6) 報告書の見方	12
2 調査結果の概要	12
(1) こども基本法の認知度	12
(2) 児童の権利に関する条約の認知度	13
3 こども向け調査 調査結果	14
(1) 属性	14
(2) 同居家族	15
(3) よく出かける場所	16
(4) 日々の情報収集源	18
(5) 日々の暮らし向き	20
(6) こども基本法の認知度	21
(7) こども基本法を知ったきっかけ	28
(8) 児童の権利に関する条約の認知度	32
(9) 「4原則」についての認知度	39
(10) こどもの権利だと思っているもの	41
(11) 守られていると感じるこどもの権利	43
(12) こどもの権利の認知度向上のために必要だと思うこと	48
4 大人向け調査 調査結果	54
(1) 属性	54
(2) 現在の仕事	54
(3) 居住地域	55
(4) 同居家族	55
(5) 同居しているこども（末子）の就学段階	56
(6) こどもとよく出かける場所	56
(7) 日々の情報収集源	58

(8) こども基本法の認知度	59
(9) こども基本法を知ったきっかけ	63
(10) 児童の権利に関する条約の認知度	65
(11) 「4原則」についての認知度	69
(12) こどもの権利だと思っているもの	70
(13) 守られていると感じるこどもの権利	71
(14) こどもの権利の認知度向上のために必要だと思うこと.....	73
第3章 児童の権利に関する条約の普及啓発方法の検討	77
1 文献調査結果	77
(1) 実施概要	77
(2) 調査結果の概要	77
(3) 参考事例	78
2 有識者ヒアリング結果	91
(1) 実施概要	91
(2) ヒアリング結果	92
3 今後の普及啓発方法について	104
(1) 調査結果のポイント	104
(2) 児童の権利に関する条約の普及啓発方法の方向性.....	105
(3) 普及啓発方法の手法とねらいについて	109
資料編	110

第1章 背景

(1) 児童の権利に関する条約について

「児童の権利に関する条約」（以下「条約」という。）は、18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童について敷衍し、児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したものである。平成元年 第44回国連総会において全会一致で採択され、日本は、平成6年4月に批准した。現在では、日本を含めた世界196の国・地域が締約している世界的な条約である。

条約は、「児童」を権利を持つ主体と位置づけ、大人と同様、ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならでの権利も定めている。

(2) 本調査研究の実施に至った背景

こども基本法（令和4年6月22日法律第77号）は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された。こども基本法第15条において、「国は、こども基本法及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努める」ものとされている。

また、同法に対する附帯決議において、「日本国内のこどもや大人に対する、児童の権利に関する条約の趣旨や内容等についての普及啓発に、その認知度を把握しつつ取り組む」こととされている。

本調査研究は、条約についての認知度を把握するとともに、その結果も踏まえた効果的な普及啓発方法を検討することを目的として実施することとした。

(3) 検討委員会の設置について

調査研究の実施に当たり、条約の認知度等調査の調査設計や調査結果の分析、条約の効果的な普及啓発方法について検討することを目的として、「検討委員会」を設置し、所要の検討を行った。

① 構成員名簿（五十音順、敬称略）

所属及び役職	氏名
工学院大学教育推進機構教職課程科 教授	安部 芳絵
東京大学社会科学研究所 准教授	齋藤 宙治
全国連合小学校長会 調査研究部長	佐藤 友信
九州大学大学院比較社会文化研究院 教授	施 光恒
東京大学大学院教育学研究科附属 発達保育実践政策学センター 准教授	野澤 祥子

②開催内容

開催回	開催年月日	議 事
第 1 回	令和 5 年 9 月 14 日	(1) 「児童の権利に関する条約の認知度等調査及び同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究」の概要及びスケジュールについて (2) 児童の権利に関する条約の認知度等調査 調査項目について

【主な意見】

- (1) 「児童の権利に関する条約の認知度等調査及び同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究」の概要及びスケジュールについて
- ・特になし
- (2) 児童の権利に関する条約の認知度等調査 調査項目について
- ・「児童の権利に関する条約」は「こどもの権利条約」にしたほうが小学生は分かりやすいのではないか。
 - ・「児童の権利に関する条約」よりも「こどもの権利条約」を前面に出したほうがよいと思った。教科書でも「こどもの権利条約」となっており、かっこ書きで「児童の権利に関する条約」が入っていないものもあると思う。「こどもの権利条約」だと知っているが、「児童の権利に関する条約」だと分からない可能性もあるのではないかと思う。
 - ・こども向け調査に学年の問いがあるが、年齢を把握しておく国際比較もできるため、年齢の問いがあったほうがよい。
 - ・こども向け調査の問い「よく出かける場所」の選択肢には「塾」を入れてはどうか。
 - ・こども向け調査の小学生の問い「よく出かける場所」は、親などの大人とよく出かける場所となっているが、「児童館」はこども一人でも行くため、親などの大人とよく出かける場所だと回答からもれてしまう可能性があるのではないか。学童保育や児童館だと、1年生にも分かるような形でこどもの権利が示されているところもあり、必ずしも大人とセットでなくてもよいと思った。
 - ・こども向け調査の問い「日々の情報収集源」の選択肢の「大人」は漠然としており、カテゴリが大きいように思う。
 - ・こども向け調査の問い「こどもの権利の認知度向上のために必要だと思うこと」に「勉強する」という表現があるが、こどもの権利について知りたいと思っても勉強はやりたくないと思っているこどもがいると思う。大人は「学ぶ」となっているため、こどもも「学ぶ」や「知る」など軽い表現にできるとよいのではないか。
 - ・こども向け調査の問いに「守られていると感じる権利」があるが、大人向け調査にも対応する問いを「(大人が) 守られていると感じる権利」などの形で入れてはどうか。
 - ・条約の認知度はこどもも大人も学歴や年収によって変わるのではないかと思う。学歴や年収に関する問いを入れてみてはどうか。
 - ・「守られていると感じるこどもの権利」の選択肢にある「親からの暴力やひどい扱いから守られること」、「生活が難しい場合に、国からお金などのサポートを受けること」は、尋ね方の主語が「あなたが」だと、虐待を受けているこどもや貧困家庭のこどものみが回答の対象になっているように感じた。

- ・「守られていると感じるこどもの権利」の尋ね方は「あなたが」だと答えづらいこどもが出てく
ると思う。「日本社会」のほうが答えやすいと思った。低学年のこどもは「日本」だと主語が大
きすぎるため、「あなたやあなたのこどもたち」など具体的にぼかす工夫ができるとよいと思っ
た。

開催回	開催年月日	議 事
第2回	令和5年12月1日	(1) 児童の権利に関する条約の認知度等調査について (2) 文献調査結果の報告 (3) 有識者ヒアリングの実施方針 (4) 今後の普及啓発に向けて

【主な意見】

(1) 児童の権利に関する条約の認知度等調査について

- ・こども向け調査の問い「守られていると感じるこどもの権利」で「差別禁止」は、中学生、高校
生になるにつれ、回答した人の割合が少し下がってきているような結果だった。年齢が上がり、
社会との接点が増えるにつれ、ジェンダーなど全体の差別のようなものがあると感じるのかと思
った。ただ、逆に言えば、学校の中であまりそのような差別を感じないのかもしれない。
- ・「よく出かける場所」の結果は、都市部と地方で差があるのではないかと思った。今、地方では
デパートが非常に少ないため、デパートにはあまり出かけないのではないかと思う。そのとこ
ろも参考にして、広報に役立てることができればと思う。

(2) 文献調査結果の報告

- ・公益財団法人日本ユニセフ協会が発行している「子どもの権利条約カードブック」はどのぐら
いの部数がどこで使われたかなどが分かると有意義かと思った。
- ・学校で出前授業以外に、例えばカリキュラムの中で人権教育のような形で、こどもの権利条約を
どのように教えているか分かるとよいのではないかと思った。出前授業以外にも、学校における
カリキュラム内で、こどもの権利条約に幾分含まれているところがあるのではないかと思うがど
うか。
- ・小学校から高等学校まで、学習指導要領に基づいて学習が展開されることを基本としているため、
人権や政治の仕組みに関わる学習は、学習指導要領に基づいて、行われているという認識である。
条約を取り上げてどうやるかということはマストではないため、自治体がこどもの人権教育に熱
心に取り組み、市政や区政にもこどもの声を反映させるんだと考えているところは学校でもこど
もの人権教育が経年的に行われているのだと思っている。
- ・文献調査の結果を可能ならばデータベースとして公開して欲しいと感じた。
- ・人権教育について意識している教職員はいると思う。文献調査の結果の周知が図られ、教職員の
目に触れられる機会があるとよいのではないかと思った。

(3) 有識者ヒアリングの実施方針

- ・各調査結果で学校の話が多く出ているため、ヒアリング対象の方に学校との連携で、具体的に何
を行っているか伺っていただけるとありがたいと思った。
- ・都心部と地方は、広報に際しても差が出てくると思う。ヒアリングにおいて、地方の話を書くこ
とができないかと思う。

地方でのこどもを取り巻く状況、また、そのこどもたちにこどもの権利がどの程度認知されているのかなど、何か聞いてみたらよいと思う。

- ・今後の課題感や何か期待すること、自分たちでこういうふうにしていこうと今後考えていることなど、今までの取組とともに今後のことも聞いていただけるとよいのではないかなと思う。

(4) 今後の普及啓発に向けて

- ・普及啓発の対象には、未就学児や妊娠期も視野に入れた方がよいと思う。具体的には母子手帳を通して普及啓発をするというのはどうかと思う。また、こどもと関わる仕事をしている人の中で、特に学校の教職員に対しての普及啓発が重要かなと思う。普及啓発を優先的に行うべきタイミングは、世界こどもの日の11月20日がまずは大事だとは思う。一方で、日本のこどもたちの自殺は8月、9月に多くなるため、その前後にこどもの権利についての普及啓発があるとよいと考えた。
- ・母子手帳を通した普及啓発はとてもよいと思った。反面、父親や祖父母などもう少し広く家族をとらえる視点も必要かなと思う。母子手帳とともにリーフレットなどが配布されるとよいと思った。
- ・学校はやはり一番重要なところかなと思うが、園でも、4、5歳児であれば絵本や映像で学んだりすることができる。また、こども向けのものほど、園の先生やこどもの親には響くことがあるのではないかな。0歳から権利に関することを学び、その経験が基礎となって、小・中学校で、「権利」という言葉が出てきたときに、自分の経験と結びつけながら、理解していくことができるとよいと思う。
- ・一番効率よく啓発できるのは学校だと思う。現在、学校で学んでいることは、内容的には条約と重なる部分がかかなりあると思う。現在、学校で行われていることと連携を取りながら進めていく形がよいと思う。普及啓発のタイミングは、12月4日から12月10日までが人権啓発週間ということで、各学校で人権教育を行い、自治体も人権の啓発活動に力を入れる。そこで、こどもの権利を強調することがあってもよいと思う。
- ・学校で「〇〇教育」というのは非常に多く、それはすべて大事だが、丸ごとやろうとするとやはり重たいという気持ちは確かにある。校長などが経験を踏まえた上で、この学習がこどもの権利に結びついているということを書いてあげることが大事なのかなと思う。
- ・小学校高学年になれば、物事の理解が深まっていく段階に入ると思うので、小学1年生から小学4年生ぐらいまでは、意見を言うトレーニングを重ね、いろいろなことを知っていく、世界が広がっていく小学5年生、小学6年生でこどもの権利について学ぶことができるとよいのではないかな。自分たちでやってみたいというところまで、飛躍できるポテンシャルは小学5年生ぐらいであれば持っていると思う。より深く学んでいくのは、中学生や高校生の段階になるのではないかなと思っている。
- ・普及啓発というときに、どの対象や内容を優先するのは目的によっても変わってくると思う。今のこどもの権利の認知度をもう少し向上させたいという意味での普及啓発だと、やはりこどもに関わる大人とこども本人たちにアプローチするのが重要かなと思う。そういう意味では学校現場で普及啓発を行うのが一番よいと私も感じる。学校で取り上げることの意義としては、こどもたちが学校で学ぶと、そのこどもたちが大人になったときに認知・理解が積み上がっていくという意味でも、やはり学校へのアプローチが一番広くできてよいのかなと個人的には思う。こどもと関わりのない大人は、やはりこどもの権利に対する意識が希薄になりがちであるため、意識が希薄な人の認知度も上げていくような目的であれば、そのようなところにアプローチすることももち

ろん必要だろうと思う。優先的に普及啓発をする内容については、4原則のうちの子どもの意見の尊重と最善の利益は、認知度等調査のデータを見ても、少し認知度が低いことから、その普及啓発は少し強調してもよいのかなと思う。

- ・「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン」の根本理念からいくと、普及啓発が学校だけというまとめ方はあまりしないであってほしいと思っている。学校はやはり大事なところで、ある意味まとめて普及啓発ができて効率はよい。ただ、世の中が学校に任せておけばよいという風潮になることはよくないと思う。親が子どもの権利を分かった上で子育てをしていくなど、家庭の中で育まれるものを堆積していくということであると、子どもが生まれたときから、子どもの権利の学びは始まっていると思う。子どもの誕生前から子どもの権利の概要を知るという視点が必要なのではないかなと思った。
- ・子ども家庭審議会の子どもの居場所部会の委員の話だと、子どもたちが家庭と学校以外の第3の自分の居場所として感じる場所は、児童館、図書館とか、学校図書室のようなものが具体的には上がっていた。斜めの関係の大人がいるようなところで、学校外の普及啓発をやってもよいと感じる。児童館だと0～18歳まですべてカバーしており、乳幼児期の親子連れもかなり多い。その意味では児童館をターゲットとしてもよいと思う。
- ・社会全体に普及啓発していくということは重要だと思う。そうでないと分断を生じてしまう。社会全体に向けてメッセージをどう届けるかは重要だと思う。
- ・子どもが自ら声を上げることができることは非常に大事である一方で、声を上げられない子どもたちも当然いる。その声を上げられない子どもたちがいた時に、声を上げられない子どもが悪いのではなく、その声をあげられない子どもを国や自治体がどうサポートしていくのか、それが権利なんだということも同時に伝えていく必要があると考えた。

開催回	開催年月日	議 事
第3回	令和6年2月21日	(1) 「児童の権利に関する条約の認知度等調査及び同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究」の取りまとめについて

【主な意見】

(1) 「児童の権利に関する条約の認知度等調査及び同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究」の取りまとめについて

- ・日々の暮らし向きは、中学生、高校生の認識となるため、実際の暮らし向きは分からない。そのため、調査結果の深掘りなど、全体的な解釈以外は難しいのではないかな。
- ・日々の暮らし向きと子ども基本法、条約の認知度はあまり関係がない印象を受けた。日々の暮らし向きが「下」と回答した人はサンプルサイズが小さいが、認知度が低くなっているため、普及啓発時に気をつける必要があると思った。
- ・日々の暮らし向き「下」の子ども基本法、条約の認知度の結果は気になる。日々の暮らし向きは低くなるほど認知度が低くなっているため、どう普及啓発をしていくのかとあわせて考えていく必要がある。子どもが正しく家庭の状況を理解しているかどうかの問題もあるが、数としては一定数いるため、経済的に困難な状況にある子どもが多くいる場所で普及啓発ができるとよいと思った。

- ・日々の暮らし向き別のこども基本法や条約の認知度は、あまり変わらない印象を受けた。「中の下」「下」の結果は気になる。日々の暮らし向きの「中の下」、「下」のこども基本法、条約の認知度が低い要因としては、生活に追われて余裕がなく、こどもと社会のことを話す時間がないこともあるのかと思った。どうやってこの層に普及啓発をするのかは検討する必要があると思った。
- ・こども基本法を知ったきっかけは、小学4～6年生と他の学年でこれほど大きな差があると、なにか要因があると思う。選定された学校が関係しているのか、小学4～6年生での学校教育の関係か、小学4～6年生あたりで親から離れ始めて自分で調べることができるようになるのか。学校で学んでいたとしても、授業内で、インターネットで調べよう言われたら、この年令だと回答は「インターネット」が増えるかもしれない。
- ・こども基本法を知ったきっかけは、小学3年生から社会科が始まり、小学4～6年生になるにしたがって社会全体のことを扱っていき、法律についても学んでいく。小学4～6年生はGIGA端末を使って調べることもあると思うので、このような結果になるのかと思った。ただし、学校の先生の話が少ないのは気になる。
- ・小学3年生から社会科の授業が始まり、総合的に世の中を知っていく。6年生では政治についても学び始める。小学1～3年生がこども基本法を学ぶには、発達段階からして早いと思うが、小学4年生ごろから自分で学ぶスタイルを確率していく。細かく学年別でみたときには6年生の結果が特徴的になるかもしれない。GIGA端末はツールとして使うことは多く、こどもたちに浸透しているため、こどもたちの学びに寄与していると思う。
- ・こども基本法を知ったきっかけの小学4～6年生の傾向の違いは、首都圏や関西の都心部のこどもは受験をするこどもも多いかと思うが、こどもから見る学校の先生の地位が下がってしまうのかと思った。小学4～6年生になると、塾の先生の信頼度が高いこともあるのではないか。こども基本法を知ったきっかけの「その他の人、もの」が19.5%が多いため、この中に塾の先生が含まれていたりするのではないか。塾にポスターを貼るなど、塾を通じた普及啓発もあるのかなと思った。
- ・こども基本法を知ったきっかけで、小学4～6年生で新聞が多い理由は、カリキュラムの関係もあるのか。新聞を使った調べ学習のようなものがあるのか。
- ・新聞を使った調べ学習はない。この新聞はこども向けの新聞の可能性もある。こども向けの新聞は図書室などにもある。
- ・小学4～6年生、中学生は「差別の禁止」、「生きる権利・育つ権利」の認知度が高い。この違いはいわゆる「4原則」として伝わった認知度ではなく、別の文脈で伝わり認知度が高くなっているのかと思った。
- ・中学生から高校生にかけて認知度の差があまりないが、この年代の特徴なのか、中学生と高校生はこども基本法や条約を知る機会がないのか、知る機会がないのであれば、中学生、高校生が改めて知るきっかけづくりを検討してもよいのではないか。
- ・「4原則」の認知度は、条約とは別の文脈で認知度が高まっていると思った。人権教育で差別はいけないなどの規範のようなものが小学4～6年生以上では浸透しているのかと思った。規範にひっかけるような形で啓発してもよいと感じた。
- ・こどもの権利だと思っているものと守られていると感じるこどもの権利の比較で小学1～3年生のみ結果が他の学年と異なるのは、メタ認知の問題ではないか。小学4～6年生以上になると、

自分のことも他者のことも認知できるようになり、この結果になるのではないか。子どもの権利だと思っているものと守られていると感じる子どもの権利の比較は、社会的な権利に関するものほど、小学1～3年生で守られていると感じる子どもの権利が高くなっている傾向にある。社会性の発達もこの結果に関係してくると思う。

- ・子どもの権利だと思っているものと守られていると感じる子どもの権利の比較はおもしろい結果だと思った。中学生から高校生にかけて、守られていると感じる子どもの権利が下がっている。メタ認知もあると思うが、守られていると感じる子どもの権利は自分に関係があることについて高校生で下がっている。社会に対しての視野が広がる部分もあるが、自分事で考えても守られていないと感じることがあるのではないかと思った。
- ・子どもの権利だと思っているものと守られていると感じる子どもの権利の比較をみて、小学1～3年生だと、社会的な認識には広がらないのだと思った。小学4～6年生以降は、守られていると感じる子どもの権利が下がっていくが、批判的な意識が強くなっていくことがあると思う。自分の身近なことに関連づけて考えるように思った。
- ・大人向け調査の年齢に偏りがある。若年層に多く割り付けていることは前回の委員会で伺ったが、属性の表を見ると、偏ったサンプルのように感じてしまうため、若年層が多いことについて説明を入れておいたほうがよいと思う。
- ・妊娠期から条約や子どもの権利に関する普及啓発を行ったほうがよい。0歳の子どもから権利があるということを報告書内でも強調したほうがよいと思う。
- ・自治体で子どもの権利条例について検討される場に、乳幼児期の専門家が含まれていないことがあったと聞いた。そのような子どもの権利を検討する場には、乳幼児期の専門家を参画させたほうがよいが、乳幼児が子どもの権利の対象だという認識がまだ低いのだと思う。
- ・普及啓発について、学校に期待する記述になっているが、人権教育は学習指導要領に基づいて行われるので、単に学校の中で教えるとするのではなく、学習指導要領の中に、子ども基本法や条約を位置付けていく必要があるのではないかと思う。
- ・先生が学ぶ場が教職課程の中では現状ない。教員養成のカリキュラムの中には子ども基本法も条約も含まれていないため、そこもあわせて入れていく必要があるのではないか。
- ・学校における人権教育が十分な記載になっていないように思う。「人権教育」は特定の教科ではなく、普遍的なものとして位置付けている。
- ・子どもたちがよく行く場所でコンビニ、スーパーが多かった。普及啓発の場としてうまく活用できないかと思った。
- ・学校の役割は大きい。学校の中での人権教育、道徳教育で条約に触れる形になると、認知度も確実に増えていくと思う。
- ・日本の人権教育は、日本は情緒的な言葉が多いように思う。「人の気持ち」「やさしさ」「あたたかさ」「つながり」など、正義の倫理よりもケアの倫理に近い教え方である。研究者によって評価する人といない人がいると思うが、うまく活用していけばよいと思う。学校で教えられている言葉とポスターやパンフレットの書きぶりをあわせると、学校の人権教育ともつながってよいと思う。
- ・子どもや大人に絞らず、世の中の皆で政治参加できる社会をつくっていくというビジョンの基、取り組んでいくことが大事だと思う。

- ・今回は難しいと思うが、普及啓発をするときに子どもたちとつくることも検討してもらえるとよいと思った。子どもに伝えるときに、子ども同士の言語だと伝わりやすい部分もあると思う。子どもの力を借りるのはよいと思う。一方で、あいまいな言葉を使ってしまうと伝わりにくくなってしまうこともあるため、「子どもの権利」を「思いやり」のようにぼかすことはせず、権利は権利で伝えていくことも重要だと考えている。
- ・認知度・条約の内容を知らない人は、テレビや SNS など身近な媒体での普及啓発を求めている傾向にある。内容を知らない人が活用している媒体を利用して普及啓発を行うとよいのではないか。

第2章 児童の権利に関する条約の認知度等調査

1 調査実施の概要

(1) 目的

本調査は、条約についての認知度を把握するとともに、その結果も踏まえた効果的な普及啓発方法を検討することを目的として実施した。

(2) 調査対象

①こども向け調査

- ・全国の国公立、私立の小学校、中学校、高等学校を全国 12 ブロックに分類し、各ブロックの学校数、児童・生徒等数をふまえて無作為抽出した（小学校：35 校、中学校：19 校、高等学校：13 校）。
- ・また、全国の国公立、私立の中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校は、全国の学校数、児童・生徒・学生数等をふまえて無作為抽出した（中等教育学校：1 校、高等専門学校：1 校、特別支援学校：3 校）。
- ・小学校 1～3 年生、小学校 4～6 年生、中学生、高校生それぞれ 5,000 人程度

※本報告書内で、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校に在籍する児童・生徒・学生は、小学生相当の場合、児童が回答した回答フォームの種類（小学校 1～3 年生用、4～6 年生用）を基に、小学校 1～3 年生、小学校 4～6 年生にそれぞれ振り分けて調査結果をまとめ、中学生、高校生相当の場合は、生徒・学生が回答した年齢を基に、中学生（12～15 歳）、高校生（16 歳～）にそれぞれ振り分けて調査結果をまとめている。

②大人向け調査

- ・全国の 18 歳（高校 3 年生と回答した者を除く）から 89 歳までのアンケートモニター 5,000 人

(3) 調査期間

①こども向け調査

令和 5 年 10 月 23 日～11 月 8 日

②大人向け調査

令和 5 年 10 月 16 日～10 月 20 日

(4) 調査方法

①こども向け調査

1 人 1 台端末（タブレット）を用いた Web 上での回答を基本とし、学級時間やロングホームルーム等、学校時間を活用して調査を実施した（学校時間内の実施が難しい場合は自宅等からの回答も可）。

②大人向け調査

アンケート登録モニターを対象にアンケート調査を配信した。

(5) 回収状況

①こども向け調査

対象	有効回収数
小学 1～3 年生	4,463 件
小学 4～6 年生	4,213 件
中学生	3,386 件
高校生	4,301 件

②大人向け調査 回収数：5,000 件

(6) 報告書の見方

回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で示してある。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合がある。

複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合がある。

図表中の選択肢表記は、語句を短縮・簡略化している場合がある。小学生向けの調査では、学年にあわせて問いや選択肢をひらがな表記としていたが、本書ではすべて漢字表記に変換している。また、回答比率が0.0%の場合は比率を表示していない場合がある。

単純集計やクロス集計では、無回答が含まれているが、クロス集計の分析の軸（＝表側）とした調査回答者の属性や設問は、無回答を除いているため、各調査回答者の属性の基数の合計が全体と一致しない場合がある。また、分析の軸（＝表側）が対になっている項目については、比率の差を記述している。その表現は%ではなく、ポイントであらわすこととしている。

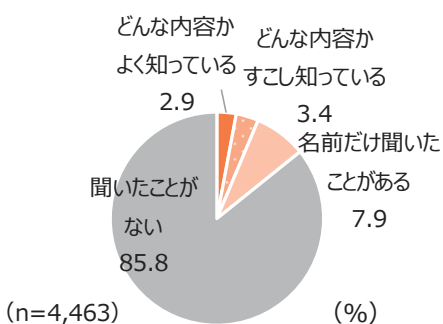
クロス集計では、こども基本法、条約の認知度別、こども基本法、条約の理解度別による分析を行っている。認知度別の「聞いたことがある（計）」は「どんな内容かよく知っている」、「どんな内容か少し知っている」、「名前だけ聞いたことがある」の合計である。理解度別の「内容を知っている（計）」は「どんな内容かよく知っている」、「どんな内容か少し知っている」の合計、「内容を知らない（計）」は「名前だけ聞いたことがある」、「聞いたことがない」の合計である。

基数が30を下回るものについては、調査数が少ないため参考として図示するに留め、文中では言及をしない。

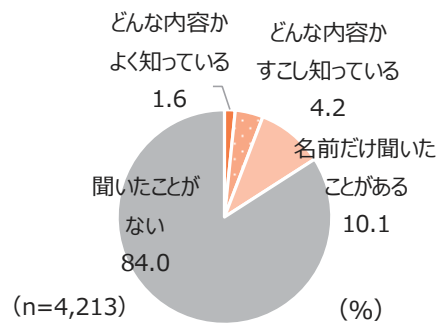
2 調査結果の概要

(1) こども基本法の認知度

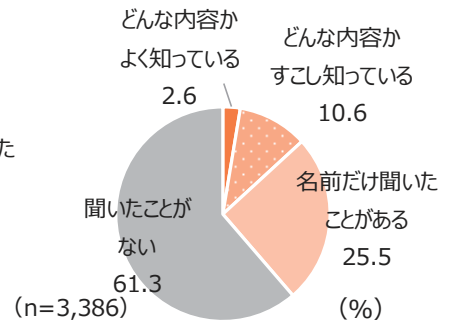
【小学1～3年生】



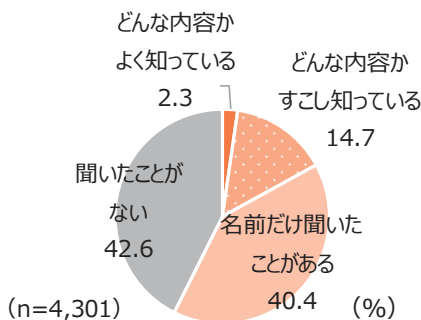
【小学4～6年生】



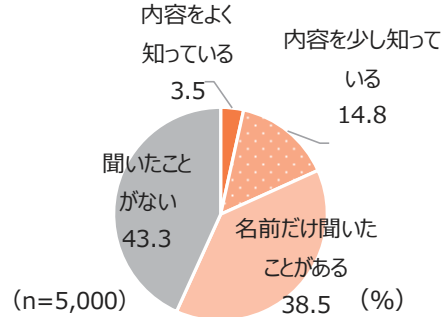
【中学生】



【高校生】



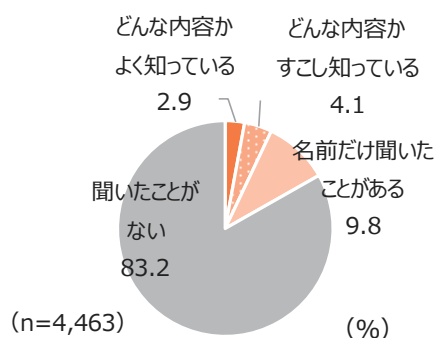
【大人】



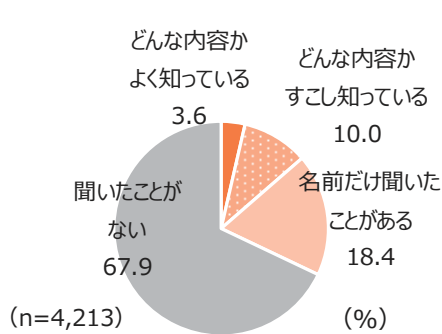
こども基本法の認知度は、どの年代も「聞いたことがない」が最も高くなっているが、こどもにおいては年代が上がるほどその割合が低くなる傾向にあり、高校生で42.6%となっている。「どんな内容かよく知っている」はどの年代でも4%未満となっているが、「どんな内容かすこし知っている」、「名前だけ聞いたことがある」まで含めたこども基本法を何らかの形で知っている人の割合は、小学1～3年生で14.2%、小学4～6年生で15.9%、中学生で38.7%、高校生で57.4%、大人で56.8%となっている。

(2) 児童の権利に関する条約の認知度

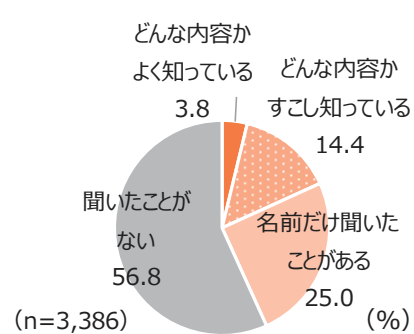
【小学1～3年生】



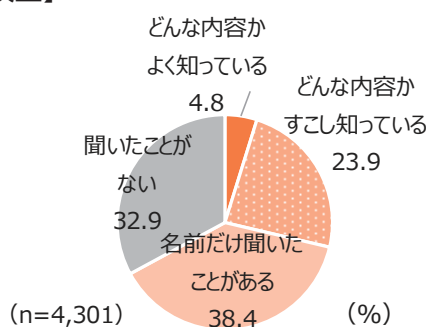
【小学4～6年生】



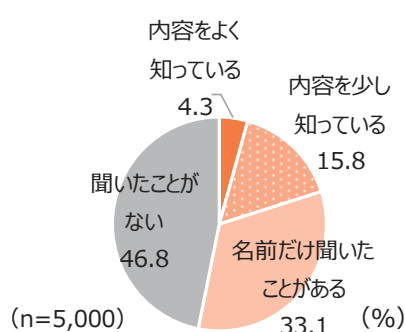
【中学生】



【高校生】



【大人】



児童の権利に関する条約の認知度は、中学生以下の年代、大人は「聞いたことがない」が最も高くなっているが、こどもは年代が上がるほどその割合が低くなる傾向にある。高校生では「名前だけ聞いたことがある」が38.4%と最も高い。「どんな内容かよく知っている」はどの年代でも5%未満となっているが、「どんな内容か少し知っている」、「名前だけ聞いたことがある」まで含めると小学1～3年生で16.8%、小学4～6年生で32.0%、中学生で43.2%、高校生で67.1%、大人で53.2%となっている。

3 こども向け調査 調査結果

(1) 属性

①性別

	調査数 (n)	上段：実数、下段：%			調査数 (n)	上段：実数、下段：%			
		男	女	答えたくない		男性	女性	いいえ ・ 答え たくない (その他 ・ どちら からも ない)	
小学1～3年生	4,463	2,271	2,052	140.0	中学生	3,386	1,713	1,588	85.0
	100.0	50.9	46.0	3.1		100.0	50.6	46.9	2.5
小学4～6年生	4,213	2,109	1,995	109.0	高校生等	4,301	2,241	1,881	179.0
	100.0	50.1	47.4	2.6		100.0	52.1	43.7	4.2

②年齢

【小学1～3年生】

調査数 (n)	上段：実数、下段：%			
	6才	7才	8才	9才
4,463	593	1,456	1,486	928
100.0	13.3	32.6	33.3	20.8

【小学4～6年生】

調査数 (n)	上段：実数、下段：%			
	9才	10才	11才	12才
4,213	521	1,385	1,387	920
100.0	12.4	32.9	32.9	21.8

【中学生】

調査数 (n)	上段：実数、下段：%			
	12歳	13歳	14歳	15歳
3,386	439	1,162	1,070	715
100.0	13.0	34.3	31.6	21.1

【高校生】

調査数 (n)	上段：実数、下段：%				
	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳以上
4,301	698	1,731	1,260	590	22
100.0	16.2	40.2	29.3	13.7	0.5

(2) 同居家族（多肢選択）



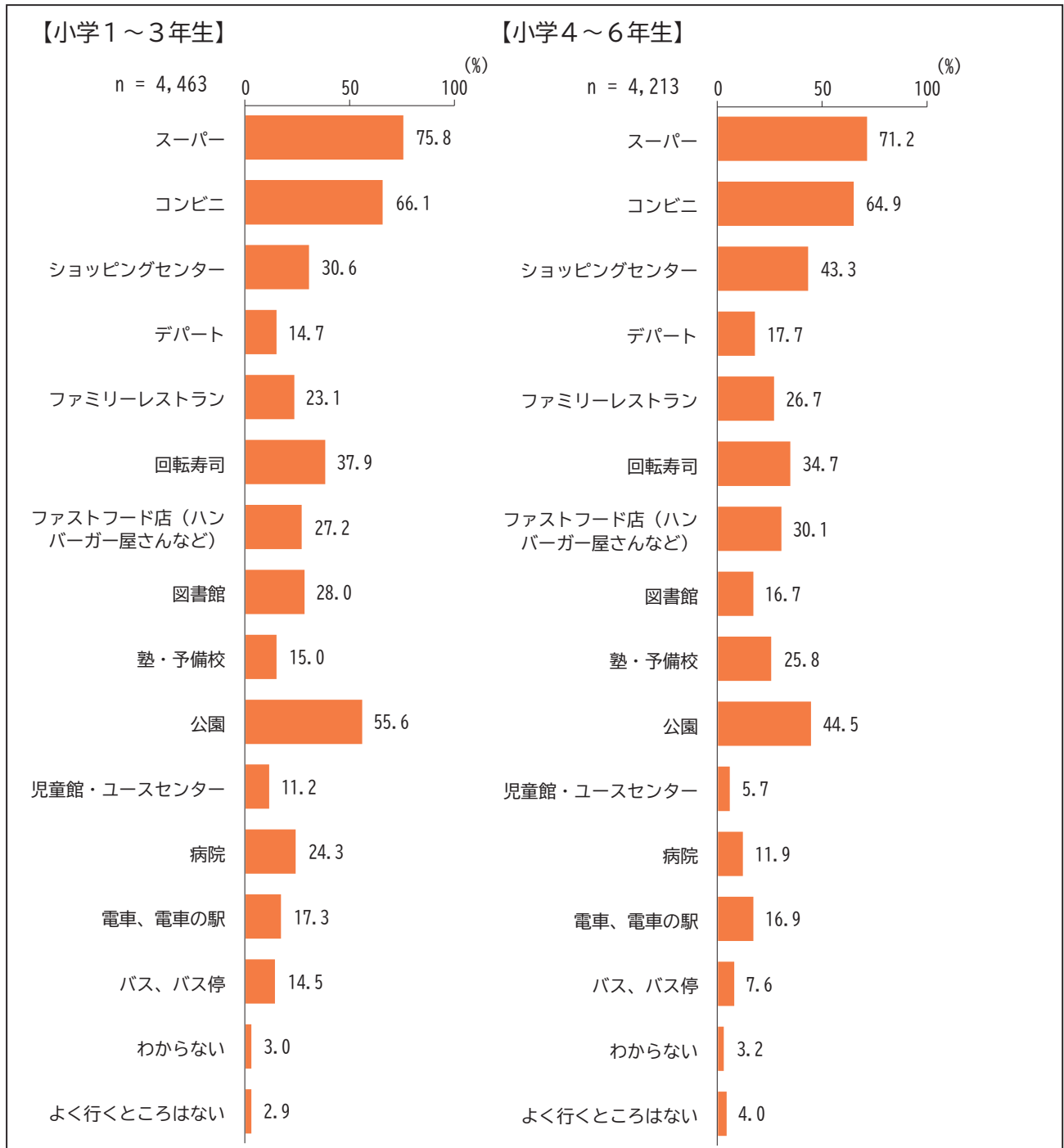
同居家族は、小学1～3年生では、「お母さん」が97.3%で最も高く、以下、「お父さん」(89.1%)、「お兄さん・お姉さん」(49.9%)、「弟・妹」(44.5%)となっている。

小学4～6年生では、「お母さん」が98.1%で最も高く、以下、「お父さん」(89.7%)、「お兄さん・お姉さん」(52.0%)、「弟・妹」(48.3%)となっている。

中学生では、「母」が96.9%で最も高く、以下、「父」(85.4%)、「弟・妹」(51.7%)、「兄・姉」(50.3%)となっている。

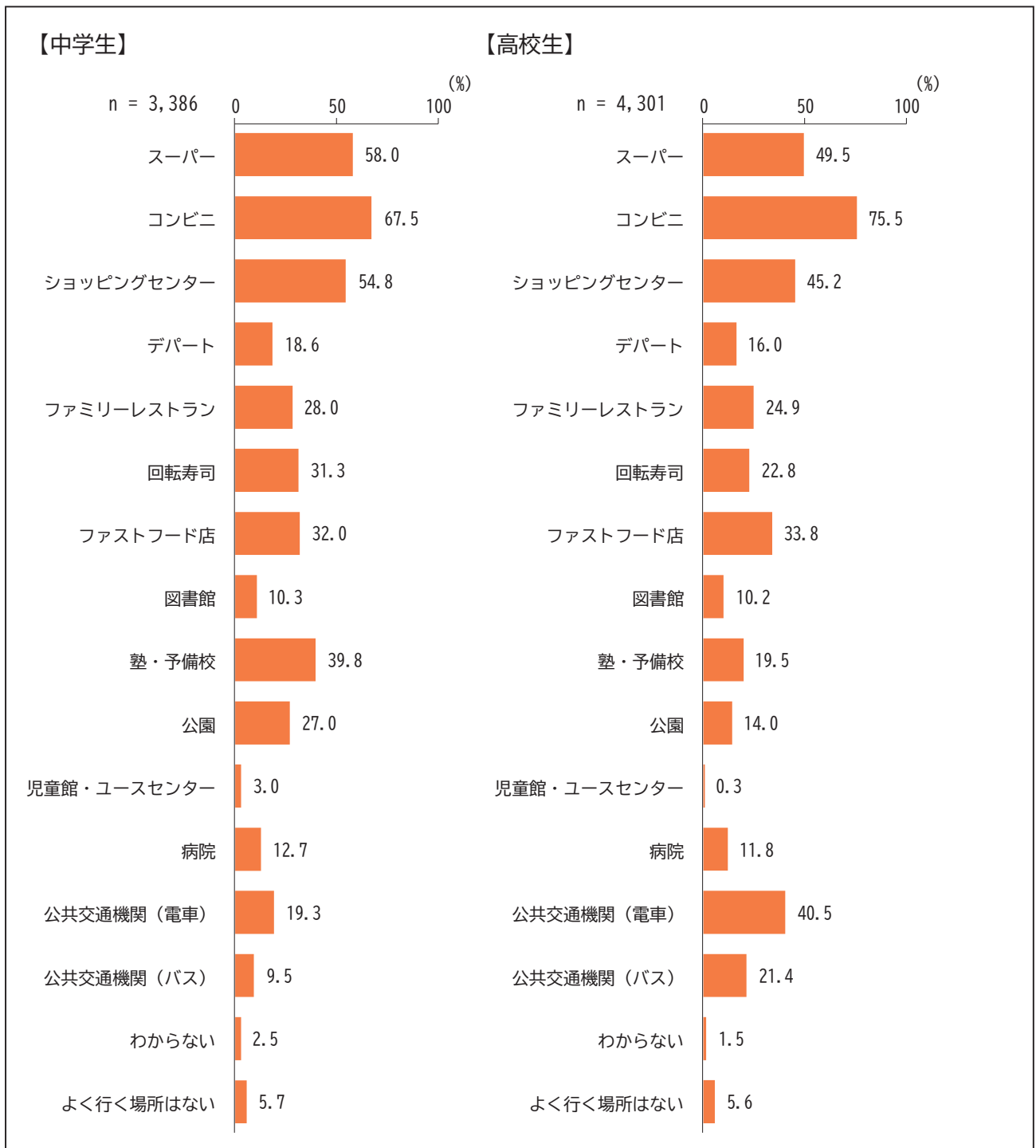
高校生では、「母」が95.0%で最も高く、以下、「父」(82.1%)、「弟・妹」(46.8%)、「兄・姉」(34.5%)となっている。

(3) よく出かける場所 (多肢選択)



よく出かける場所は、小学1～3年生では、「スーパー」が75.8%で最も高く、以下、「コンビニ」(66.1%)、「公園」(55.6%)、「回転寿司」(37.9%)となっている。

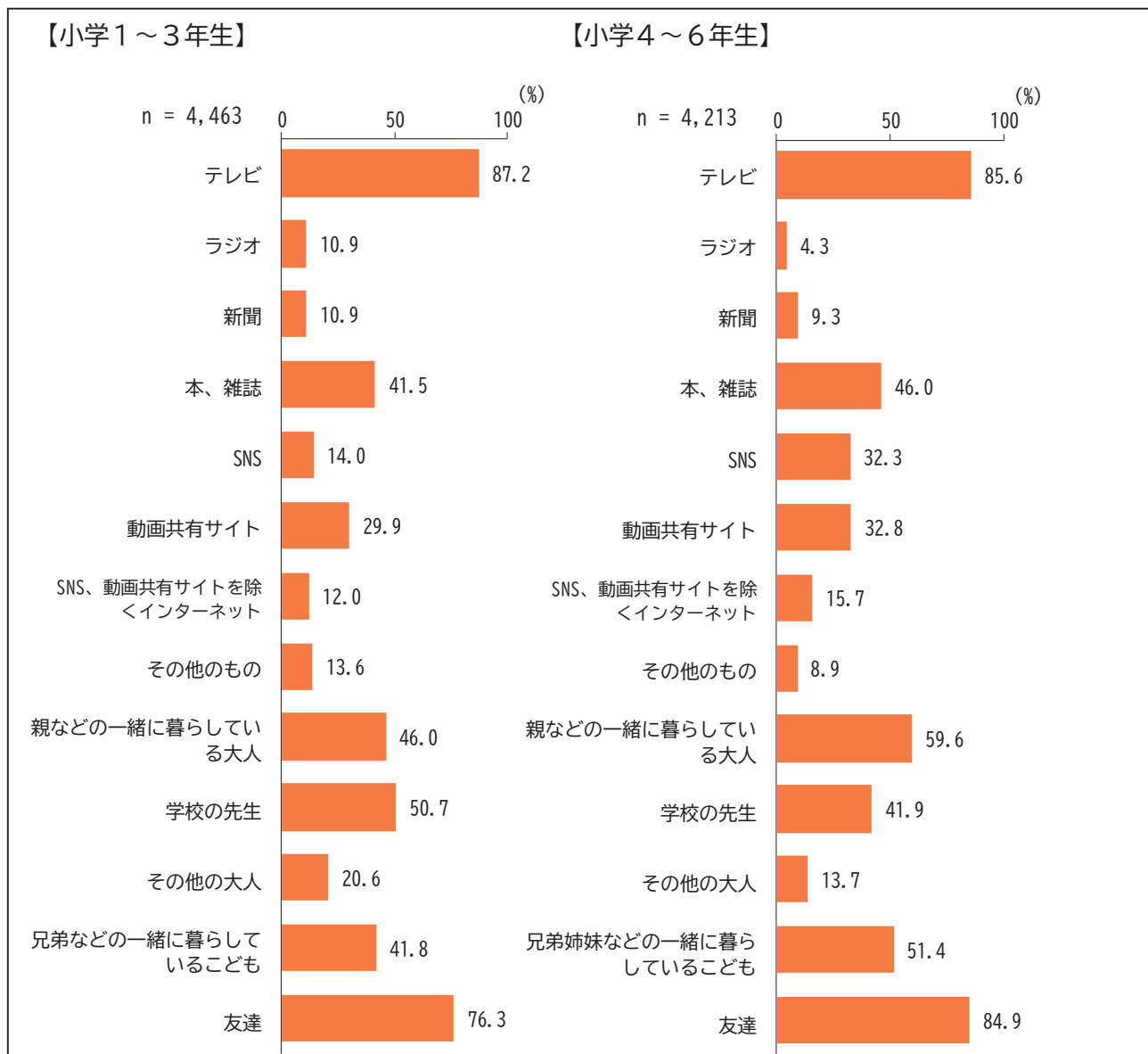
小学4～6年生では、「スーパー」が71.2%で最も高く、以下、「コンビニ」(64.9%)、「公園」(44.5%)、「ショッピングセンター」(43.3%)となっている。



中学生では、「コンビニ」が67.5%で最も高く、以下、「スーパー」(58.0%)、「ショッピングセンター」(54.8%)、「塾・予備校」(39.8%)となっている。

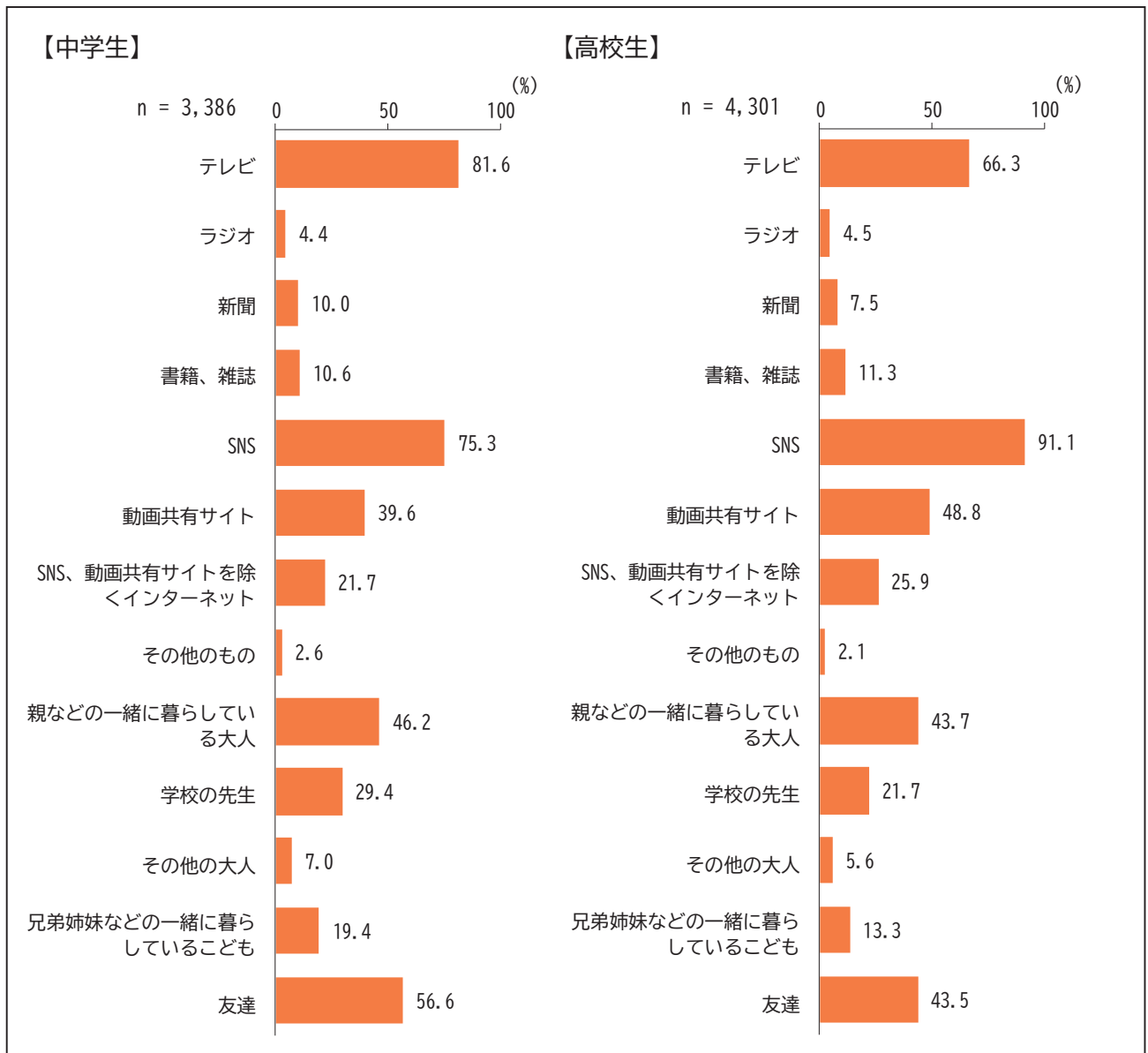
高校生では、「コンビニ」が75.5%で最も高く、以下、「スーパー」(49.5%)、「ショッピングセンター」(45.2%)、「公共交通機関（電車）」(40.5%)となっている。

(4) 日々の情報収集源 (多肢選択)



日々の情報収集源は、小学1～3年生では、「テレビ」が87.2%で最も高く、以下、「友達」(76.3%)、「学校の先生」(50.7%)、「親などの一緒に暮らしている大人」(46.0%)となっている。

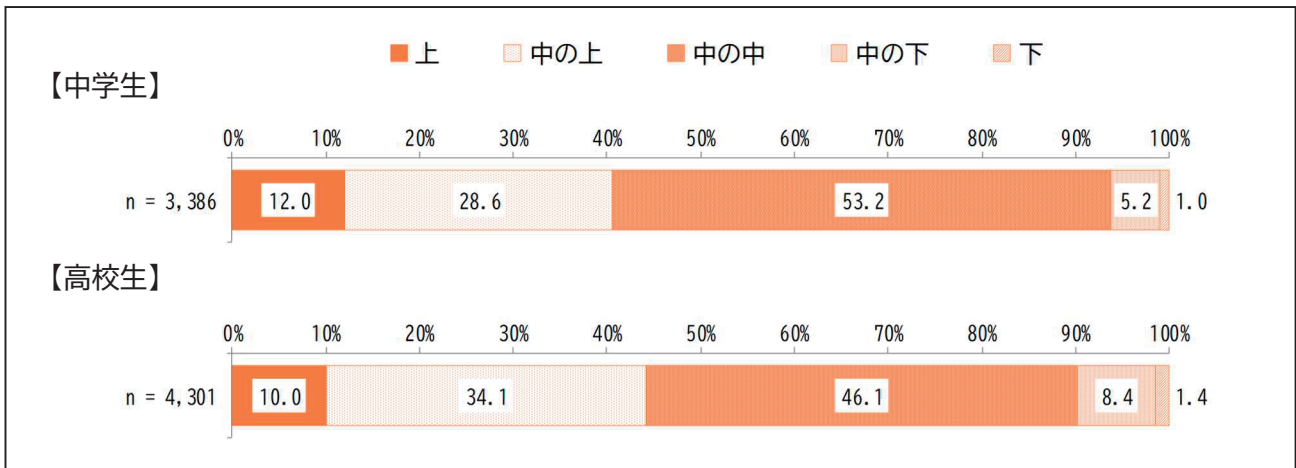
小学4～6年生では、「テレビ」が85.6%で最も高く、以下、「友達」(84.9%)、「親などの一緒に暮らしている大人」(59.6%)、「兄弟姉妹などの一緒に暮らしているこども」(51.4%)となっている。



中学生では、「テレビ」が81.6%で最も高く、以下、「SNS」(75.3%)、「友達」(56.6%)、「親などの一緒に暮らしている大人」(46.2%)となっている。

高校生では、「SNS」が91.1%で最も高く、以下、「テレビ」(66.3%)、「動画共有サイト」(48.8%)、「親などの一緒に暮らしている大人」(43.7%)となっている。

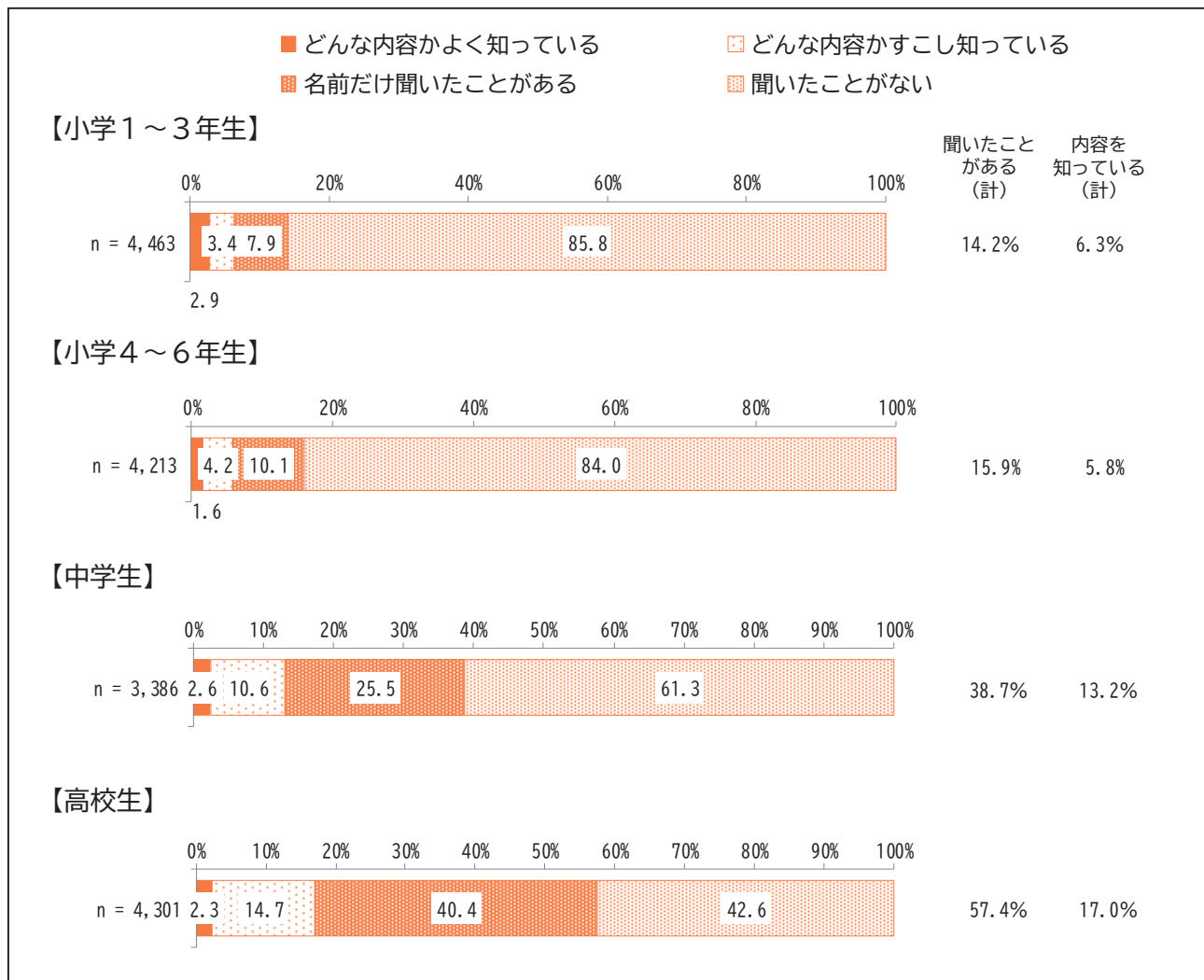
(5) 日々の暮らし向き (単一選択)



日々の暮らし向きは、中学生では、「中の中」が53.2%で最も高く、以下、「中の上」(28.6%)、「上」(12.0%)となっている。

高校生では、「中の中」が46.1%で最も高く、以下、「中の上」(34.1%)、「上」(10.0%)となっている。

(6) こども基本法の認知度（単一選択）



こども基本法の認知度は、小学1～3年生では、「聞いたことがない」が85.8%で最も高くなっている。「聞いたことがある（計）」は14.2%、「内容を知っている（計）」は6.3%となっている。

小学4～6年生では、「聞いたことがない」が84.0%で最も高くなっている。「聞いたことがある（計）」は15.9%、「内容を知っている（計）」は5.8%となっている。

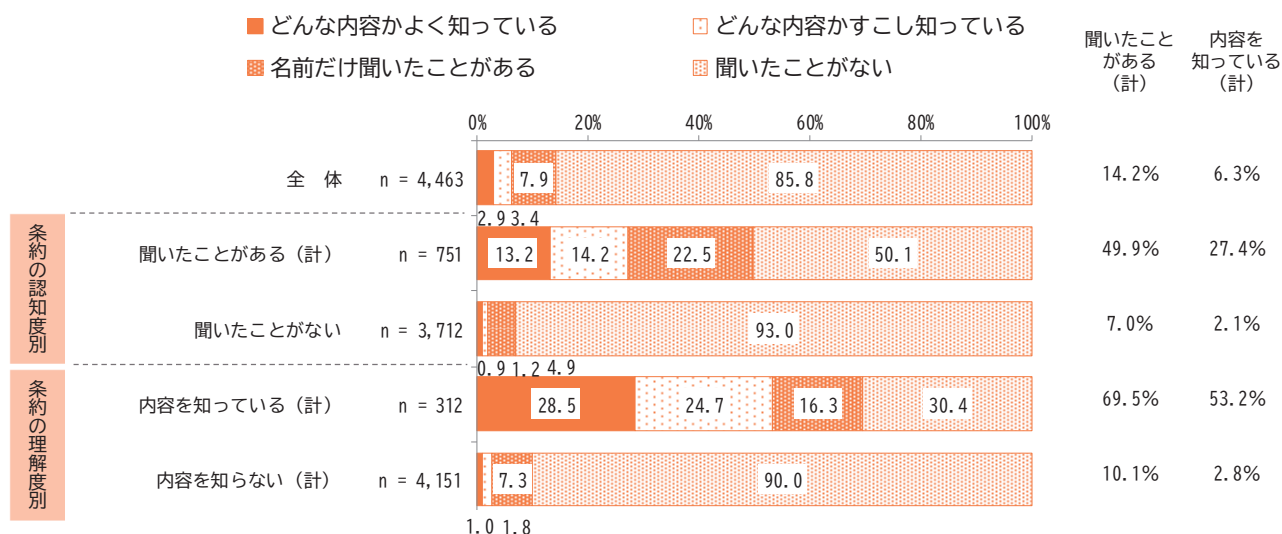
中学生では、「聞いたことがない」が61.3%で最も高くなっている。「聞いたことがある（計）」は38.7%、「内容を知っている（計）」は13.2%となっている。

高校生では、「聞いたことがない」が42.6%で最も高くなっている。「聞いたことがある（計）」は57.4%、「内容を知っている（計）」は17.0%となっている。

<条約の認知度、条約の理解度別のこども基本法の認知度・理解度>

【小学1～3年生】

[こども基本法の認知度・理解度]



こども基本法の認知度を小学1～3年生の条約の認知度別で見ると、条約を「聞いたことがある(計)」と回答した人のうち、こども基本法を「聞いたことがある(計)」と回答した人は49.9%であった。条約を「聞いたことがない」と回答した人のうち、こども基本法を「聞いたことがある(計)」と回答した人は7.0%となっている。こども基本法の認知度を、条約を「聞いたことがある(計)」と回答した人の割合と、「聞いたことがない」と回答した人の割合で比べると、前者の方が42.9ポイント高くなっている。

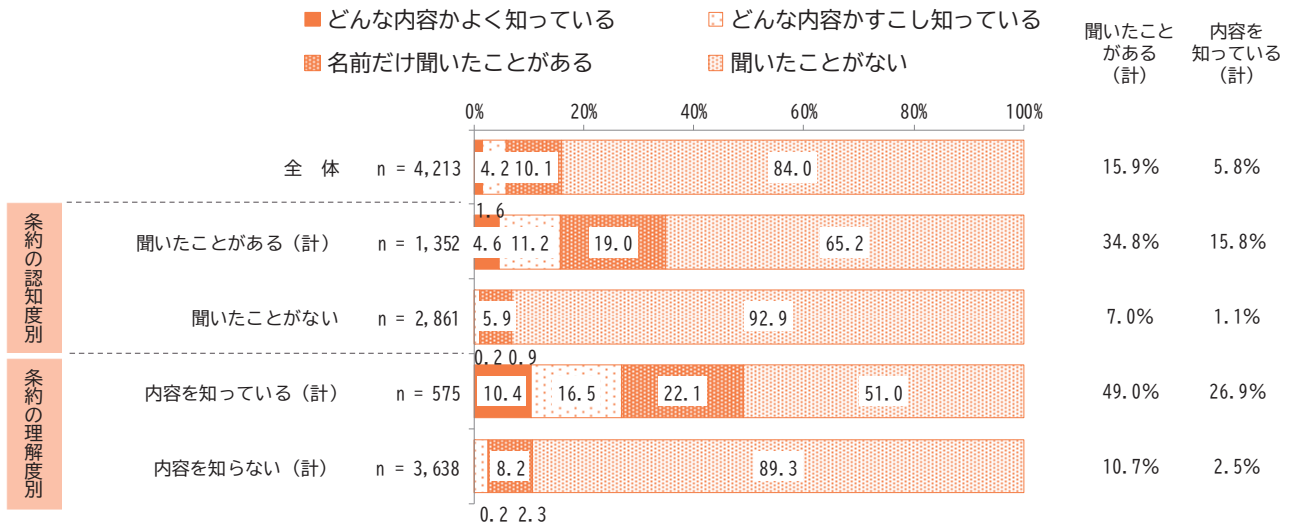
こども基本法の認知度を小学1～3年生の条約の理解度別で見ると、条約の「内容を知っている(計)」と回答した人のうち、こども基本法を「聞いたことがある(計)」と回答した人は69.5%であった。条約の「内容を知らない(計)」と回答した人のうち、こども基本法を「聞いたことがある(計)」と回答した人は10.1%となっている。こども基本法の認知度を、条約の「内容を知っている(計)」と回答した人の割合と「内容を知らない(計)」と回答した人の割合で比べると、前者の方が59.4ポイント高くなっている。

こども基本法の理解度を小学1～3年生の条約の認知度別で見ると、条約を「聞いたことがある(計)」と回答した人のうち、こども基本法の「内容を知っている(計)」と回答した人は27.4%であった。条約を「聞いたことがない」と回答した人のうち、こども基本法の「内容を知っている(計)」と回答した人は2.1%となっている。こども基本法の理解度を、条約を「聞いたことがある(計)」と回答した人の割合と、「聞いたことがない」と回答した人の割合で比べると、前者の方が25.3ポイント高くなっている。

こども基本法の理解度を小学1～3年生の条約の理解度別で見ると、条約の「内容を知っている(計)」と回答した人のうち、こども基本法の「内容を知っている(計)」と回答した人は53.2%であった。条約の「内容を知らない(計)」と回答した人のうち、こども基本法の「内容を知っている(計)」と回答した人は2.8%となっている。こども基本法の理解度を、条約の「内容を知っている(計)」と回答した人の割合と、「内容を知らない(計)」と回答した人の割合で比べると、前者の方が50.4ポイント高くなっている。

【小学4～6年生】

[こども基本法の認知度・理解度]



こども基本法の認知度を小学4～6年生の条約の認知度別で見ると、条約を“聞いたことがある(計)”と回答した人のうち、こども基本法を「聞いたことがある(計)」と回答した人は34.8%であった。条約を“聞いたことがない”と回答した人のうち、こども基本法を「聞いたことがある(計)」と回答した人は7.0%となっている。こども基本法の認知度を、条約を“聞いたことがある(計)”と回答した人の割合と、“聞いたことがない”と回答した人の割合で比べると、前者の方が27.8ポイント高くなっている。

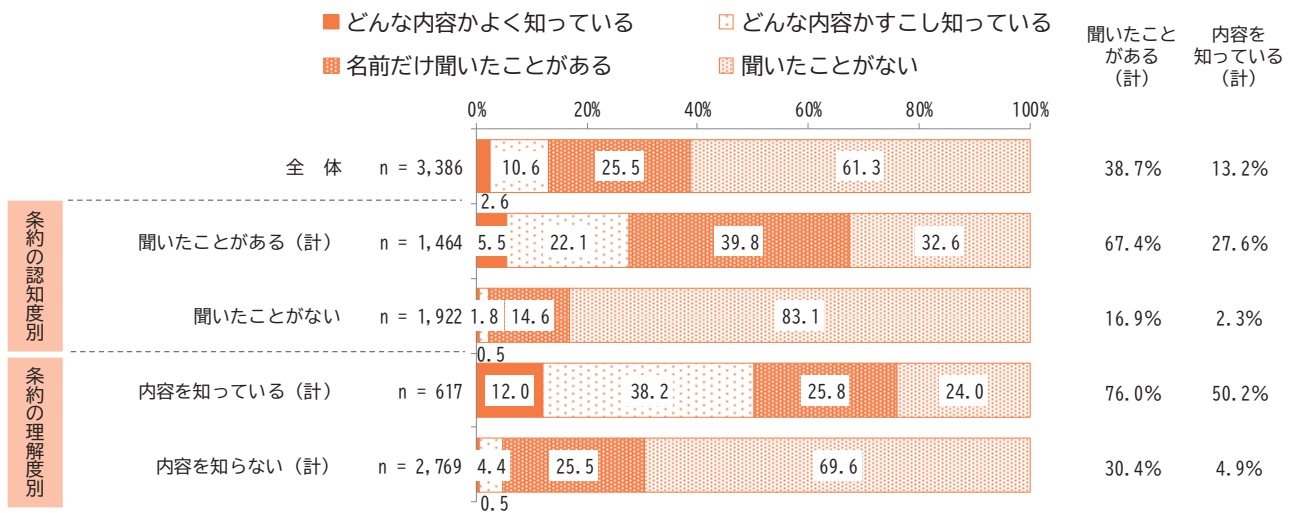
こども基本法の認知度を小学4～6年生の条約の理解度別で見ると、条約の“内容を知っている(計)”と回答した人のうち、こども基本法を「聞いたことがある(計)」と回答した人は49.0%であった。条約の“内容を知らない(計)”と回答した人のうち、こども基本法を「聞いたことがある(計)」と回答した人は10.7%となっている。こども基本法の認知度を、条約の“内容を知っている(計)”と回答した人の割合と“内容を知らない(計)”と回答した人の割合で比べると、前者の方が38.3ポイント高くなっている。

こども基本法の理解度を小学4～6年生の条約の認知度別で見ると、条約を“聞いたことがある(計)”と回答した人のうち、こども基本法の「内容を知っている(計)」と回答した人は15.8%であった。条約を“聞いたことがない”と回答した人のうち、こども基本法の「内容を知っている(計)」と回答した人は1.1%となっている。こども基本法の理解度を、条約を“聞いたことがある(計)”と回答した人の割合と、“聞いたことがない”と回答した人の割合で比べると、前者の方が14.7ポイント高くなっている。

こども基本法の理解度を小学4～6年生の条約の理解度別で見ると、条約の“内容を知っている(計)”と回答した人のうち、こども基本法の「内容を知っている(計)」と回答した人は26.9%であった。条約の“内容を知らない(計)”と回答した人のうち、こども基本法の「内容を知っている(計)」と回答した人は2.5%となっている。こども基本法の理解度を、条約の“内容を知っている(計)”と回答した人の割合と、“内容を知らない(計)”と回答した人の割合で比べると、前者の方が24.4ポイント高くなっている。

【中学生】

[こども基本法の認知度・理解度]



こども基本法の認知度を中学生の条約の認知度別でみると、条約を“聞いたことがある (計)”と回答した人のうち、こども基本法を「聞いたことがある (計)」と回答した人は67.4%であった。条約を“聞いたことがない”と回答した人のうち、こども基本法を「聞いたことがある (計)」と回答した人は16.9%となっている。こども基本法の認知度を、条約を“聞いたことがある (計)”と回答した人の割合と、“聞いたことがない”と回答した人の割合で比べると、前者の方が50.5ポイント高くなっている。

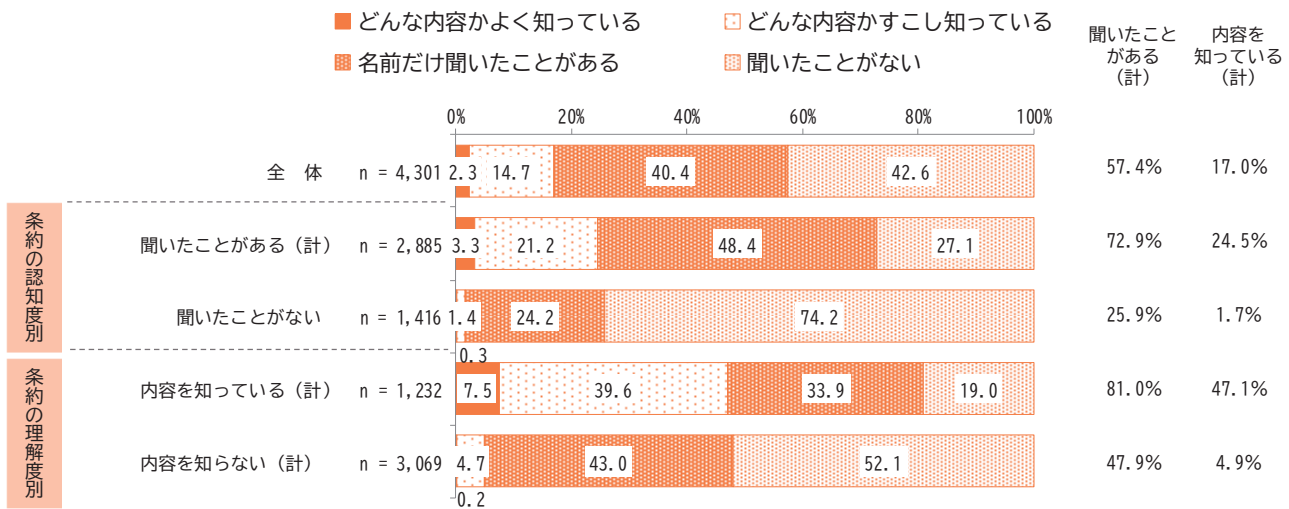
こども基本法の認知度を中学生の条約の理解度別でみると、条約の“内容を知っている (計)”と回答した人のうち、こども基本法を「聞いたことがある (計)」と回答した人は76.0%であった。条約の“内容を知らない (計)”と回答した人のうち、こども基本法を「聞いたことがある (計)」と回答した人は30.4%となっている。こども基本法の認知度を、条約の“内容を知っている (計)”と回答した人の割合と“内容を知らない (計)”と回答した人の割合で比べると、前者の方が45.6ポイント高くなっている。

こども基本法の理解度を中学生の条約の認知度別でみると、条約を“聞いたことがある (計)”と回答した人のうち、こども基本法の「内容を知っている (計)」と回答した人は27.6%であった。条約を“聞いたことがない”と回答した人のうち、こども基本法の「内容を知っている (計)」と回答した人は2.3%となっている。こども基本法の理解度を、条約を“聞いたことがある (計)”と回答した人の割合と、“聞いたことがない”と回答した人の割合で比べると、前者の方が25.3ポイント高くなっている。

こども基本法の理解度を中学生の条約の理解度別でみると、条約の“内容を知っている (計)”と回答した人のうち、こども基本法の「内容を知っている (計)」と回答した人は50.2%であった。条約の“内容を知らない (計)”と回答した人のうち、こども基本法の「内容を知っている (計)」と回答した人は4.9%となっている。こども基本法の理解度を、条約の“内容を知っている (計)”と回答した人の割合と、“内容を知らない (計)”と回答した人の割合で比べると、前者の方が45.3ポイント高くなっている。

【高校生】

[こども基本法の認知度・理解度]



こども基本法の認知度を高校生の条約の認知度別でみると、条約を“聞いたことがある (計)”と回答した人のうち、こども基本法を「聞いたことがある (計)」と回答した人は72.9%であった。条約を“聞いたことがない”と回答した人のうち、こども基本法を「聞いたことがある (計)」と回答した人は25.9%となっている。こども基本法の認知度を、条約を“聞いたことがある (計)”と回答した人の割合と、“聞いたことがない”と回答した人の割合で比べると、前者の方が47.0ポイント高くなっている。

こども基本法の認知度を高校生の条約の理解度別でみると、条約の“内容を知っている (計)”と回答した人のうち、こども基本法の「聞いたことがある (計)」と回答した人は81.0%であった。条約の“内容を知らない (計)”と回答した人のうち、こども基本法の「聞いたことがある (計)」と回答した人は47.9%となっている。こども基本法の認知度を、条約の“内容を知っている (計)”と回答した人の割合と“内容を知らない (計)”と回答した人の割合で比べると、前者の方が33.1ポイント高くなっている。

こども基本法の理解度を高校生の条約の認知度別でみると、条約を“聞いたことがある (計)”と回答した人のうち、こども基本法の「内容を知っている (計)」と回答した人は24.5%であった。条約を“聞いたことがない”と回答した人のうち、こども基本法の「内容を知っている (計)」と回答した人は1.7%となっている。こども基本法の理解度を、条約を“聞いたことがある (計)”と回答した人の割合と、“聞いたことがない”と回答した人の割合で比べると、前者の方が22.8ポイント高くなっている。

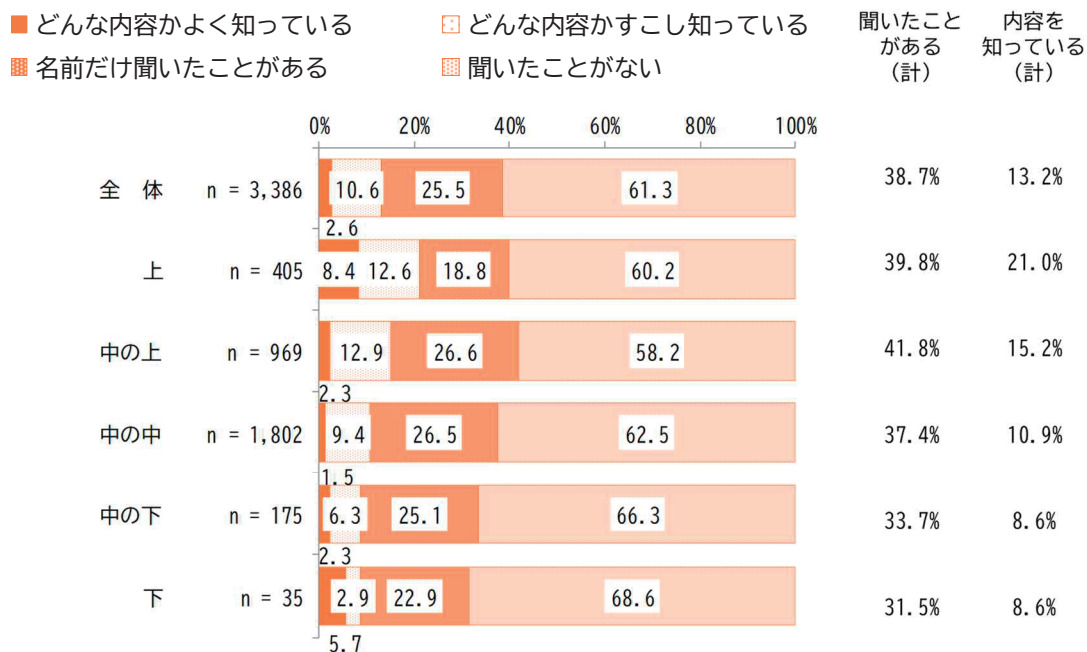
こども基本法の理解度を高校生の条約の理解度別でみると、条約の“内容を知っている (計)”と回答した人のうち、こども基本法の「内容を知っている (計)」と回答した人は47.1%であった。条約の“内容を知らない (計)”と回答した人のうち、こども基本法の「内容を知っている (計)」と回答した人は4.9%となっている。こども基本法の理解度を、条約の“内容を知っている (計)”と回答した人の割合と、“内容を知らない (計)”と回答した人の割合で比べると、前者の方が42.2ポイント高くなっている。

これらを踏まえると、いずれの年代においても、こども基本法の認知度、理解度の高低と、条約の認知度、理解度の高低に一定の関連がみられた。

<日々の暮らし向き別のこども基本法の認知度・理解度>

【中学生】

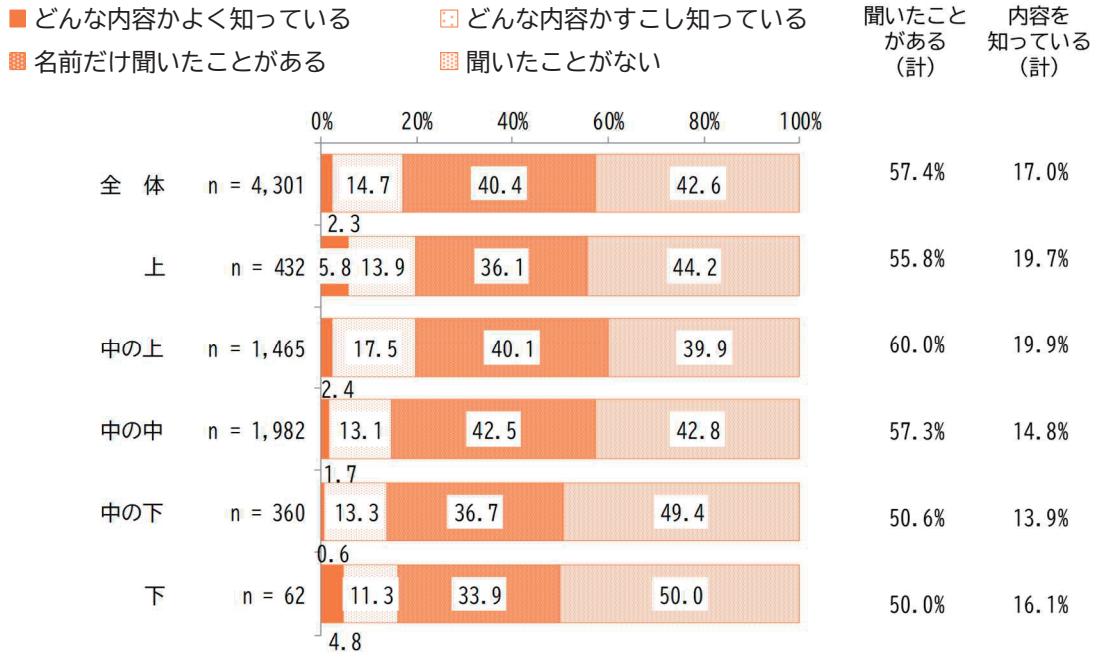
[こども基本法の認知度・理解度]



こども基本法の認知度、理解度を中学生の日々の暮らし向き別で見ると、こども基本法を「聞いたことがある(計)」は暮らし向きが“中の上”と回答した人で41.8%と高くなっている。こども基本法の「内容を知っている(計)」は暮らし向きが“上”と回答した人で21.0%と最も高く、次いで暮らし向きが“中の上”と回答した人で15.2%となっている。

【高校生】

[こども基本法の認知度・理解度]



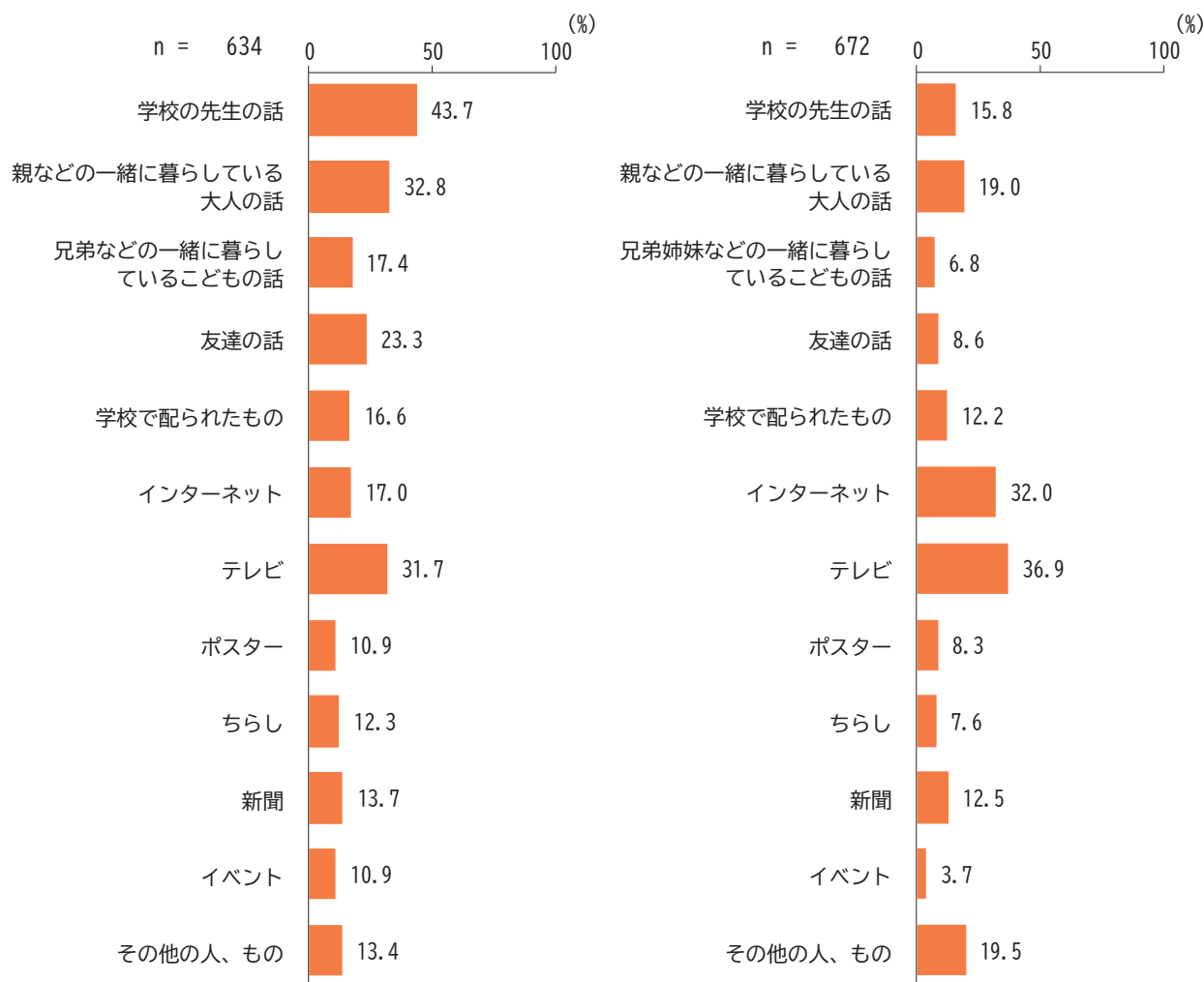
こども基本法の認知度、理解度を高校生の日々の暮らし向き別でみると、こども基本法を「聞いたことがある (計)」は暮らし向きが“中の上”と回答した人で60.0%と高くなっている。こども基本法の「内容を知っている (計)」は暮らし向きが“中の上”と回答した人で19.9%と最も高く、次いで暮らし向きが“上”と回答した人で19.7%となっている。

(7) こども基本法を知ったきっかけ (多肢選択)

※(6) こども基本法の認知度で「内容をよく知っている」、「どんな内容かすこし知っている」、「名前だけ聞いたことがある」のいずれかと回答した人を対象

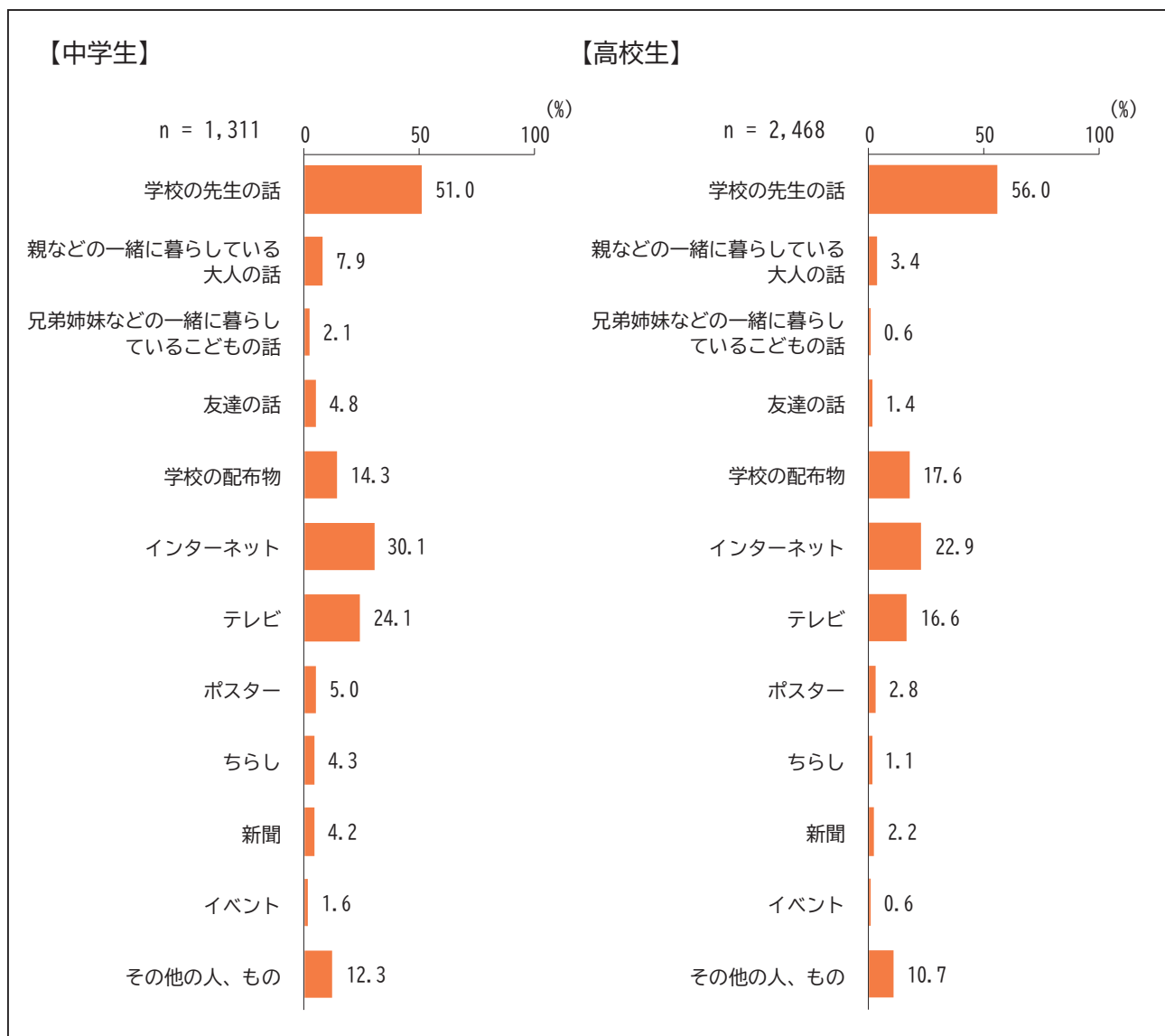
【小学1～3年生】

【小学4～6年生】



こども基本法を知ったきっかけは、小学1～3年生では、「学校の先生の話」が43.7%で最も高く、以下、「親などの一緒に暮らしている大人の話」(32.8%)、「テレビ」(31.7%)、「友達の話」(23.3%)となっている。

小学4～6年生では、「テレビ」が36.9%で最も高く、以下、「インターネット」(32.0%)、「その他の人、もの」(19.5%)、「親などの一緒に暮らしている大人の話」(19.0%)となっている。



中学生では、「学校の先生の話」が51.0%で最も高く、以下、「インターネット」(30.1%)、「テレビ」(24.1%)、「学校の配布物」(14.3%)となっている。

高校生では、「学校の先生の話」が56.0%で最も高く、以下、「インターネット」(22.9%)、「学校の配布物」(17.6%)、「テレビ」(16.6%)となっている。

これらを踏まえると、小学4～6年生以外では「学校の先生の話」が最も高いことが分かった。一方で、小学4～6年生では、「テレビ」、「インターネット」、「親などの一緒に暮らしている大人の話」が高い結果となっている。中高生では、「インターネット」、「学校の配布物」、「テレビ」の割合が他の選択肢と比べて、高い傾向にある。小学生年代では中高生年代と比べて「親などの一緒に暮らしている大人」が子ども基本法を知ったきっかけになっていることが分かった。

<こども基本法の理解度別のこども基本法を知ったきっかけ>

【小学1～3年生】

(%)

	調査数 (n)	学校の先生の話	親などの一緒に暮らしている大人の話	兄弟などの一緒に暮らしているこどもの話	友達の話	学校で配られたもの	インターネット	テレビ	ポスター	ちらし	新聞	イベント	その他の人、もの	
全体	634	43.7	32.8	17.4	23.3	16.6	17.0	31.7	10.9	12.3	13.7	10.9	13.4	
理解度別の基本法別	内容を知っている (計)	282	52.5	31.2	18.8	25.5	17.0	20.2	33.3	14.2	14.9	14.2	13.8	15.6
	内容を知らない (計)	352	36.6	34.1	16.2	21.6	16.2	14.5	30.4	8.2	10.2	13.4	8.5	11.6

【小学4～6年生】

(%)

	調査数 (n)	学校の先生の話	親などの一緒に暮らしている大人の話	兄弟などの一緒に暮らしているこどもの話	友達の話	学校で配られたもの	インターネット	テレビ	ポスター	ちらし	新聞	イベント	その他の人、もの
全体	672	15.8	19.0	6.8	8.6	12.2	32.0	36.9	8.3	7.6	12.5	3.7	19.5
理解度別の基本法別	内容を知っている (計)	245	20.4	23.3	11.0	9.4	13.1	37.6	38.4	11.8	20.0	6.1	24.1
	内容を知らない (計)	427	13.1	16.6	4.4	8.2	11.7	28.8	36.1	6.3	6.1	8.2	2.3

こども基本法を知ったきっかけをこども基本法の理解度別で見ると、小学1～3年生では、こども基本法の“内容を知っている (計)”と回答した人は“内容を知らない (計)”と回答した人よりも15.9ポイント高く「学校の先生の話」と回答している。他方で、「親などの一緒に暮らしている大人の話」という選択肢については、“内容を知らない (計)”と回答した人が“内容を知っている (計)”と回答した人よりも2.9ポイント高くなっている。

小学4～6年生では、こども基本法の“内容を知っている (計)”と回答した人は“内容を知らない (計)”と回答した人よりも11.8ポイント高く「新聞」と回答している。また、こども基本法の“内容を知っている (計)”と回答した人は“内容を知らない (計)”と回答した人よりも8.8ポイント高く「インターネット」と回答している。

【中学生】

		(%)												
		調査数 (n)	学校の先生の話	話ら親などの暮	話ら親などの暮	話ら親などの暮	話ら親などの暮	話ら親などの暮	話ら親などの暮	話ら親などの暮	話ら親などの暮	話ら親などの暮	話ら親などの暮	話ら親などの暮
全体		1,311	51.0	7.9	2.1	4.8	14.3	30.1	24.1	5.0	4.3	4.2	1.6	12.3
理解度別の	内容を知っている (計)	447	64.7	11.0	3.4	8.1	14.8	33.3	26.0	6.9	5.1	6.9	3.8	13.4
	内容を知らない (計)	864	43.9	6.4	1.4	3.1	14.0	28.4	23.1	3.9	3.8	2.8	0.5	11.7

【高校生】

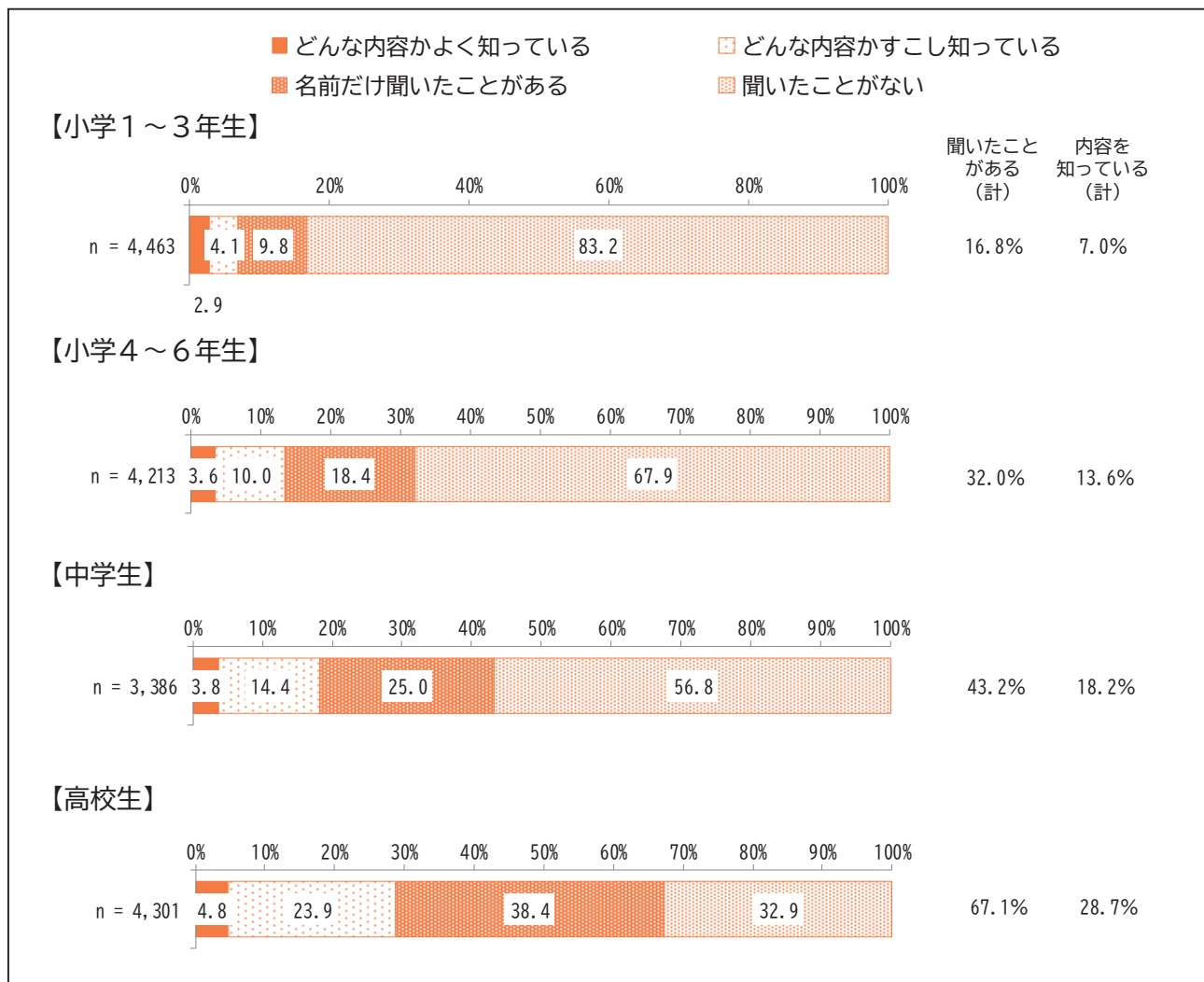
		(%)												
		調査数 (n)	学校の先生の話	話ら親などの暮	話ら親などの暮	話ら親などの暮	話ら親などの暮	話ら親などの暮	話ら親などの暮	話ら親などの暮	話ら親などの暮	話ら親などの暮	話ら親などの暮	話ら親などの暮
全体		2,468	56.0	3.4	0.6	1.4	17.6	22.9	16.6	2.8	1.1	2.2	0.6	10.7
理解度別の	内容を知っている (計)	729	61.0	6.9	1.5	2.6	18.5	28.1	16.0	2.9	1.0	4.7	1.1	10.4
	内容を知らない (計)	1,739	53.9	2.0	0.3	0.9	17.2	20.6	16.8	2.8	1.2	1.2	0.5	10.8

こども基本法を知ったきっかけをこども基本法の理解度別でみると、中学生では、こども基本法の“内容を知っている (計)” と回答した人が“内容を知らない (計)” と回答した人よりも 20.8 ポイント高く「学校の先生の話」と回答している。

高校生では、こども基本法の“内容を知っている (計)” と回答した人が“内容を知らない (計)” と回答した人よりも 7.5 ポイント高く「インターネット」と回答している。また、こども基本法の“内容を知っている (計)” と回答した人が“内容を知らない (計)” と回答した人よりも 7.1 ポイント高く「学校の先生の話」も回答している。

これらを踏まえると、すべての年代において、学校の先生の話がこども基本法の内容の理解に寄与していることが考えられる。

(8) 児童の権利に関する条約の認知度 (単一選択)



児童の権利に関する条約の認知度は、小学1～3年生では、「聞いたことがない」が83.2%で最も高くなっている。「聞いたことがある (計)」は16.8%、「内容を知っている (計)」は7.0%となっている。

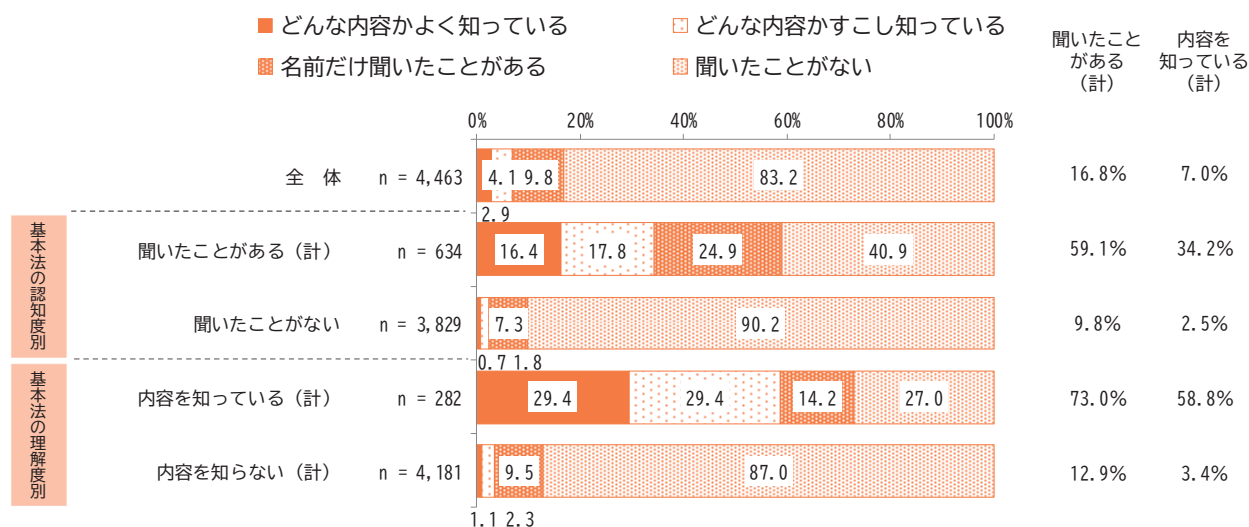
小学4～6年生では、「聞いたことがない」が67.9%で最も高くなっている。「聞いたことがある (計)」は32.0%、「内容を知っている (計)」は13.6%となっている。

中学生では、「聞いたことがない」が56.8%で最も高くなっている。「聞いたことがある (計)」は43.2%、「内容を知っている (計)」は18.2%となっている。

高校生では、「名前だけ聞いたことがある」が38.4%で最も高くなっている。「聞いたことがある (計)」は67.1%、「内容を知っている (計)」は28.7%となっている。

<こども基本法の認知度別、こども基本法の理解度別の条約の認知度・理解度>
【小学1～3年生】

[条約の認知度・理解度]



条約の認知度を小学1～3年生のこども基本法の認知度別で見ると、こども基本法を“聞いたことがある (計)”と回答した人のうち、条約を「聞いたことがある (計)」と回答した人は59.1%であった。こども基本法を“聞いたことがない”と回答した人のうち、条約を「聞いたことがある (計)」と回答した人は9.8%となっている。条約の認知度を、こども基本法を“聞いたことがある (計)”と回答した人の割合と、“聞いたことがない”と回答した人の割合で比べると、前者の方が49.3ポイント高くなっている。

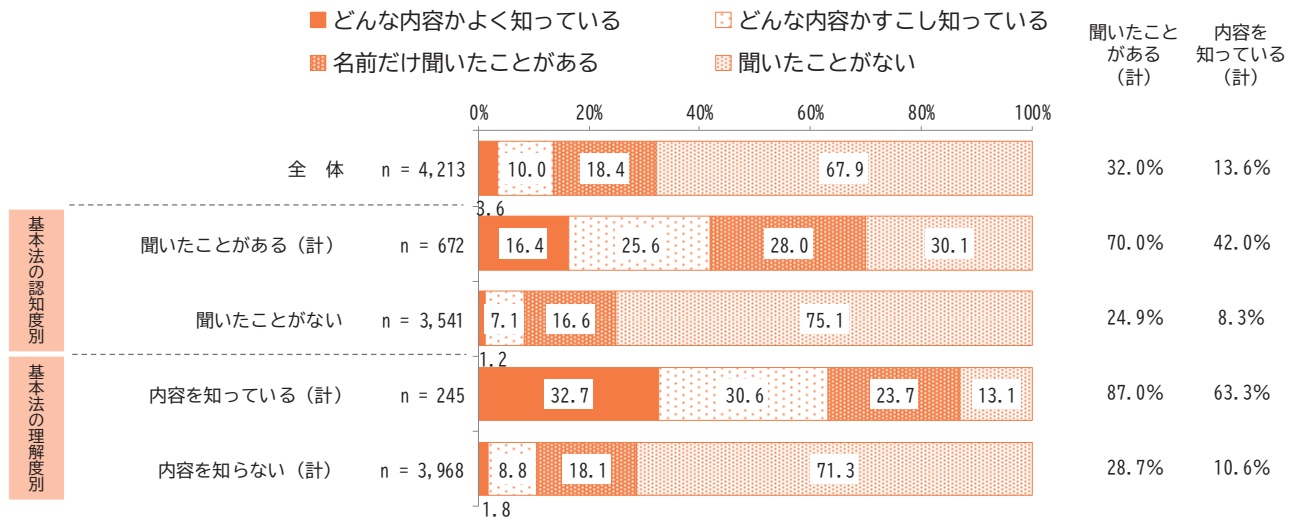
条約の認知度を小学1～3年生のこども基本法の理解度別で見ると、こども基本法の“内容を知っている (計)”と回答した人のうち、条約を「聞いたことがある (計)」と回答した人は73.0%であった。こども基本法の“内容を知らない (計)”と回答した人のうち、条約を「聞いたことがある (計)」と回答した人は12.9%となっている。条約の認知度を、こども基本法の“内容を知っている (計)”と回答した人の割合と“内容を知らない (計)”と回答した人の割合で比べると、前者の方が60.1ポイント高くなっている。

条約の理解度を小学1～3年生のこども基本法の認知度別で見ると、こども基本法を“聞いたことがある (計)”と回答した人のうち、条約の「内容を知っている (計)」と回答した人は34.2%であった。こども基本法を“聞いたことがない”と回答した人のうち、条約の「内容を知っている (計)」と回答した人は2.5%となっている。条約の理解度を、こども基本法を“聞いたことがある (計)”と回答した人の割合と、“聞いたことがない”と回答した人の割合で比べると、前者の方が31.7ポイント高くなっている。

条約の理解度を小学1～3年生のこども基本法の理解度別で見ると、こども基本法の“内容を知っている (計)”と回答した人のうち、条約の「内容を知っている (計)」と回答した人は58.8%であった。こども基本法の“内容を知らない (計)”と回答した人のうち、条約の「内容を知っている (計)」と回答した人は3.4%となっている。条約の理解度を、こども基本法の“内容を知っている (計)”と回答した人の割合と、“内容を知らない (計)”と回答した人の割合で比べると、前者の方が55.4ポイント高くなっている。

【小学4～6年生】

[条約の認知度・理解度]



条約の認知度を小学4～6年生のこども基本法の認知度別で見ると、こども基本法を“聞いたことがある (計)”と回答した人のうち、条約を「聞いたことがある (計)」と回答した人は70.0%であった。こども基本法を“聞いたことがない”と回答した人のうち、条約を「聞いたことがある (計)」と回答した人は24.9%となっている。条約の認知度を、こども基本法を“聞いたことがある (計)”と回答した人の割合と、“聞いたことがない”と回答した人の割合で比べると、前者の方が45.1ポイント高くなっている。

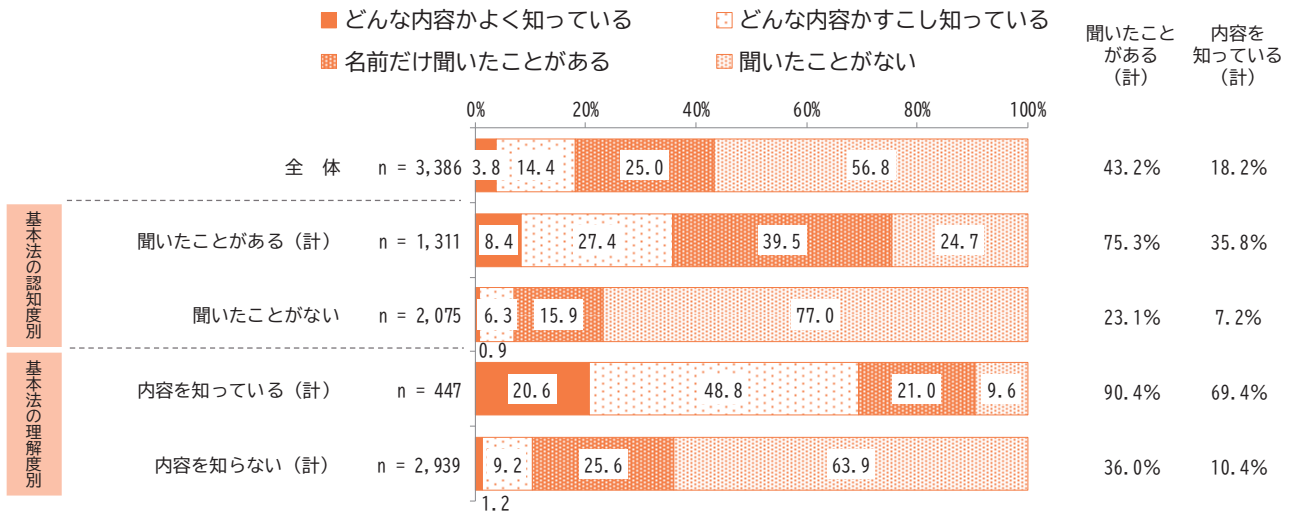
条約の認知度を小学4～6年生のこども基本法の理解度別で見ると、こども基本法の“内容を知っている (計)”と回答した人のうち、条約を「聞いたことがある (計)」と回答した人は87.0%であった。こども基本法の“内容を知らない (計)”と回答した人のうち、条約を「聞いたことがある (計)」と回答した人は28.7%となっている。条約の認知度を、こども基本法の“内容を知っている (計)”と回答した人の割合と“内容を知らない (計)”と回答した人の割合で比べると、前者の方が58.3ポイント高くなっている。

条約の理解度を小学4～6年生のこども基本法の認知度別で見ると、こども基本法を“聞いたことがある (計)”と回答した人のうち、条約の「内容を知っている (計)」と回答した人は42.0%であった。こども基本法を“聞いたことがない”と回答した人のうち、条約の「内容を知っている (計)」と回答した人は8.3%となっている。条約の理解度を、こども基本法を“聞いたことがある (計)”と回答した人の割合と、“聞いたことがない”と回答した人の割合で比べると、前者の方が33.7ポイント高くなっている。

条約の理解度を小学4～6年生のこども基本法の理解度別で見ると、こども基本法の“内容を知っている (計)”と回答した人のうち、条約の「内容を知っている (計)」と回答した人は63.3%であった。こども基本法の“内容を知らない (計)”と回答した人のうち、条約の「内容を知っている (計)」と回答した人は10.6%となっている。条約の理解度を、こども基本法の“内容を知っている (計)”と回答した人の割合と、“内容を知らない (計)”と回答した人の割合で比べると、前者の方が52.7ポイント高くなっている。

【中学生】

[条約の認知度・理解度]



条約の認知度を中学生のこども基本法の認知度別で見ると、こども基本法を“聞いたことがある(計)”と回答した人のうち、条約を「聞いたことがある(計)」と回答した人は75.3%であった。こども基本法を“聞いたことがない”と回答した人のうち、条約を「聞いたことがある(計)」と回答した人は23.1%となっている。条約の認知度を、こども基本法を“聞いたことがある(計)”と回答した人の割合と、“聞いたことがない”と回答した人の割合で比べると、前者の方が52.2ポイント高くなっている。

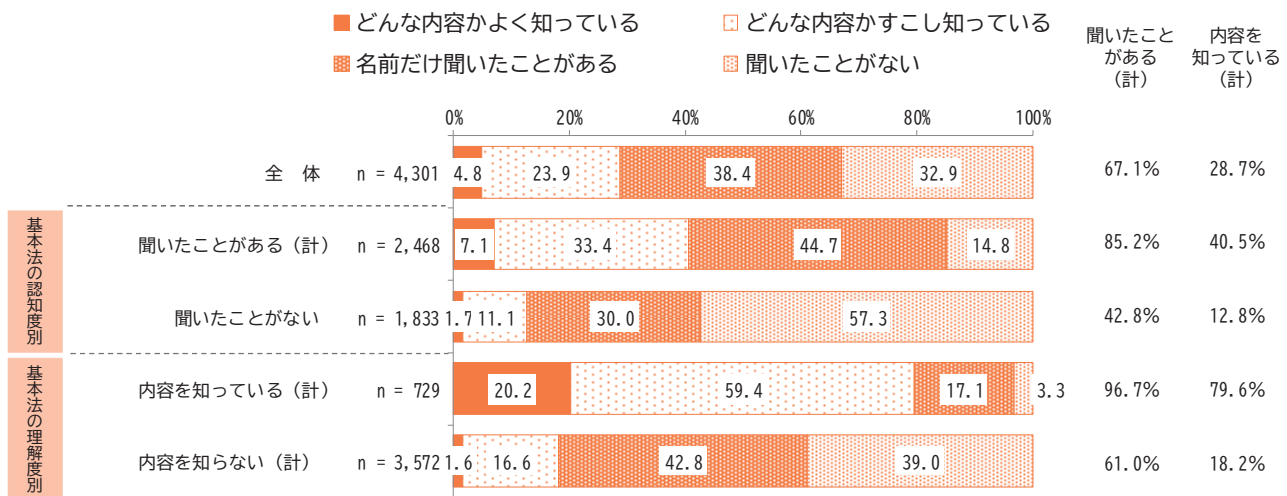
条約の認知度を中学生のこども基本法の理解度別で見ると、こども基本法の“内容を知っている(計)”と回答した人のうち、条約を「聞いたことがある(計)」と回答した人は90.4%であった。こども基本法の“内容を知らない(計)”と回答した人のうち、条約を「聞いたことがある(計)」と回答した人は36.0%となっている。条約の認知度を、こども基本法の“内容を知っている(計)”と回答した人の割合と“内容を知らない(計)”と回答した人の割合で比べると、前者の方が54.4ポイント高くなっている。

条約の理解度を中学生のこども基本法の認知度別で見ると、こども基本法を“聞いたことがある(計)”と回答した人のうち、条約の「内容を知っている(計)」と回答した人は35.8%であった。こども基本法を“聞いたことがない”と回答した人のうち、条約の「内容を知っている(計)」と回答した人は7.2%となっている。条約の理解度を、こども基本法を“聞いたことがある(計)”と回答した人の割合と、“聞いたことがない”と回答した人の割合で比べると、前者の方が28.6ポイント高くなっている。

条約の理解度を中学生のこども基本法の理解度別で見ると、こども基本法の“内容を知っている(計)”と回答した人のうち、条約の「内容を知っている(計)」と回答した人は69.4%であった。こども基本法の“内容を知らない(計)”と回答した人のうち、条約の「内容を知っている(計)」と回答した人は10.4%となっている。条約の理解度を、こども基本法の“内容を知っている(計)”と回答した人の割合と、“内容を知らない(計)”と回答した人の割合で比べると、前者の方が59.0ポイント高くなっている。

【高校生】

〔条約の認知度・理解度〕



条約の認知度を高校生のこども基本法の認知度別で見ると、こども基本法を“聞いたことがある (計)”と回答した人のうち、条約を「聞いたことがある (計)」と回答した人は85.2%であった。こども基本法を“聞いたことがない”と回答した人のうち、条約を「聞いたことがある (計)」と回答した人は42.8%となっている。条約の認知度を、こども基本法を“聞いたことがある (計)”と回答した人の割合と、“聞いたことがない”と回答した人の割合で比べると、前者の方が42.4ポイント高くなっている。

条約の認知度を高校生のこども基本法の理解度別で見ると、こども基本法の“内容を知っている (計)”と回答した人のうち、条約の「聞いたことがある (計)」と回答した人は96.7%であった。こども基本法の“内容を知らない (計)”と回答した人のうち、条約の「聞いたことがある (計)」と回答した人は61.0%となっている。条約の認知度を、こども基本法の“内容を知っている (計)”と回答した人の割合と、“内容を知らない (計)”と回答した人の割合で比べると、前者の方が、35.7ポイント高くなっている。

条約の理解度を高校生のこども基本法の認知度別で見ると、こども基本法を“聞いたことがある (計)”と回答した人のうち、条約の「内容を知っている (計)」と回答した人は40.5%であった。こども基本法を“聞いたことがない”と回答した人のうち、条約の「内容を知っている (計)」と回答した人は12.8%となっている。条約の理解度を、こども基本法を“聞いたことがある (計)”と回答した人の割合と、“聞いたことがない”と回答した人の割合で比べると、前者の方が27.7ポイント高くなっている。

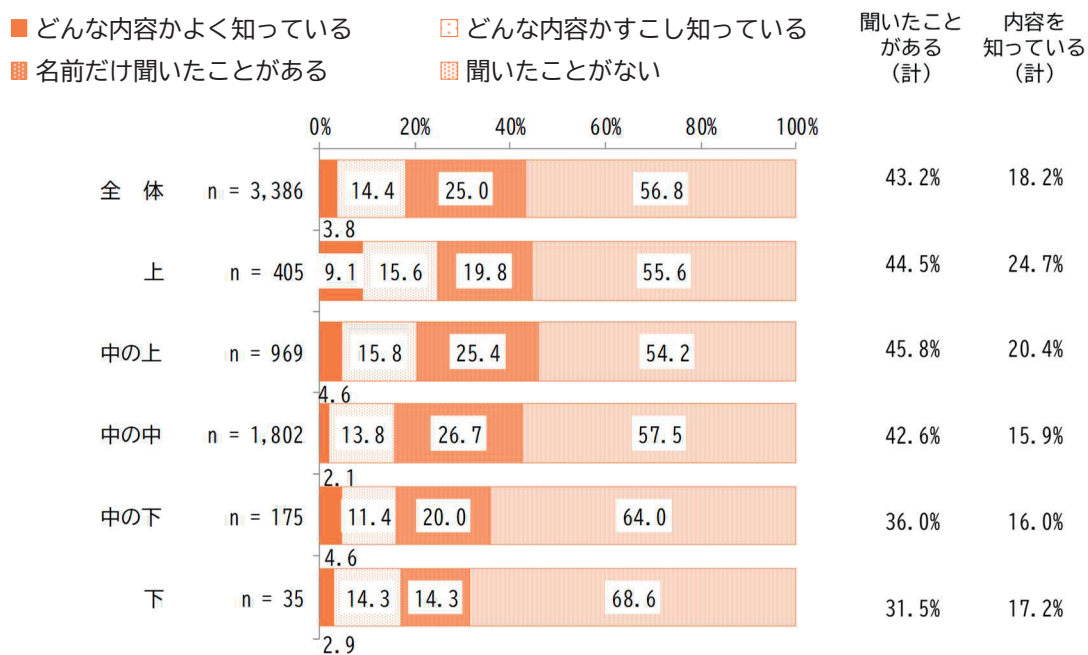
条約の理解度を高校生のこども基本法の理解度別で見ると、こども基本法の“内容を知っている (計)”と回答した人のうち、条約の「内容を知っている (計)」と回答した人は79.6%であった。こども基本法の“内容を知らない (計)”と回答した人のうち、条約の「内容を知っている (計)」と回答した人は18.2%となっている。条約の理解度を、こども基本法の“内容を知っている (計)”と回答した人の割合と、“内容を知らない (計)”と回答した人の割合で比べると、前者の方が61.4ポイント高くなっている。

これらを踏まえると、こども基本法と同様に、いずれの年代においても、条約の認知度、理解度の高低と、こども基本法の認知度、理解度の高低に一定の関連がみられた。

<日々の暮らし向き別の条約の認知度・理解度>

【中学生】

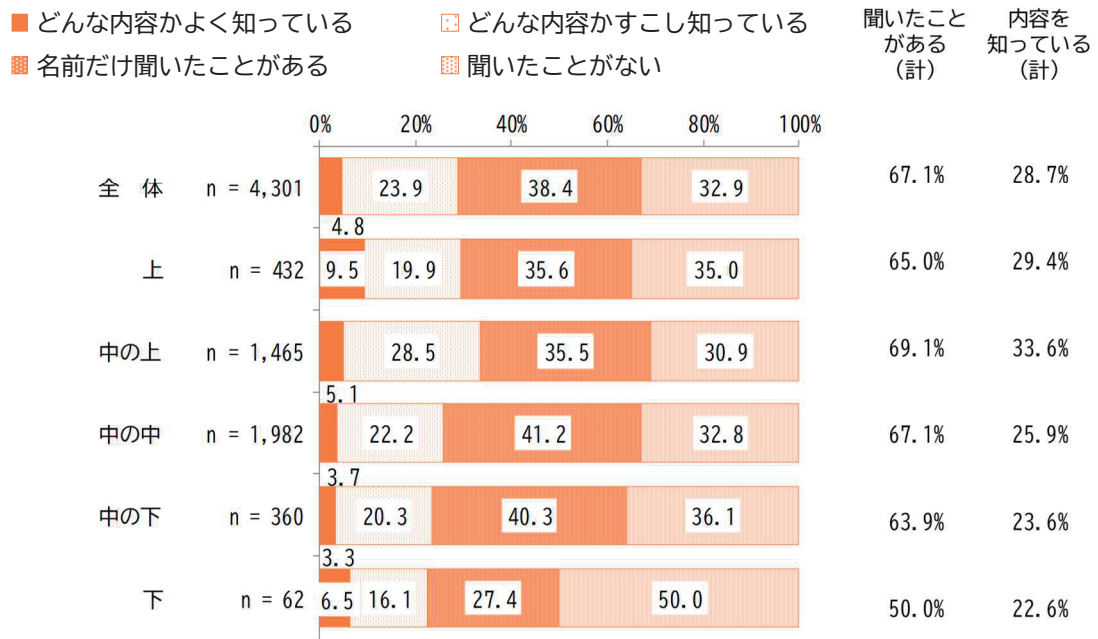
[条約の認知度・理解度]



条約の認知度、理解度を中学生の日々の暮らし向き別で見ると、条約を「聞いたことがある（計）」は暮らし向きが“中の上”と回答した人で45.8%と高くなっている。条約の「内容を知っている（計）」は暮らし向きが“上”と回答した人で24.7%と最も高く、次いで暮らし向きが“中の上”と回答した人で20.4%となっている。

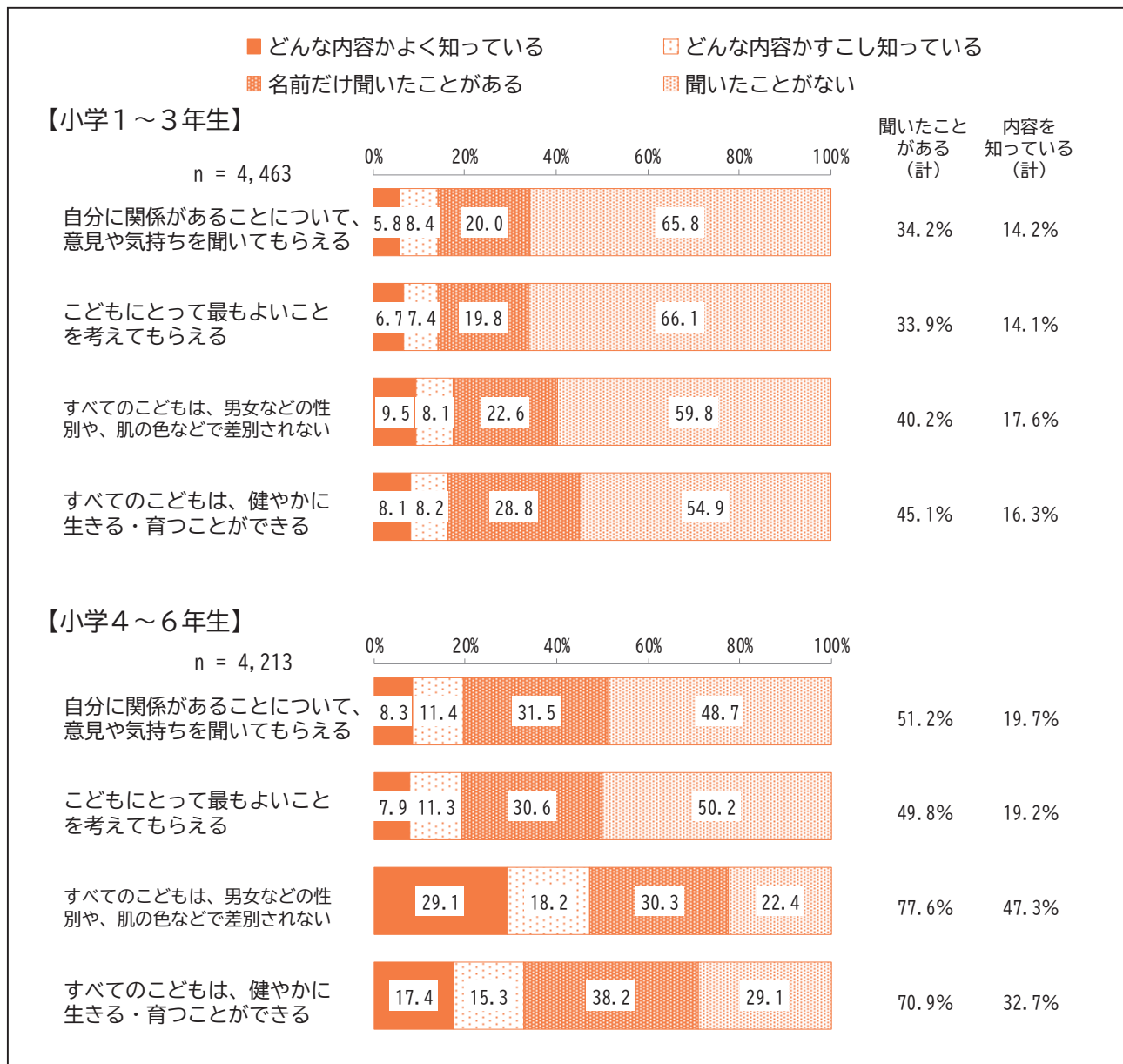
【高校生】

[条約の認知度・理解度]



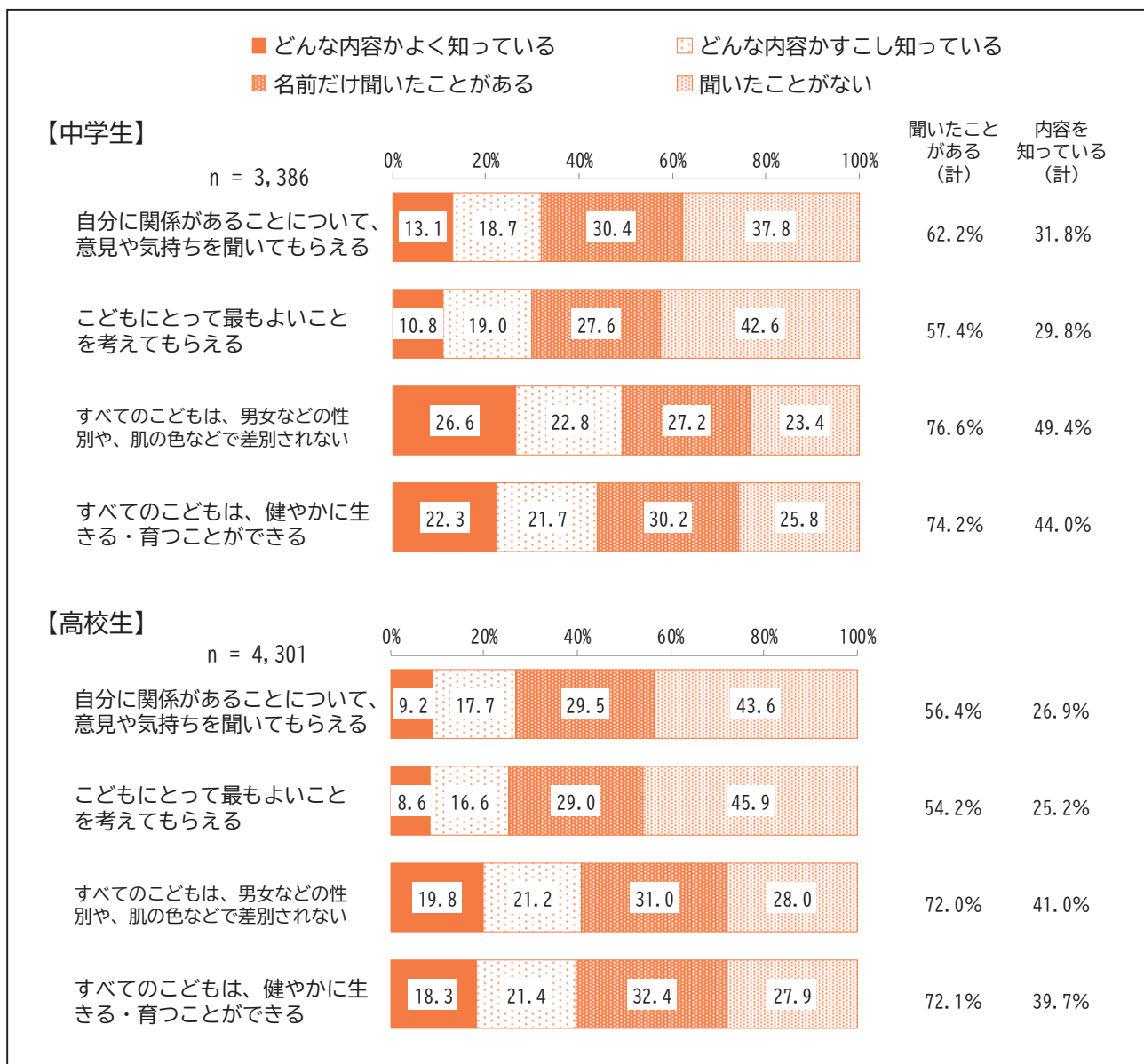
条約の認知度、理解度を高校生の日々の暮らし向き別で見ると、条約を「聞いたことがある（計）」は暮らし向きが“中の上”と回答した人で69.1%と高くなっている。条約の「内容を知っている（計）」は暮らし向きが“中の上”と回答した人で33.6%と最も高く、次いで暮らし向きが“上”と回答した人で29.4%となっている。

(9) 「4原則」についての認知度（単一選択）



いわゆる「4原則」についての認知度は、小学1～3年生では、いずれについても「聞いたことがない」が最も高くなっている。一方、「聞いたことがある（計）」については“すべての子どもは、男女などの性別や、肌の色などで差別されない”、“すべての子どもは、健やかに生きる・育つことができる”で他の2つと比べて40%以上と高くなっている。

小学4～6年生では、“自分に関係のあることについて、意見や気持ちを聞いてもらえる”、“子どもにとって最もよいことを考えてもらえる”で「聞いたことがない」が50%前後となっている。一方、「どんな内容がよく知っている」は“すべての子どもは、男女などの性別や、肌の色などで差別されない”で29.1%となっており、「聞いたことがある（計）」は“すべての子どもは、男女などの性別や、肌の色などで差別されない”で77.6%、“すべての子どもは、健やかに生きる・育つことができる”で70.9%と他の2つと比べて高くなっている。

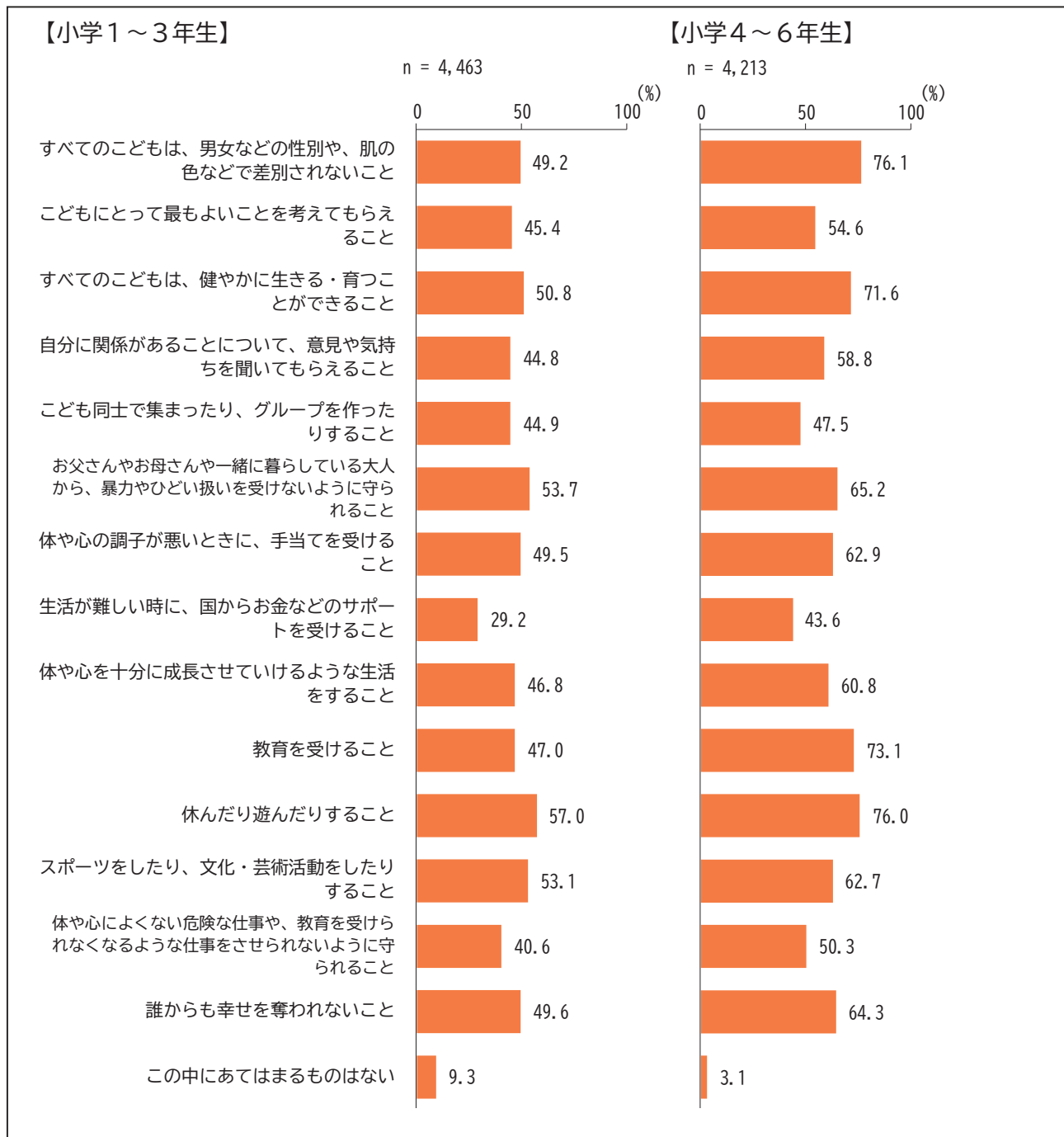


中学生では、“自分に関係があることについて、意見や気持ちを聞いてもらえる”、“子どもにとって最もよいことを考えてもらえる”で「聞いたことがない」が40%前後と他の2つと比べて高くなっている。一方、「どんな内容がよく知っている」は“すべての子どもは、男女などの性別や、肌の色などで差別されない”、“すべての子どもは、健やかに生きる・育つことができる”で20%台となっている。「聞いたことがある (計)」は“すべての子どもは、男女などの性別や、肌の色などで差別されない”で76.6%、“すべての子どもは、健やかに生きる・育つことができる”で74.2%と他の2つと比べて高くなっている。

高校生では、「聞いたことがない」は“自分に関係があることについて、意見や気持ちを聞いてもらえる”で43.6%、“子どもにとって最もよいことを考えてもらえる”で45.9%と他の2つと比べて高くなっている。一方、「聞いたことがある (計)」は“すべての子どもは、男女などの性別や、肌の色などで差別されない”で72.0%、“すべての子どもは、健やかに生きる・育つことができる”で72.1%と他の2つと比べて高くなっている。

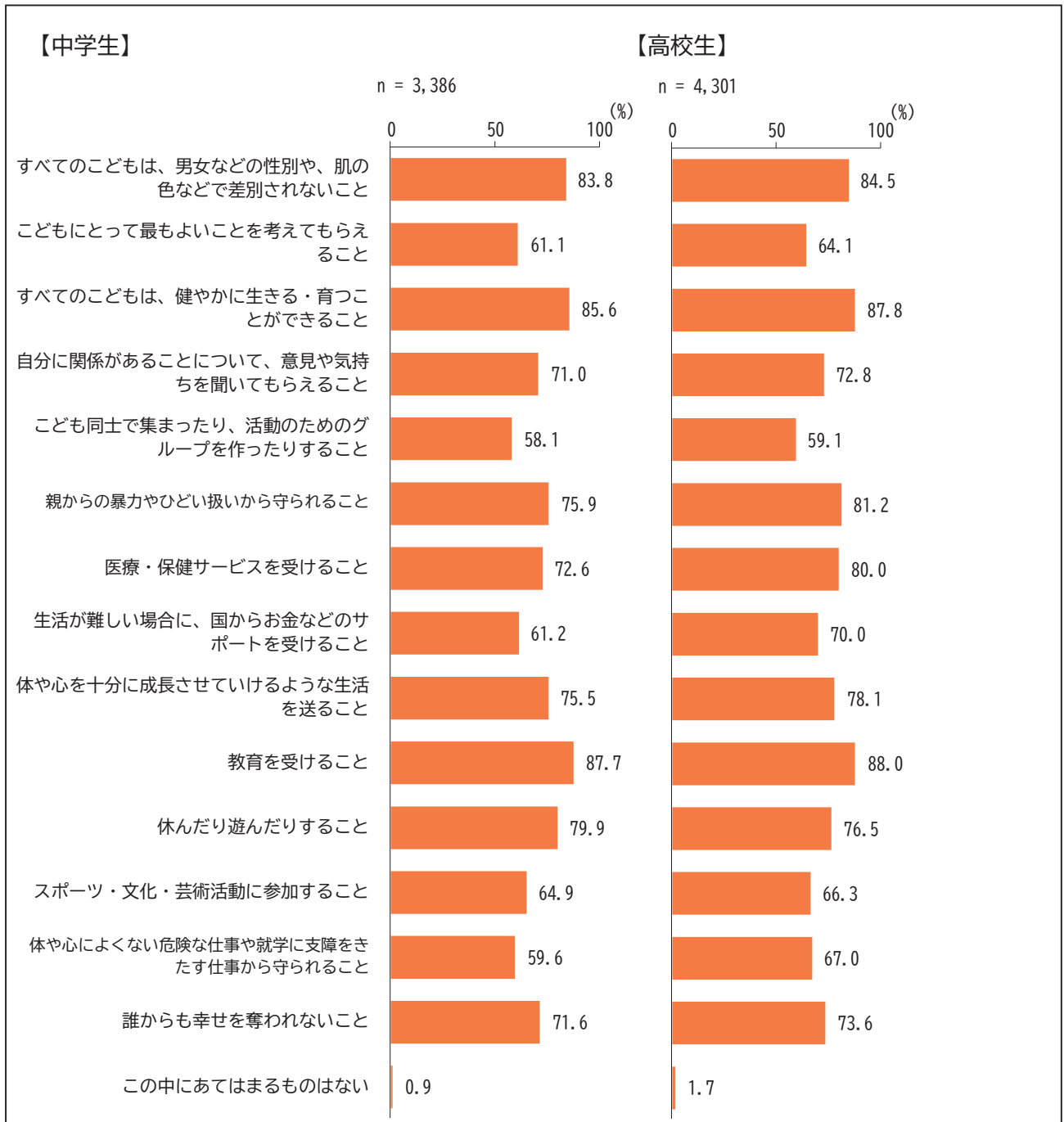
このように、いずれの年代においても、“すべての子どもは、男女などの性別や、肌の色などで差別されない”と“すべての子どもは、健やかに生きる・育つことができる”の認知度、理解度が他の2つよりも高いことが分かった。

(10) こどもの権利だと思っているもの（多肢選択）



こどもの権利だと思っているものは、小学1～3年生では、「休んだり遊んだりすること」が57.0%で最も高く、以下、「お父さんやお母さんや一緒に暮らしている大人から、暴力やひどい扱いを受けないように守られること」(53.7%)、「スポーツをしたり、文化・芸術活動をしたりすること」(53.1%)、「すべてのこどもは、健やかに生きる・育つことができること」(50.8%)となっている。

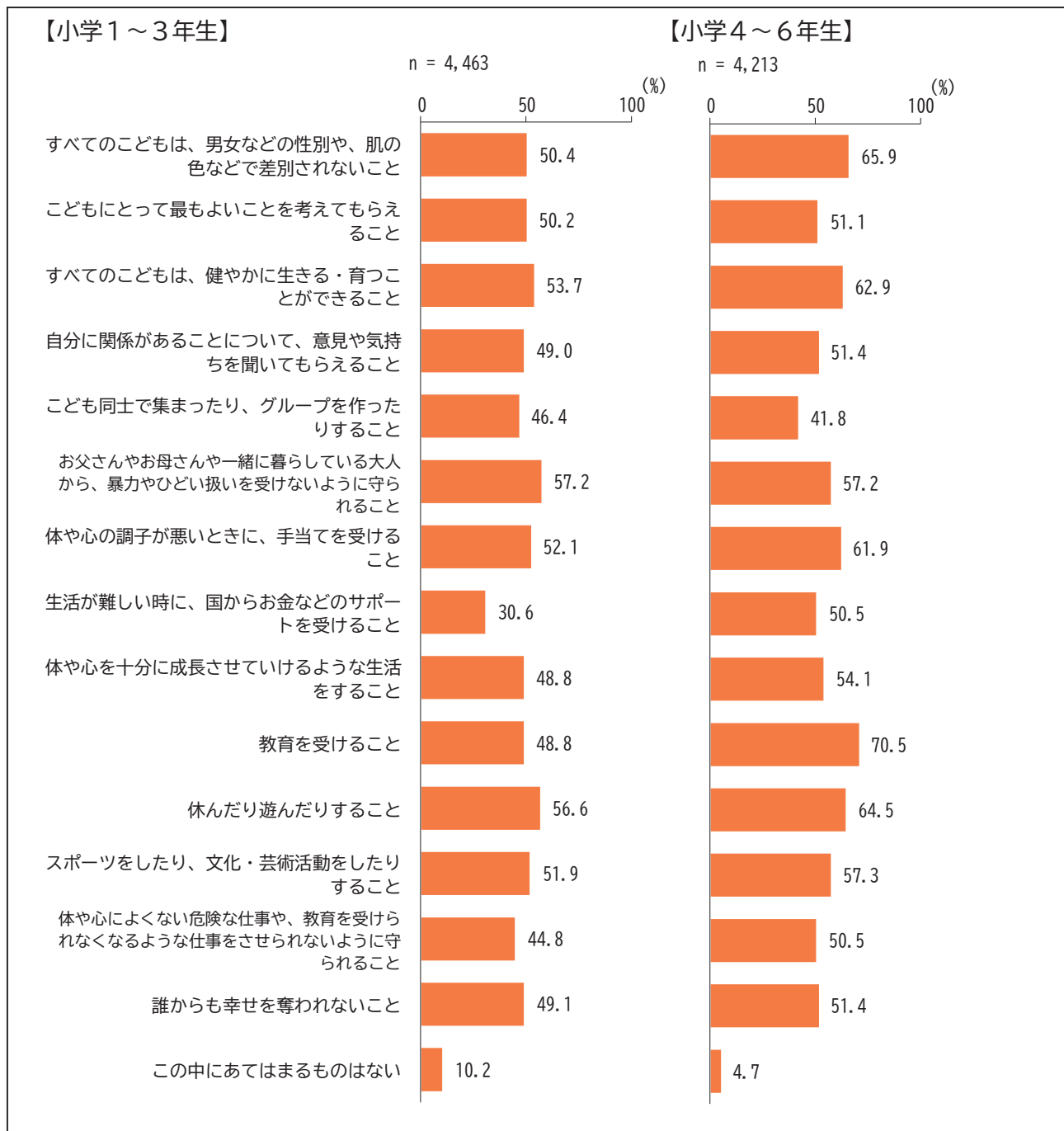
小学4～6年生では、「すべてのこどもは、男女などの性別や、肌の色などで差別されないこと」が76.1%で最も高く、以下、「休んだり遊んだりすること」(76.0%)、「教育を受けること」(73.1%)、「すべてのこどもは、健やかに生きる・育つことができること」(71.6%)となっている。



中学生では、「教育を受けること」が87.7%で最も高く、以下、「すべてのこどもは、健やかに生きる・育つことができること」(85.6%)、「すべてのこどもは、男女などの性別や、肌の色などで差別されないこと」(83.8%)、「休んだり遊んだりすること」(79.9%)となっている。

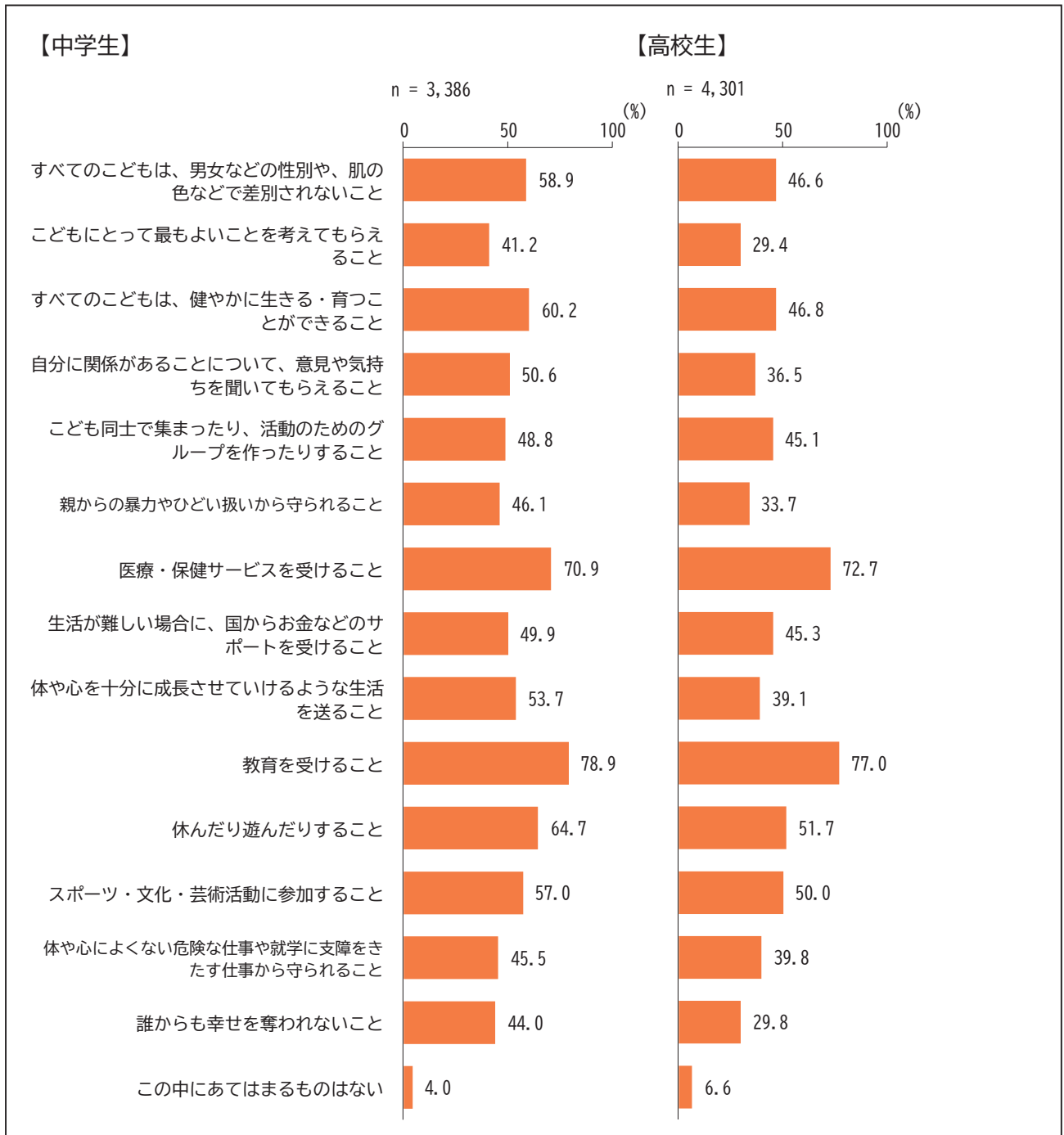
高校生では、「教育を受けること」が88.0%で最も高く、以下、「すべてのこどもは、健やかに生きる・育つことができること」(87.8%)、「すべてのこどもは、男女などの性別や、肌の色などで差別されないこと」(84.5%)、「親からの暴力やひどい扱いから守られること」(81.2%)となっている。

(11) 守られていると感じるこどもの権利（多肢選択）



守られていると感じるこどもの権利は、小学1～3年生では、「お父さんやお母さんや一緒に暮らしている大人から、暴力やひどい扱いを受けないように守られること」が57.2%で最も高く、以下、「休んだり遊んだりすること」(56.6%)、「すべてのこどもは、健やかに生きる・育つことができること」(53.7%)、「体や心の調子が悪いときに、手当てを受けること」(52.1%)となっている。

小学4～6年生では、「教育を受けること」が70.5%で最も高く、以下、「すべてのこどもは、男女などの性別や、肌の色などで差別されないこと」(65.9%)、「休んだり遊んだりすること」(64.5%)、「すべてのこどもは、健やかに生きる・育つことができること」(62.9%)となっている。



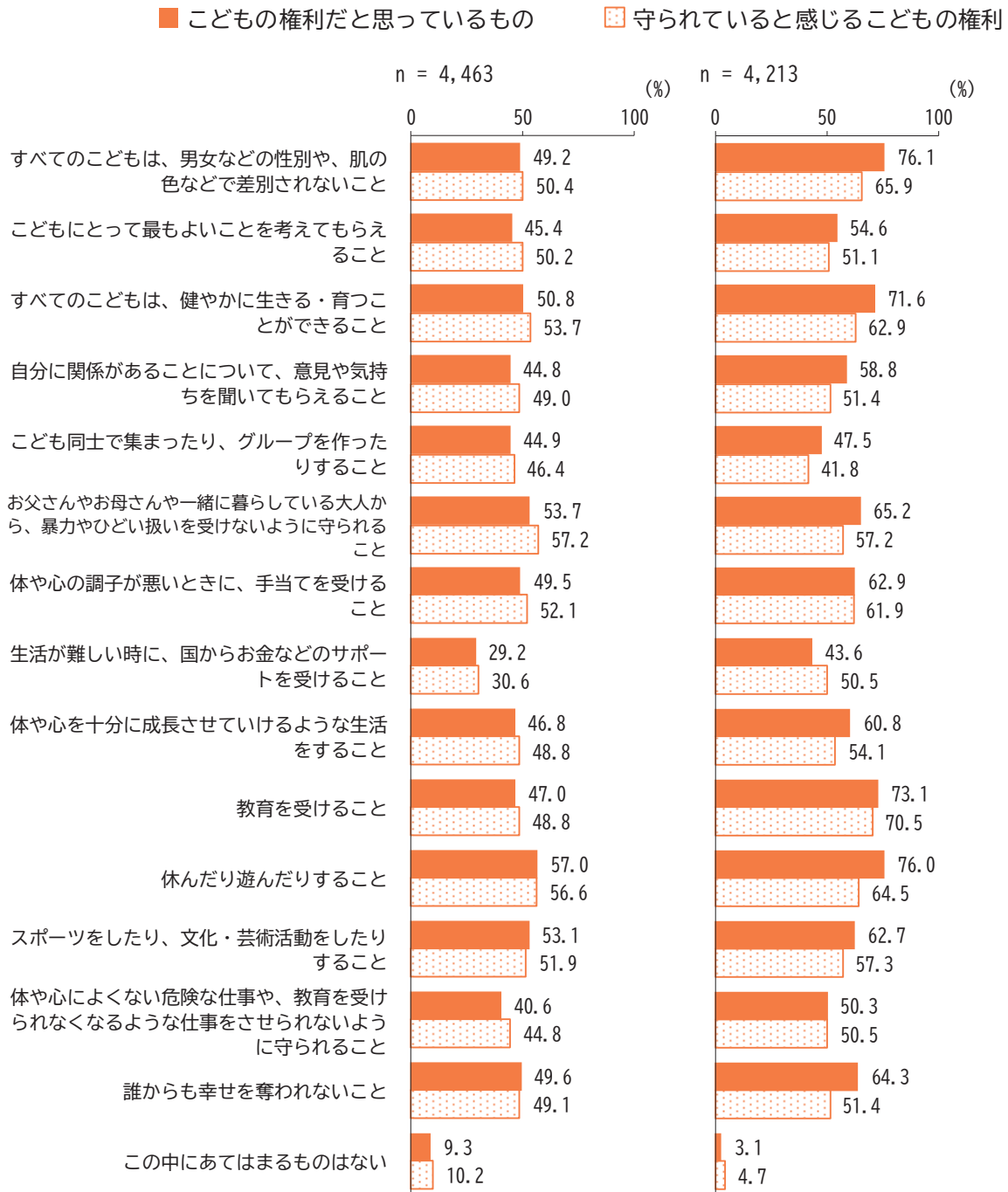
中学生では、「教育を受けること」が78.9%で最も高く、以下、「医療・保健サービスを受けること」(70.9%)、「休んだり遊んだりすること」(64.7%)、「すべてのこどもは、健やかに生きる・育つことができること」(60.2%)となっている。

高校生では、「教育を受けること」が77.0%で最も高く、以下、「医療・保健サービスを受けること」(72.7%)、「休んだり遊んだりすること」(51.7%)、「スポーツ・文化・芸術活動に参加すること」(50.0%)となっている。

<こどもの権利だと思っているものと守られていると感じるこどもの権利の比較>

【小学1～3年生】

【小学4～6年生】



「こどもの権利だと思っているもの」と「守られていると感じるこどもの権利」として選択された割合の差を比較すると、小学1～3年生では、後者が前者より高い割合となる選択肢と、前者が後者より高い割合となる選択肢の双方がある。「こどもにとって最もよいことを考えてもらえること」、「自分に関係があることについて、意見や気持ちを聞いてもらえること」、「体や心によくない危険な仕事や、教育を受けられなくなるような仕事をさせられないように守られること」は「守られていると感じるこどもの権利」が選ばれた割合の方が4.0ポイント以上高くなっている。

小学4～6年生においても、「守られていると感じるこどもの権利」が「こどもの権利だと思っているもの」より高い割合となる選択肢と、「こどもの権利だと思っているもの」が「守られていると感じるこどもの権利」より高い割合となる選択肢と、

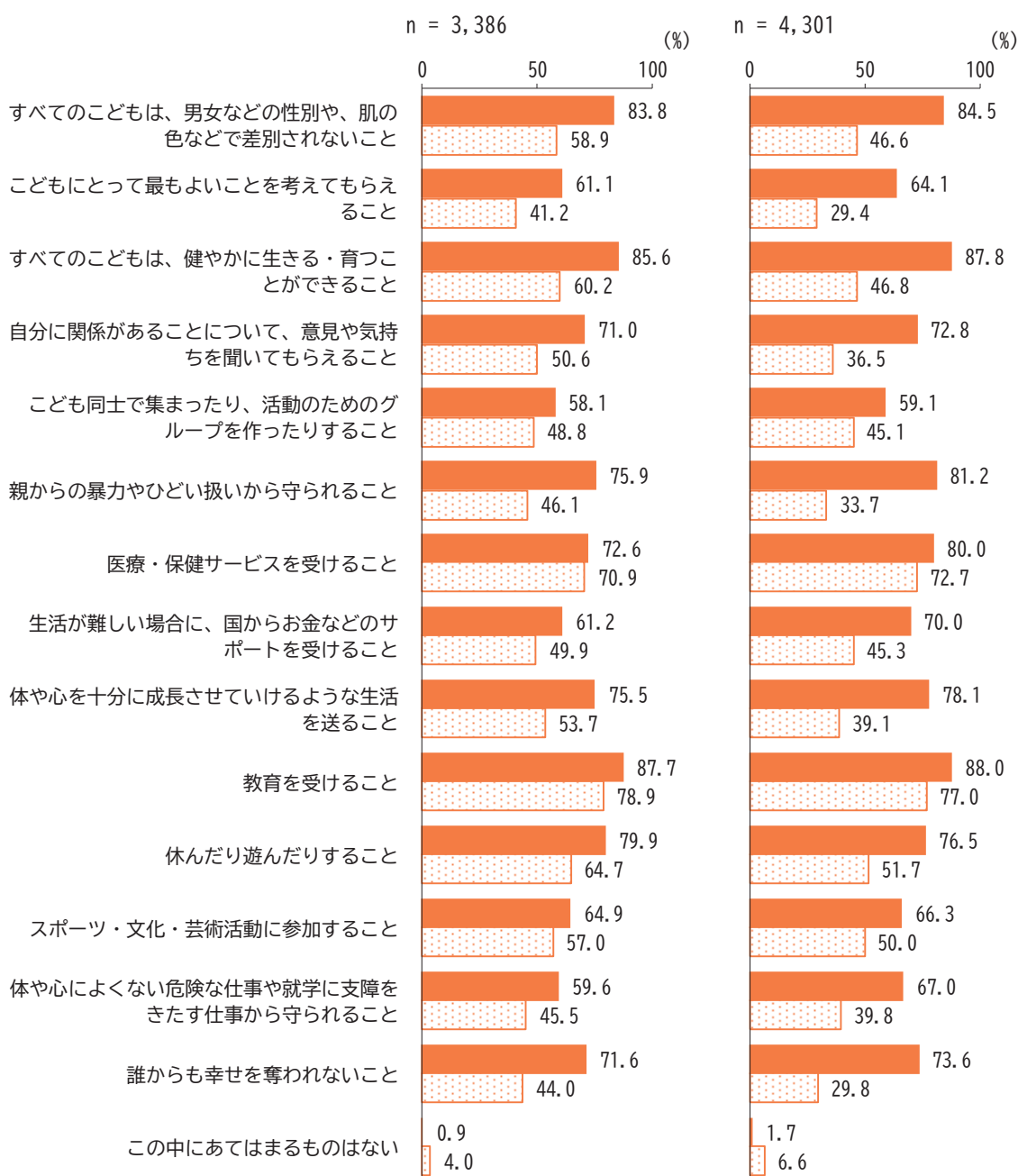
るこどもの権利」より高い割合となる選択肢の双方がある。「誰からも幸せを奪われないこと」、「休んだり遊んだりすること」、「すべてのこどもは、男女などの性別や、肌の色などで差別されないこと」は「こどもの権利だと思っているもの」が選ばれた割合の方が10.0ポイント以上高くなっている。一方で、「生活が難しい時に、国からお金などサポートを受けること」については、「守られていると感じるこどもの権利」が選ばれた割合の方が6.0ポイント以上高くなっている。

【中学生】

【高校生】

■ こどもの権利だと思っているもの

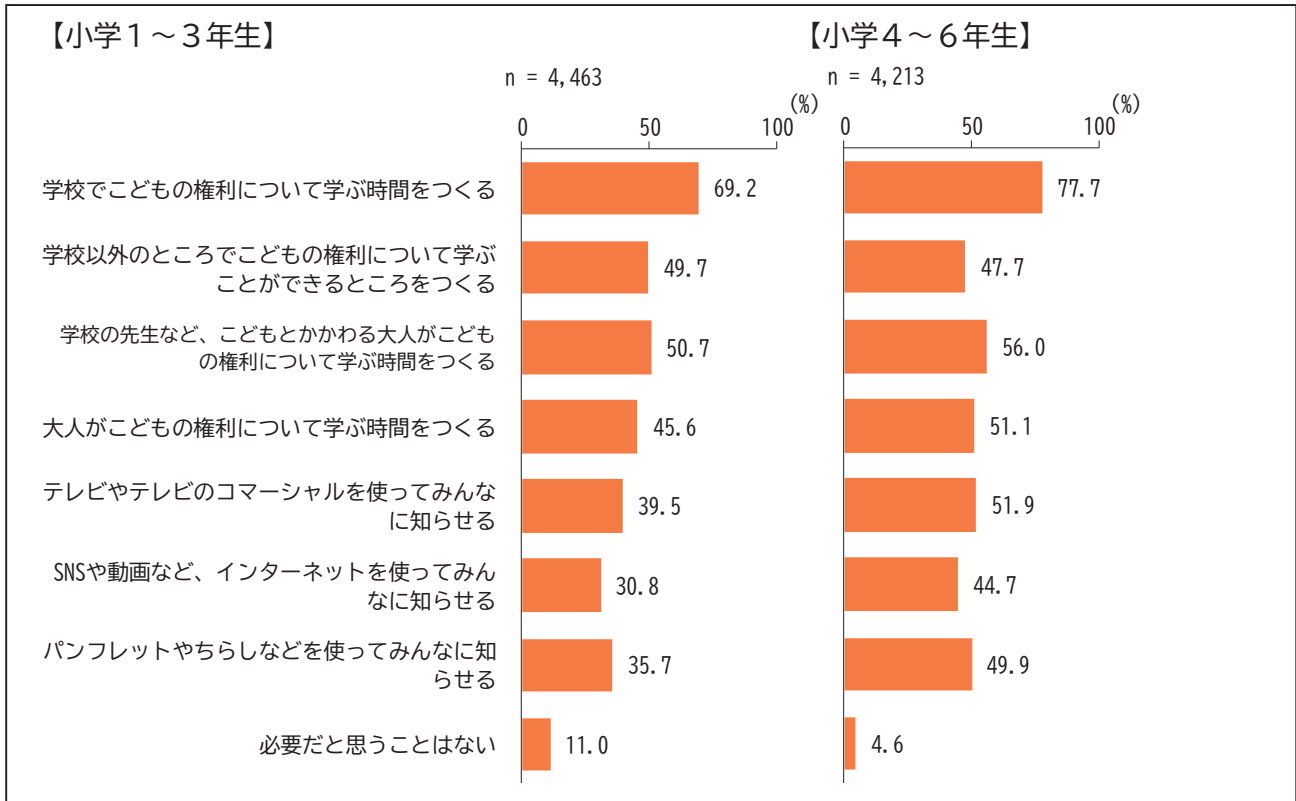
▨ 守られていると感じるこどもの権利



中学生では、いずれの選択肢についても、「こどもの権利だと思っているもの」として選択された割合が、「守られていると感じるこどもの権利」として選ばれた割合よりも高くなっている。中でも、「親からの暴力やひどい扱いから守られること」、「誰からも幸せを奪われないこと」、「すべてのこどもは、健やかに生きる・育つことができること」は25.0ポイント以上の差がある。

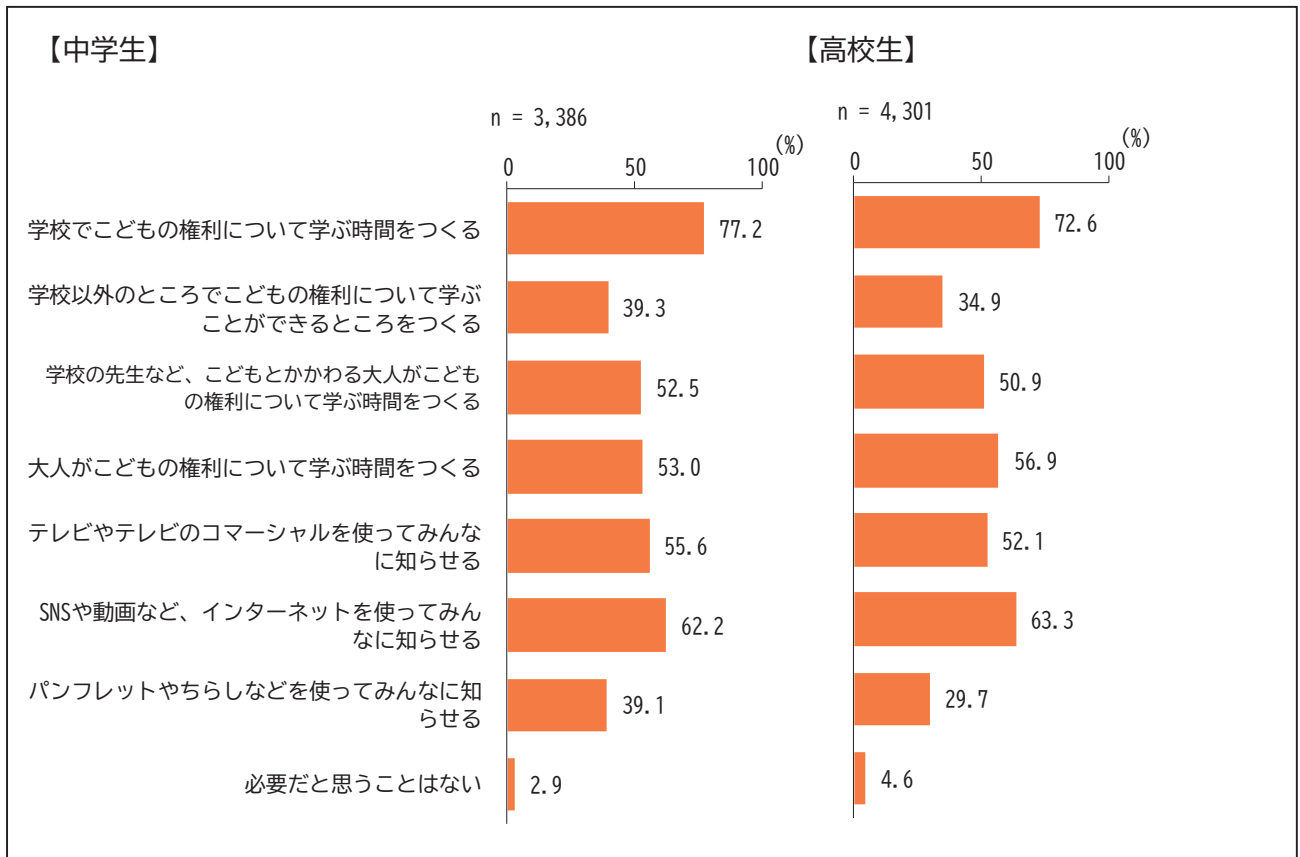
高校生でも、中学生と同様に、いずれの選択肢についても、「こどもの権利だと思っているもの」として選択された割合が、「守られていると感じるこどもの権利」として選ばれた割合よりも高くなっている。中でも、「親からの暴力やひどい扱いから守られること」、「誰からも幸せを奪われないこと」、「すべてのこどもは、健やかに生きる・育つことができること」は40.0ポイント以上の差がある。

(12) こどもの権利の認知度向上のために必要だと思うこと（多肢選択）



こどもの権利の認知度向上のために必要だと思うことは、小学1～3年生では、「学校でこどもの権利について学ぶ時間をつくる」が69.2%で最も高く、以下、「学校の先生など、こどもとかかわる大人がこどもの権利について学ぶ時間をつくる」(50.7%)、「学校以外のところでこどもの権利について学ぶことができるところをつくる」(49.7%)、「大人がこどもの権利について学ぶ時間をつくる」(45.6%)となっている。

小学4～6年生では、「学校でこどもの権利について学ぶ時間をつくる」が77.7%で最も高く、以下、「学校の先生など、こどもとかかわる大人がこどもの権利について学ぶ時間をつくる」(56.0%)、「テレビやテレビのコマーシャルを使ってみんなに知らせる」(51.9%)、「大人がこどもの権利について学ぶ時間をつくる」(51.1%)となっている。



中学生では、「学校で子どもの権利について学ぶ時間をつくる」が77.2%で最も高く、以下、「SNSや動画など、インターネットを使ってみんなに知らせる」(62.2%)、「テレビやテレビのコマーシャルを使ってみんなに知らせる」(55.6%)、「大人が子どもの権利について学ぶ時間をつくる」(53.0%)となっている。

高校生では、「学校で子どもの権利について学ぶ時間をつくる」が72.6%で最も高く、以下、「SNSや動画など、インターネットを使ってみんなに知らせる」(63.3%)、「大人が子どもの権利について学ぶ時間をつくる」(56.9%)、「テレビやテレビのコマーシャルを使ってみんなに知らせる」(52.1%)となっている。

<条約の認知度、条約の理解度別のこどもの権利の認知度向上のために必要だと思うこと>

【小学1～3年生】

			(%)							
		調査数 (n)	学校でこどもの権利について学ぶ時間をつくる	学校以外のところでこどもの権利をつくることができるところをつくる	学校の先生など、こどもとかかわる大人がこどもの権利について学ぶ時間をつくる	大人がこどもの権利について学ぶ時間をつくる	テレビやテレビのコマーシャルを使ってみんなに知らせる	SNSや動画など、インターネットを使ってみんなに知らせる	パンフレットやチラシなどを使ってみんなに知らせる	必要だと思うことはない
全体		4,463	69.2	49.7	50.7	45.6	39.5	30.8	35.7	11.0
条約の認知度別	聞いたことがある (計)	751	72.7	54.1	55.5	46.9	44.3	36.8	41.5	6.9
	聞いたことがない	3,712	68.5	48.8	49.7	45.3	38.6	29.6	34.5	11.9
条約の理解度別	内容を知っている (計)	312	73.1	53.5	52.9	46.8	46.2	39.1	42.3	5.8
	内容を知らない (計)	4,151	68.9	49.4	50.5	45.5	39.1	30.1	35.2	11.4

小学1～3年生では、条約の認知度、理解度に関わらず、「学校でこどもの権利について学ぶ時間をつくる」、「学校以外のところでこどもの権利について学ぶことができるところをつくる」、「学校の先生など、こどもとかかわる大人がこどもの権利について学ぶ時間をつくる」と回答した人の割合が他の選択肢と比べて高くなっている。条約の認知度別でみると、必要だと思うことはいずれの選択肢についても、条約を“聞いたことがある (計)”と回答した人の割合が“聞いたことがない”と回答した人の割合よりも高くなっている。条約の理解度別でも、必要だと思うことはいずれの選択肢についても、条約の“内容を知っている (計)”と回答した人の割合が“内容を知らない (計)”と回答した人の割合よりも高くなっている。

【小学4～6年生】

(%)

	調査数 (n)	学校でこどもの権利について学ぶ時間をつくる	学校以外のところでこどもの権利について学ぶことができる	学校の先生など、こどもとかわる大人がこどもの権利について学ぶ時間をつくる	大人がこどもの権利について学ぶ時間をつくる	テレビやテレビのチャンネルを使ってみんなに知らせる	SNSや動画など、インターネットを使ってみんなに知らせる	パンフレットやチラシなどを使ってみんなに知らせる	必要だと思わない	
全体	4,213	77.7	47.7	56.0	51.1	51.9	44.7	49.9	4.6	
条約の認知度別	聞いたことがある (計)	1,352	82.2	51.5	59.2	55.9	55.8	47.8	55.1	2.1
	聞いたことがない	2,861	75.6	45.9	54.5	48.8	50.0	43.2	47.4	5.7
条約の理解度別	内容を知っている (計)	575	84.0	54.3	63.3	62.4	58.4	53.0	57.0	1.7
	内容を知らない (計)	3,638	76.7	46.6	54.9	49.3	50.8	43.4	48.8	5.0

小学4～6年生では、条約の認知度、理解度に関わらず、「学校でこどもの権利について学ぶ時間をつくる」と回答した人の割合が他の選択肢と比べて高くなっている。条約の認知度別でみると、必要だと思わないことはいずれの選択肢についても、条約を“聞いたことがある (計)”と回答した人の割合が“聞いたことがない”と回答した人の割合よりも高くなっている。条約の理解度別でも、必要だと思わないことはいずれの選択肢についても、条約の“内容を知っている (計)”と回答した人の割合が“内容を知らない (計)”と回答した人の割合よりも高くなっている。

【中学生】

(%)

	調査数 (n)	学校でこどもの権利について学ぶ時間をつくる	学校以外のところでこどもの権利について学ぶことができる	学校の先生など、こどもとかかわる大人がこどもの権利について学べる時間をつくる	大人がこどもの権利について学べる時間をつくる	テレビやテレビのコマercialを使ってみんなに知らせる	SNSや動画など、インターネットを使ってみんなに知らせる	パンフレットやチラシなどを使ってみんなに知らせる	必要だと思わない	
全体	3,386	77.2	39.3	52.5	53.0	55.6	62.2	39.1	2.9	
条約の認知度別	聞いたことがある (計)	1,464	78.1	40.5	52.7	55.4	57.1	63.1	39.6	1.3
	聞いたことがない	1,922	76.5	38.4	52.4	51.2	54.4	61.6	38.7	4.1
条約の理解度別	内容を知っている (計)	617	77.8	42.6	54.0	57.5	58.2	61.6	40.7	1.5
	内容を知らない (計)	2,769	77.1	38.6	52.2	52.0	55.0	62.4	38.8	3.2

中学生では、条約の認知度、理解度に関わらず、「学校でこどもの権利について学ぶ時間をつくる」、
「SNS や動画など、インターネットを使ってみんなに知らせる」と回答した人の割合が、他の選択肢と比べて高くなっている。条約の認知度別でみると、すべての「必要だと思わない」の選択肢について、条約を「聞いたことがある (計)」と回答した人の割合の方が、「聞いたことがない (計)」と回答した人の割合よりも高くなっている。

条約の理解度別においては、「SNS や動画など、インターネットを使ってみんなに知らせる」以外の選択肢については、条約の「内容を知っている (計)」と回答した人の割合が「内容を知らない (計)」と回答した人の割合よりも高くなっている。

【高校生】

(%)

	調査数 (n)	学校でこどもの権利について学ぶ時間をつくる	学校以外のところができるところをつくる	学校の先生など、子どもとかわる大人がこどもの権利について学ぶ時間をつくる	大人がこどもの権利について学ぶ時間をつくる	テレビやテレビのコマーシャルを使ってみんなに知らせる	SNSや動画など、インターネットを使ってみんなに知らせる	パンフレットやチラシなどを使ってみんなに知らせる	必要だと思わない	
全体	4,301	72.6	34.9	50.9	56.9	52.1	63.3	29.7	4.6	
知度別	聞いたことがある (計)	2,885	74.3	35.4	52.2	59.1	52.7	64.7	30.1	3.2
	聞いたことがない	1,416	69.1	34.0	48.2	52.5	50.9	60.5	28.9	7.5
理解別	内容を知っている (計)	1,232	73.4	36.8	55.0	62.7	50.9	63.9	28.6	3.2
	内容を知らない (計)	3,069	72.3	34.2	49.3	54.6	52.6	63.1	30.2	5.1

高校生では、条約の認知度、理解度に関わらず、「学校でこどもの権利について学ぶ時間をつくる」、
「SNS や動画など、インターネットを使ってみんなに知らせる」と回答した人の割合が高くなっている。
条約の認知度別でみると、必要だと思わないことはいずれの選択肢についても、条約を「聞いたことがある
(計)」と回答した人の割合が「聞いたことがない」と回答した人の割合よりも高くなっている。条約
の理解度別では、必要だと思わないことは条約の「内容を知っている (計)」と回答した人の割合が「内容
を知らない (計)」と回答した人の割合よりも高くなっている選択肢が多い。一方で、「テレビやテレ
ビのコマーシャルを使ってみんなに知らせる」、「パンフレットやチラシなどを使ってみんなに知らせ
る」と回答した人の割合は、条約の「内容を知らない (計)」と回答した人の割合が条約の「内容を知
っている (計)」と回答した人の割合よりも高くなっている。

これらを踏まえると、いずれの年代においても、条約の認知度や理解度に関わらず、「学校でこ
どもの権利について学ぶ時間をつくる」ことが必要だと思われることが分かった。また、小学生年
代では、「学校の先生など、子どもとかわる大人がこども子供の権利について学ぶ時間をつ
くる」、中学生以上では「SNS や動画など、インターネットを使ってみんなに知らせる」ことも必要だ
と思われることが分かった。

一方で、高校生においては「テレビやテレビのコマーシャルを使ってみんなに知らせる」、「パン
フレットやチラシなどを使ってみんなに知らせる」ことが必要だと思われる割合が、条約を理解
していない人で高くなっていたことを踏まえると、これらの手法も一定程度、活用に期待があると考
えられる。

いずれの年代においても、条約を聞いたことがある人の方がこどもの権利条約の認知度向上のため
に何らかの啓発手法をとることを肯定的に捉えていることも分かった。

4 大人向け調査 調査結果

(1) 属性

①性別

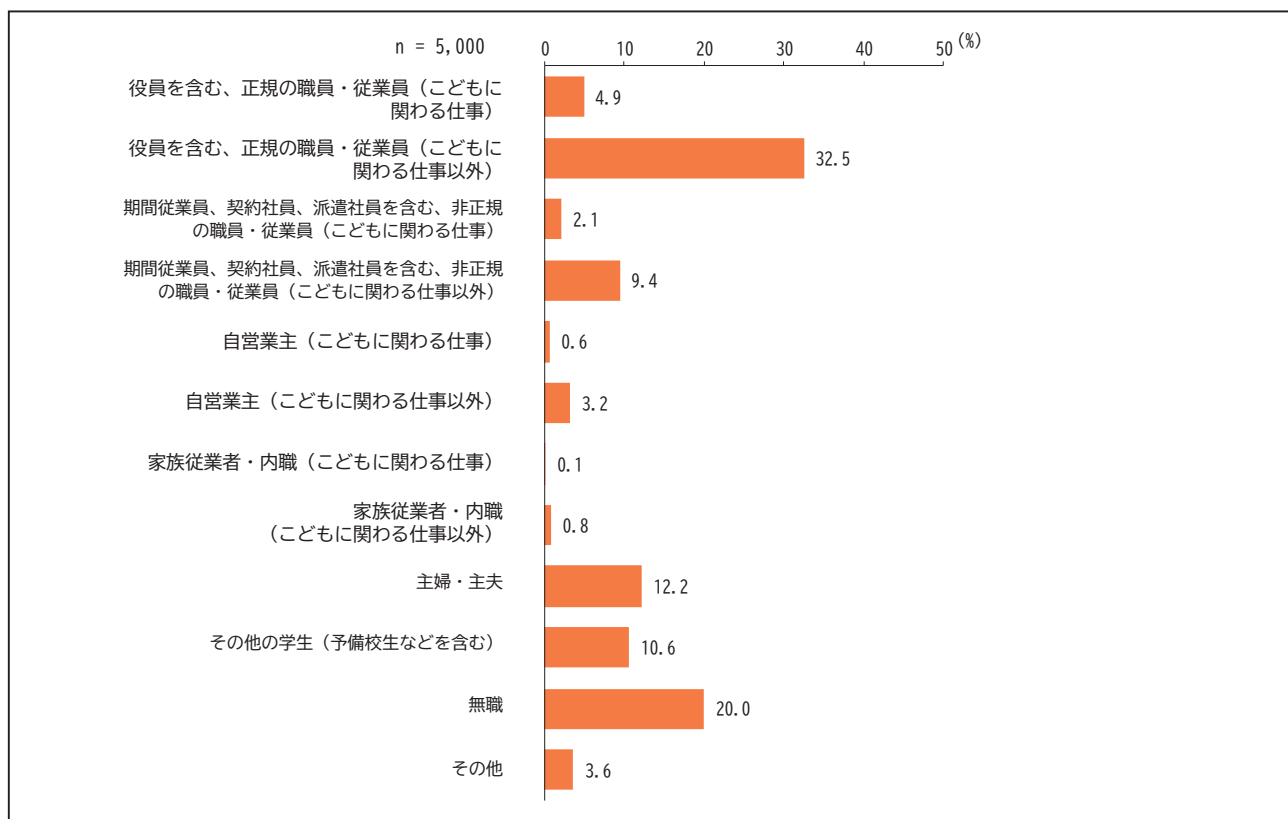
調査数 (n)	上段：実数、下段：%		
	男性	女性	い ・え ・の ・た ・く ・わ ・ち ・か ・ら ・と ・な ・も
5,000	2,484	2,480	36
100.0	49.7	49.6	0.7

②年齢

調査数 (n)	上段：実数、下段：%								
	1 8、 1 9 歳	2 0 歳代	3 0 歳代	4 0 歳代	5 0 歳代	6 0 歳代	7 0 歳代	8 0 歳以上	
5,000	103	1,897	500	500	500	500	500	500	
100.0	2.1	37.9	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	

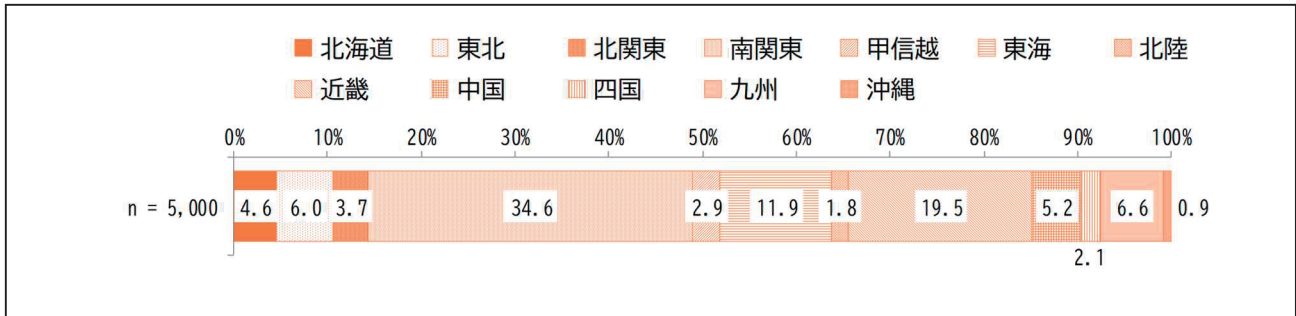
※年齢は18～23歳、24～39歳がそれぞれ1,000名、30歳以上が3,000名となるよう回答者を割当。

(2) 現在の仕事（単一選択）



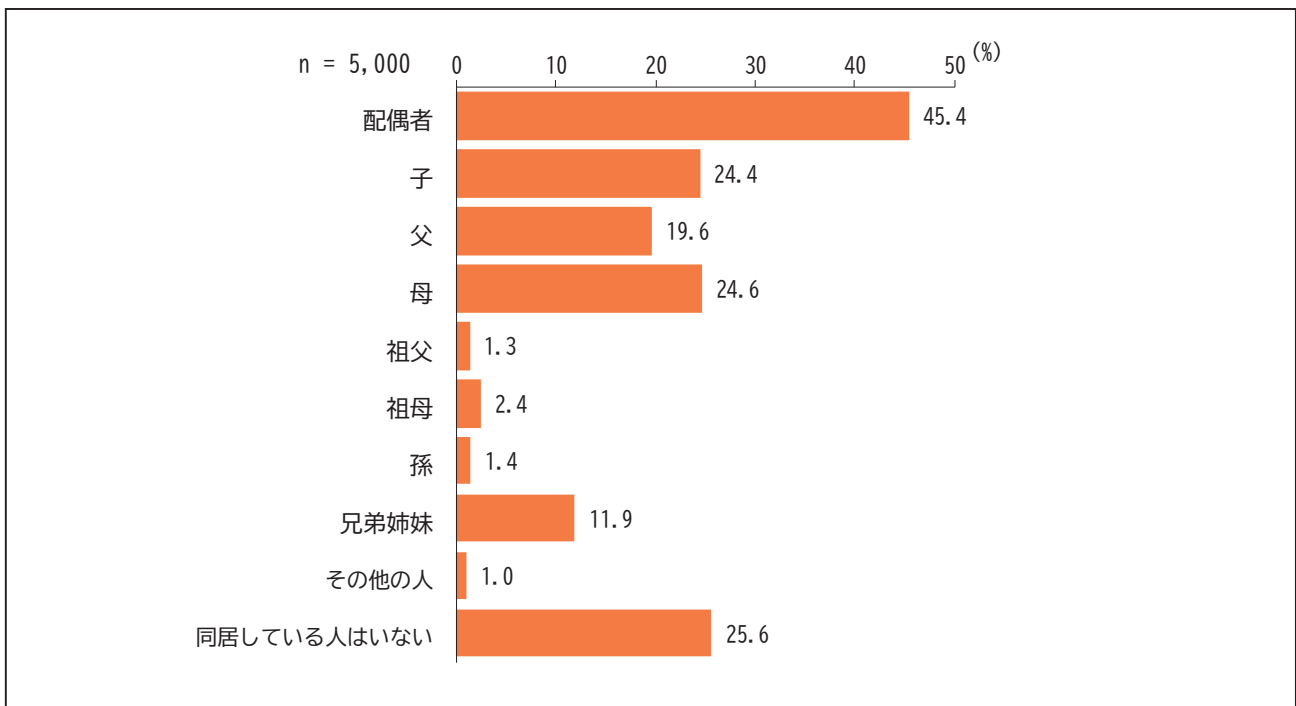
現在の仕事は、「役員を含む、正規の職員・従業員（こどもに関わる仕事以外）」が32.5%で最も高く、以下、「無職」(20.0%)、「主婦・主夫」(12.2%)、「その他の学生（予備校生などを含む）」(10.6%)となっている。

(3) 居住地域 (単一選択)



居住地域は、「南関東」が34.6%で最も高く、以下、「近畿」(19.5%)、「東海」(11.9%)、「九州」(6.6%)となっている。

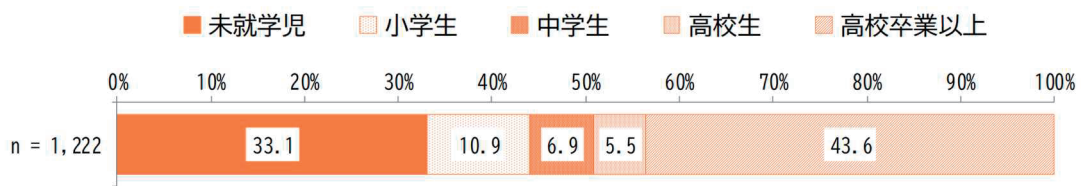
(4) 同居家族 (多肢選択)



同居家族は、「配偶者」が45.4%で最も高く、以下、「母」(24.6%)、「子」(24.4%)、「父」(19.6%)となっている。一方、「同居している人はいない」は25.6%となっている。

(5) 同居しているこども（末子）の就学段階（単一選択）

※（4）同居家族で「子」と回答した人を対象

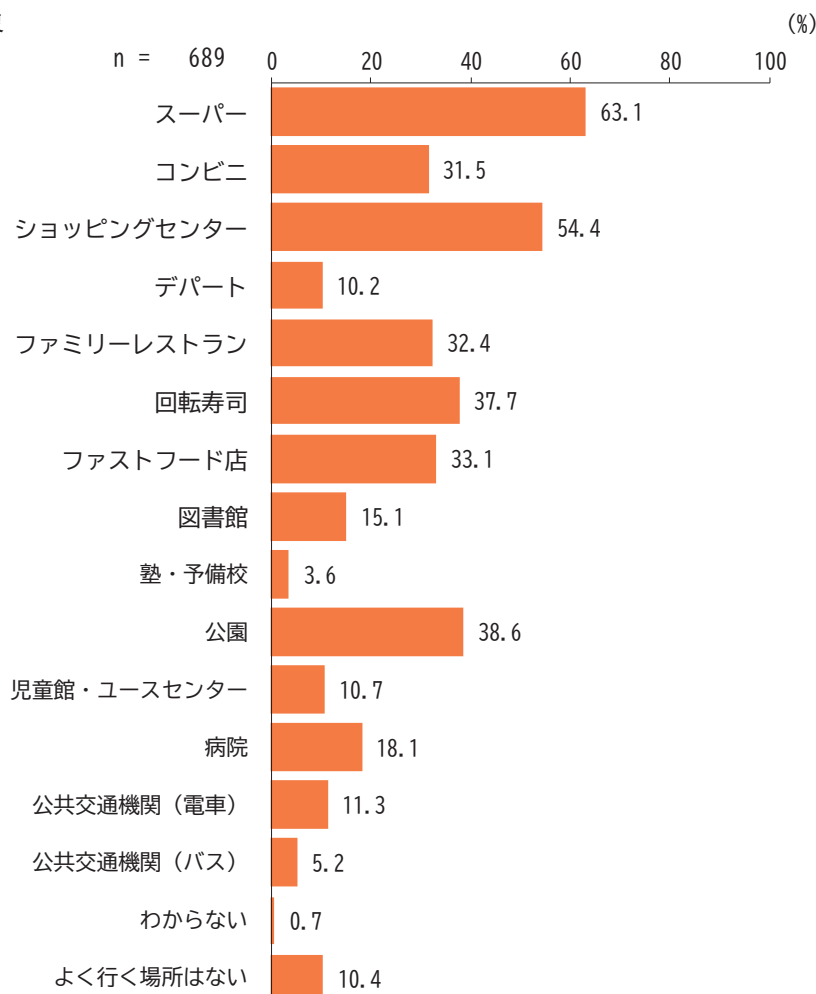


（「未就学児」は0～6歳、「小学生」は7～12歳、「中学生」は13～15歳、「高校生」は16～18歳、「高校卒業以上」は19歳以上）

同居しているこども（末子）の就学段階は、「高校卒業以上」が43.6%で最も高く、以下、「未就学児」(33.1%)、「小学生」(10.9%)となっている。

(6) こどもとよく出かける場所（多肢選択）

※（5）同居しているこども（末子）の就学段階で「0歳」～「18歳」のいずれかと回答した人を対象



こどもとよく出かける場所は、「スーパー」が63.1%で最も高く、以下、「ショッピングセンター」(54.4%)、「公園」(38.6%)、「回転寿司」(37.7%)となっている。

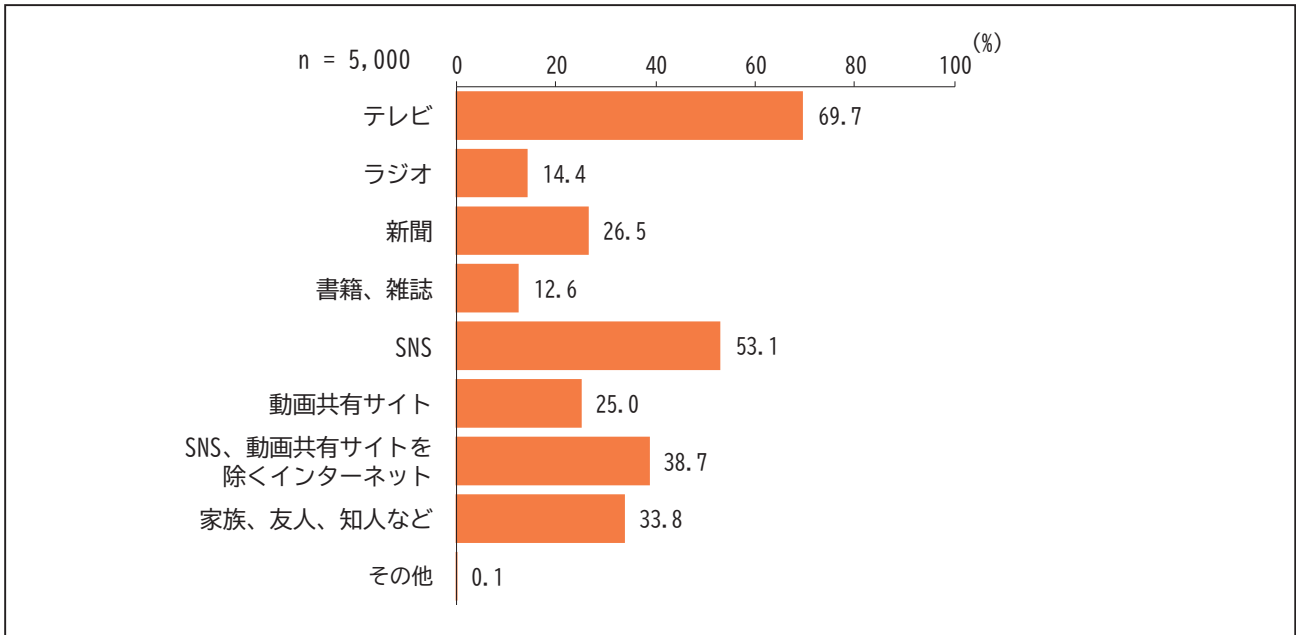
<同居しているこども（末子）の就学段階別のこどもとよく出かける場所>

		調査数 (n)	スーパー	コンビニ	ショッピングセンター	デパート	ファミリーレストラン	回転寿司	ファストフード店	図書館	塾・予備校	公園
全体		689	63.1	31.5	54.4	10.2	32.4	37.7	33.1	15.1	3.6	38.6
同居している こども（末子） の就学段階別	未就学児	405	73.6	30.6	59.0	10.1	31.4	33.8	31.9	18.5	1.7	52.1
	小学生	133	64.7	38.3	56.4	11.3	41.4	51.9	42.1	16.5	7.5	35.3
	中学生	84	36.9	26.2	44.0	9.5	28.6	38.1	28.6	6.0	7.1	8.3
	高校生	67	29.9	29.9	35.8	9.0	25.4	32.8	28.4	3.0	3.0	1.5

		調査数 (n)	児童館・ユースセンター	病院	公共交通機関（電車）	公共交通機関（バス）	わからない	よく行く場所はない
全体		689	10.7	18.1	11.3	5.2	0.7	10.4
同居している こども（末子） の就学段階別	未就学児	405	16.3	21.7	11.9	5.7	0.2	6.7
	小学生	133	5.3	14.3	15.0	5.3	0.8	6.0
	中学生	84	1.2	13.1	7.1	7.1	0.0	23.8
	高校生	67	0.0	10.4	6.0	0.0	4.5	25.4

同居しているこども（末子）の就学段階別でみると、「スーパー」、「ショッピングセンター」、「公園」はこどもの就学段階が下がるほど高くなっている。「スーパー」は未就学児で73.6%、小学生で64.7%と他と比べて高くなっている。「ショッピングセンター」も未就学児で59.0%、小学生で56.4%と他と比べて高くなっている。「回転寿司」は小学生で他の年代と比べて51.9%と高くなっている。一方、「よく行く場所はない」は中学生で23.8%、高校生で25.4%となっている。

(7) 日々の情報収集源 (多肢選択)



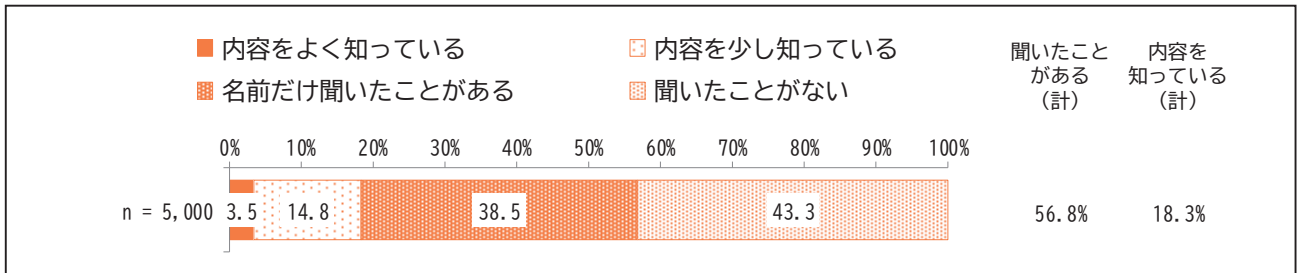
日々の情報収集源は、「テレビ」が69.7%で最も高く、以下、「SNS」(53.1%)、「SNS、動画共有サイトを除くインターネット」(38.7%)、「家族、友人、知人など」(33.8%)となっている。

<同居している子ども(末子)の就学段階別の日々の情報収集源>

	調査数 (n)	(%)									
		テレビ	ラジオ	新聞	書籍、雑誌	SNS	動画共有サイト	SNS、動画共有サイトを除くインターネット	家族、友人、知人など	その他	
全体	5,000	69.7	14.4	26.5	12.6	53.1	25.0	38.7	33.8	0.1	
(末子)同居している子どもの就学段階別	未就学児	405	60.5	6.7	6.7	8.6	72.3	24.7	34.6	36.8	0.0
	小学生	133	71.4	13.5	23.3	13.5	54.1	23.3	36.8	39.1	0.0
	中学生	84	70.2	15.5	23.8	10.7	42.9	17.9	35.7	28.6	1.2
	高校生	67	68.7	16.4	23.9	10.4	37.3	13.4	28.4	28.4	0.0
	高校卒業以上	533	88.0	19.1	49.2	12.8	28.9	12.8	39.0	41.5	0.0

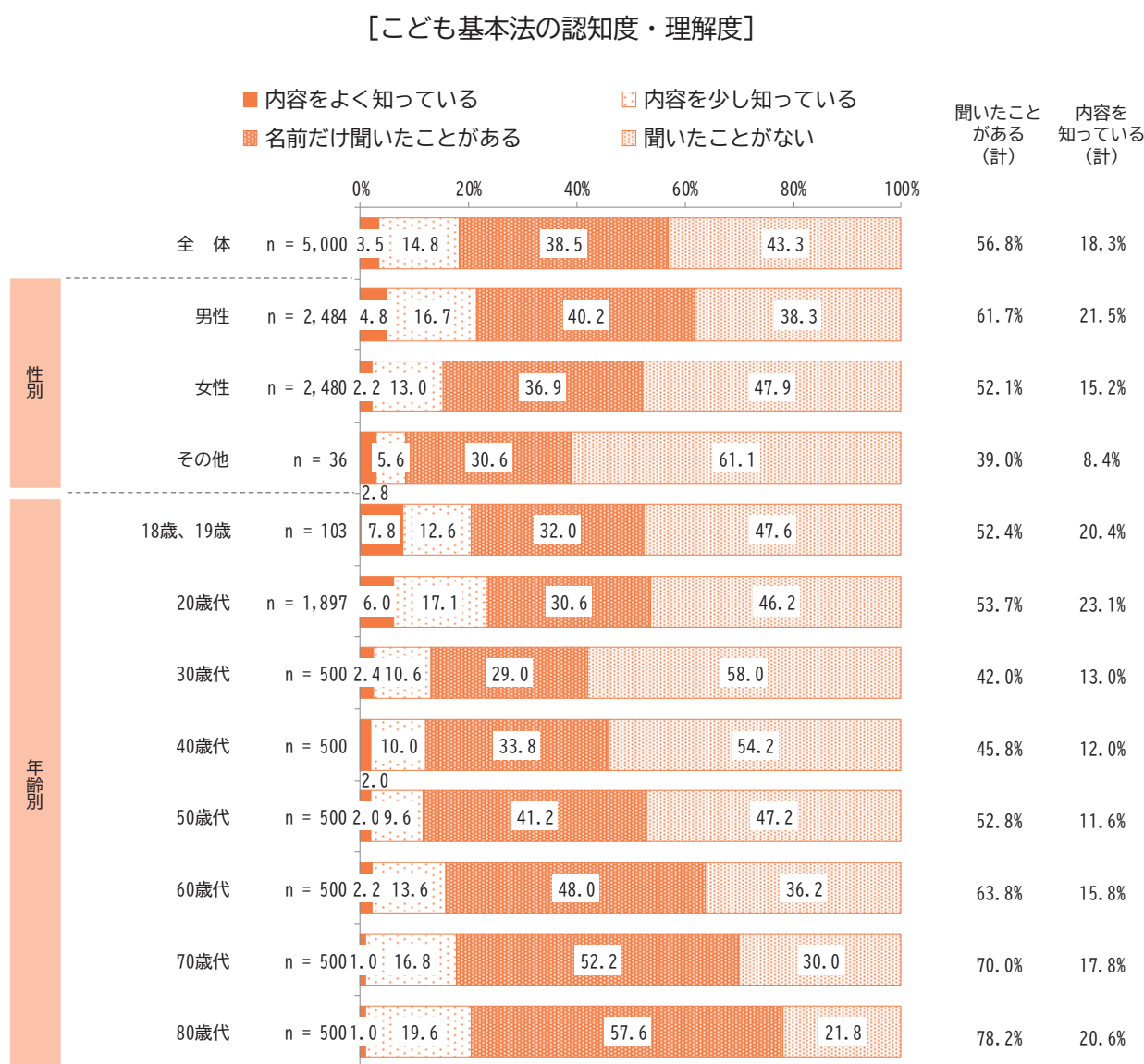
同居している子ども(末子)の就学段階別でみると、「SNS」、「動画共有サイト」は子どもの就学段階が下がるほど高く、「SNS」は未就学児で72.3%と高くなっている。「テレビ」は子どもの就学段階に関わらず他の選択肢と比べて高い傾向にあり、高校卒業以上で88.0%、小学生、中学生、高校生で70%前後となっている。また、就学段階があがるにつれて、新聞の割合が上がる一方で、SNS、動画共有サイトの割合が下がる傾向にある。

(8) こども基本法の認知度（単一選択）



こども基本法の認知度は、「聞いたことがない」が43.3%で最も高く、以下、「名前だけ聞いたことがある」(38.5%)、「内容を少し知っている」(14.8%)、「内容をよく知っている」(3.5%)となっている。「聞いたことがある(計)」は56.8%、「内容を知っている(計)」は18.3%となっている。

<性別、年齢別のこども基本法の認知度・理解度>



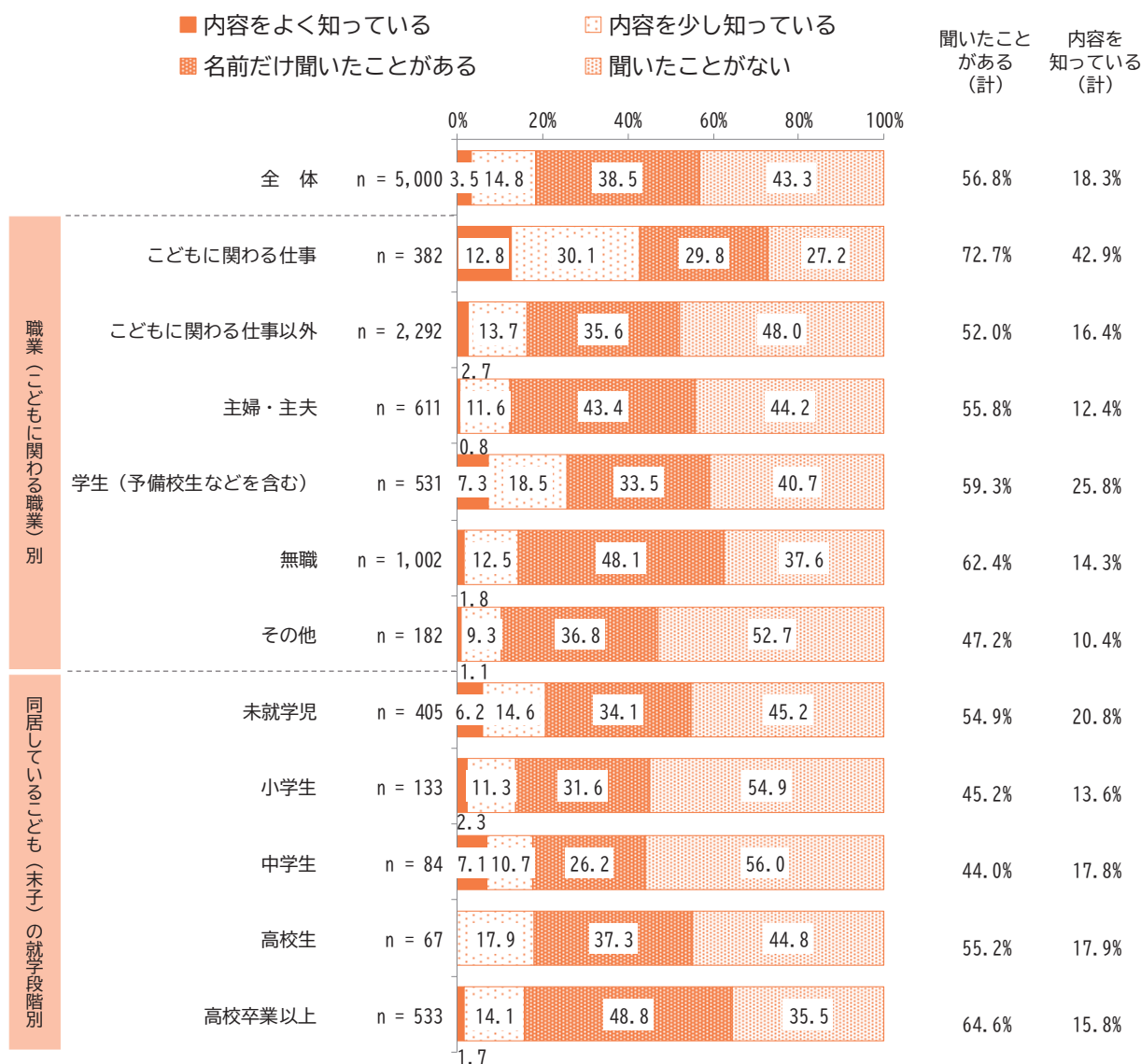
性別で見ると、「聞いたことがある（計）」は男性が女性よりも9.6ポイント高く、「内容を知っている（計）」も男性が女性よりも6.3ポイント高くなっている。

年齢別で見ると、18、19歳、20歳代、50歳代以上で「聞いたことがある（計）」人の割合は50%以上である一方、30歳代及び40歳代は40%台と他の年代と比べて低くなっている。また、18、19歳、20歳代、80歳代以上で「内容を知っている（計）」人の割合は20%台となっているが、30歳代、40歳代、50歳代は10%台前半となっている。

このことから、30歳代、40歳代のこども基本法の認知度、理解度は、他の年代と比べて高くないことが分かる。

<職業（子どもに関わる職業）別、同居している子ども（末子）の就学段階別の子ども基本法の認知度・理解度>

[子ども基本法の認知度・理解度]



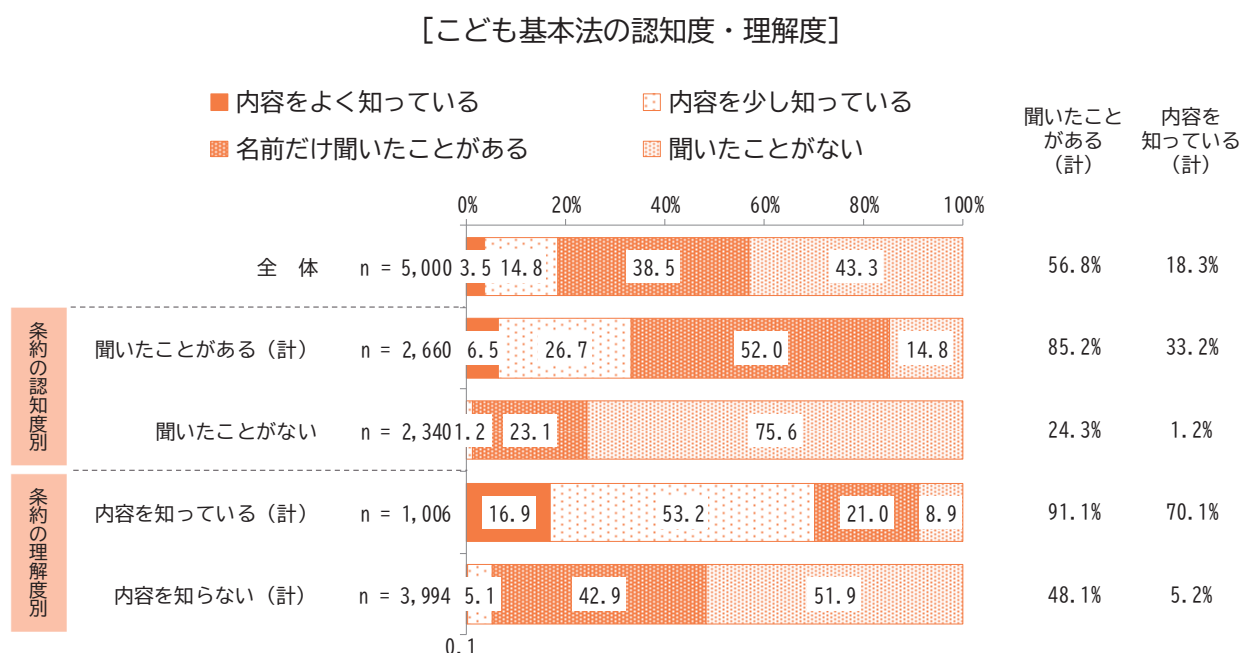
職業（子どもに関わる職業）別でみると、子どもに関わる仕事に就いている人では、子ども基本法を「聞いたことがある（計）」と回答した人は72.7%と、他の選択肢に該当する人と比べて高くなっている。また、理解度についても同様に、子どもに関わる仕事に就いている人では、子ども基本法の「内容を知っている（計）」と回答した人が42.9%と、他の選択肢と比べて高くなっている。

このことから、子どもに関わる職業に従事する人の子ども基本法の認知度、理解度は他の選択肢と比べて高くなっていることが分かった。

同居している子ども（末子）の就学段階別でみると、子ども基本法を「聞いたことがある（計）」と回答した人は、未就学児、高校生、高校卒業以上の子どもと同居している人では50%を超える一方で、小・中学生の子どもと同居している人では、40%台にとどまっている。内容の理解度については、就学段階ごとのポイント差は、大きくないものの、「内容を知っている（計）」と回答した人は未就学児の子どもと同居している人で、20.8%にとどまっている。

このことから、小・中学生の子どもと同居している親の子ども基本法の認知度が、他の就学段階の子どもがいる親の子ども基本法の認知度と比べて、相対的に低いことが分かった。

<条約の認知度別、条約の理解度別のこども基本法の認知度・理解度>



こども基本法の認知度を条約の認知度別で見ると、条約を“聞いたことがある (計)”と回答した人のうち、こども基本法を「聞いたことがある (計)」と回答した人は85.2%であった。条約を“聞いたことがない”と回答した人のうち、こども基本法を「聞いたことがある (計)」と回答した人は24.3%となっている。こども基本法の認知度を、条約を“聞いたことがある (計)”と回答した人の割合と“聞いたことがない”と回答した人の割合で比べると、前者の方が60.9ポイント高くなっている。

こども基本法の認知度を条約の理解度別で見ると、条約の“内容を知っている (計)”と回答した人のうち、こども基本法を「聞いたことがある (計)」と回答した人は91.1%であった。条約の“内容を知らない (計)”と回答した人のうち、こども基本法を「聞いたことがある (計)」と回答した人は48.1%となっている。こども基本法の認知度を、条約の“内容を知っている (計)”と回答した人の割合と“内容を知らない (計)”と回答した人の割合で比べると、前者の方が43.0ポイント高くなっている。

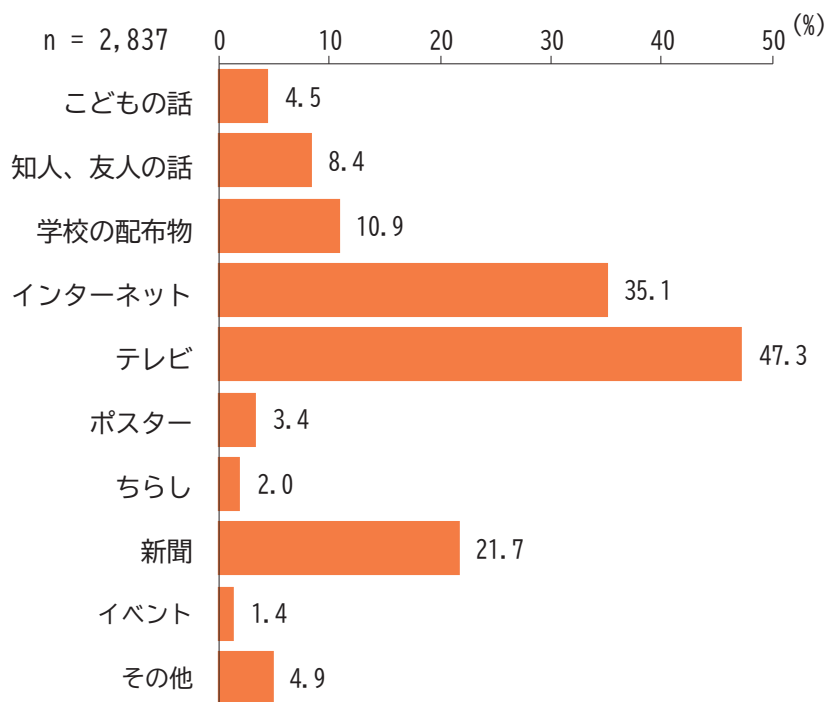
こども基本法の理解度を条約の認知度別で見ると、条約を“聞いたことがある (計)”と回答した人のうち、こども基本法の「内容を知っている (計)」と回答した人は33.2%であった。条約を“聞いたことがない”と回答した人のうち、こども基本法の「内容を知っている (計)」と回答した人は1.2%となっている。こども基本法の理解度を、条約を“聞いたことがある (計)”と回答した人の割合と“聞いたことがない”と回答した人の割合で比べると、前者の方が32.0ポイント高くなっている。

こども基本法の理解度を条約の理解度別で見ると、条約の“内容を知っている (計)”と回答した人のうち、こども基本法の「内容を知っている (計)」と回答した人は70.1%であった。条約の“内容を知らない (計)”と回答した人のうち、こども基本法の「内容を知っている (計)」と回答した人は5.2%となっている。こども基本法の理解度を、条約の“内容を知っている (計)”と回答した人の割合と“内容を知らない (計)”と回答した人の割合を比べると、前者の方が64.9ポイント高くなっている。

このことから、こども基本法の認知度、理解度の高低と、条約の認知度、理解度の高低に一定の関連がみられた。

(9) こども基本法を知ったきっかけ (多肢選択)

※ (8) こども基本法の認知度で「内容をよく知っている」、「内容が少し知っている」、「名前だけ聞いたことがある」のいずれかと回答した人を対象



こども基本法を知ったきっかけは、「テレビ」が47.3%で最も高く、以下、「インターネット」(35.1%)、「新聞」(21.7%)、「学校の配布物」(10.9%)となっている。

<こども基本法の理解度別のこども基本法を知ったきっかけ>

(%)

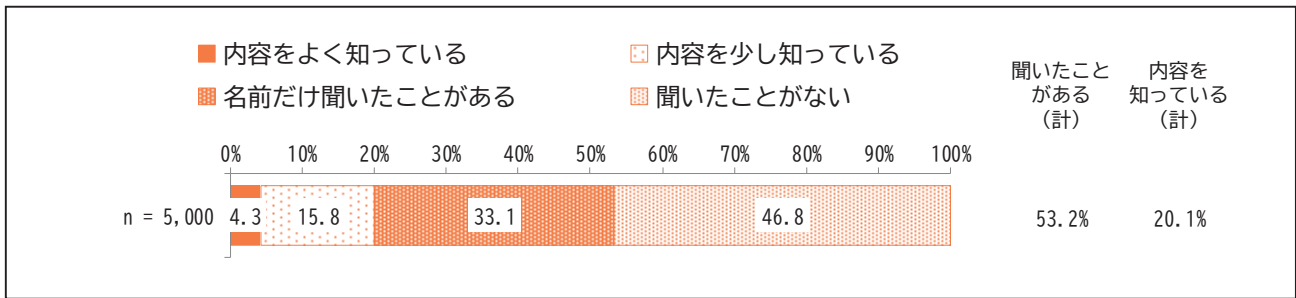
	調査数 (n)	こどもの話	知人、友人の話	学校の配布物	インターネット	テレビ	ポスター	ちらし	新聞	イベント	その他	
全体	2,837	4.5	8.4	10.9	35.1	47.3	3.4	2.0	21.7	1.4	4.9	
理解度別の	内容を知っている (計)	914	10.1	14.2	18.2	45.1	43.1	7.3	4.2	24.3	2.5	7.3
	内容を知らない (計)	1,923	1.9	5.6	7.5	30.4	49.3	1.5	1.0	20.5	0.9	3.7

こども基本法の理解度別でみると、こども基本法の“内容を知っている (計)”と回答した人のうち「インターネット」と回答した人は45.1%、こども基本法の“内容を知らない (計)”と回答した人のうち「インターネット」と回答した人は30.4%となっている。こども基本法の“内容を知っている (計)”が“内容を知らない (計)”よりも14.7ポイント高くなっている。また、こども基本法の“内容を知っている (計)”と回答した人のうち「学校の配布物」と回答した人は18.2%、こども基本法の“内容を知らない (計)”と回答した人のうち「学校の配布物」と回答した人は7.5%となっている。こども基本法の“内容を知っている (計)”が“内容を知らない (計)”よりも10.7ポイント高くなっている。

他方で、こども基本法の“内容を知っている (計)”と回答した人のうち「テレビ」と回答した人は43.1%、こども基本法の“内容を知らない (計)”と回答した人のうち「テレビ」と回答した人は49.3%となっている。こども基本法を知ったきっかけは、こども基本法の“内容を知っている (計)”が“内容を知らない (計)”よりも6.2ポイント低くなっている。

このことから、「インターネット」、「学校の配布物」は、こども基本法の内容の理解に寄与していることが考えられる。

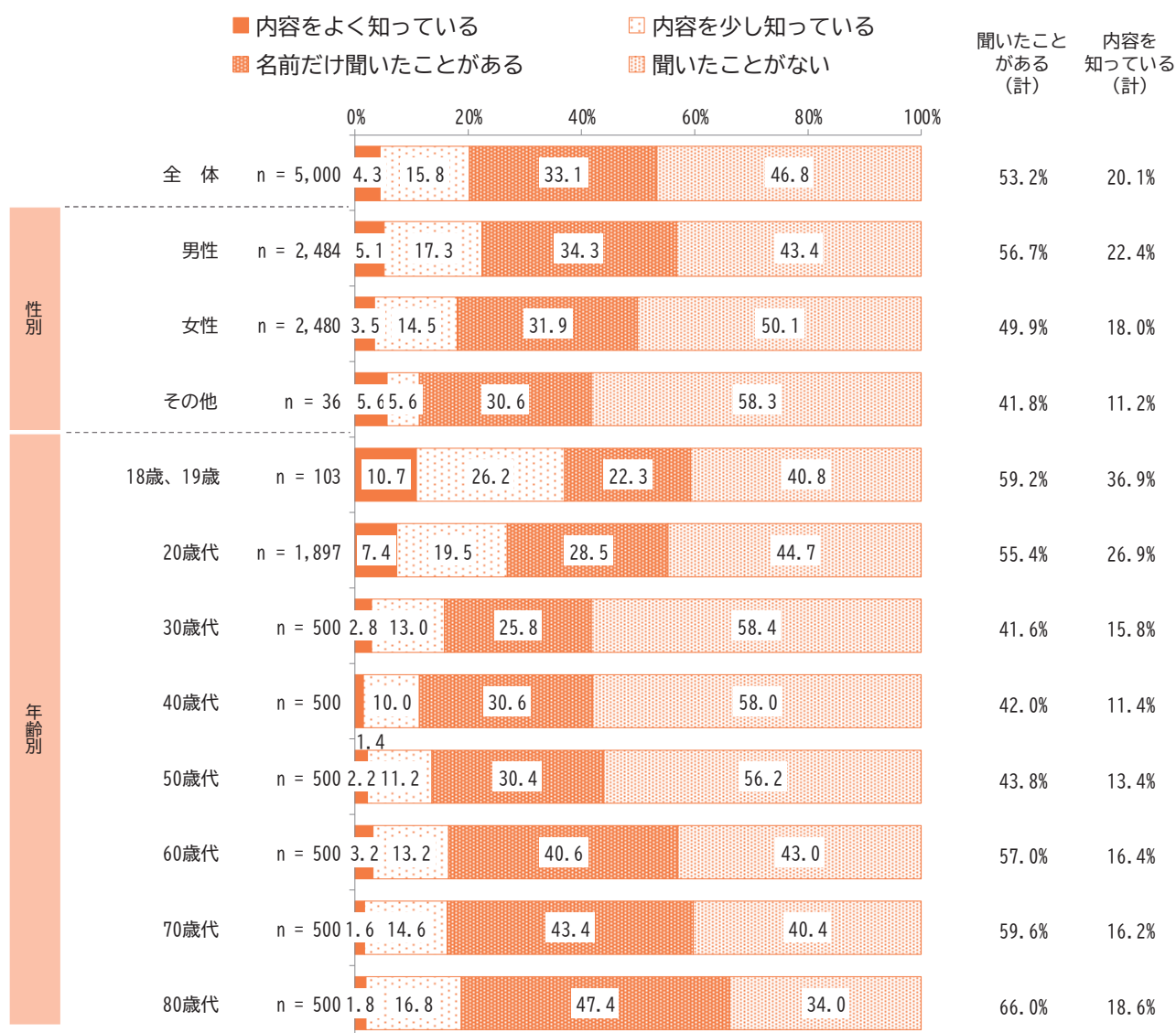
(10) 児童の権利に関する条約の認知度 (単一選択)



児童の権利に関する条約の認知度は、「聞いたことがない」が46.8%で最も高く、以下、「名前だけ聞いたことがある」(33.1%)、「内容を少し知っている」(15.8%)、「内容をよく知っている」(4.3%)となっている。「聞いたことがある(計)」は53.2%、「内容を知っている(計)」は20.1%となっている。

<性別、年齢別の条約の認知度・理解度>

[条約の認知度・理解度]

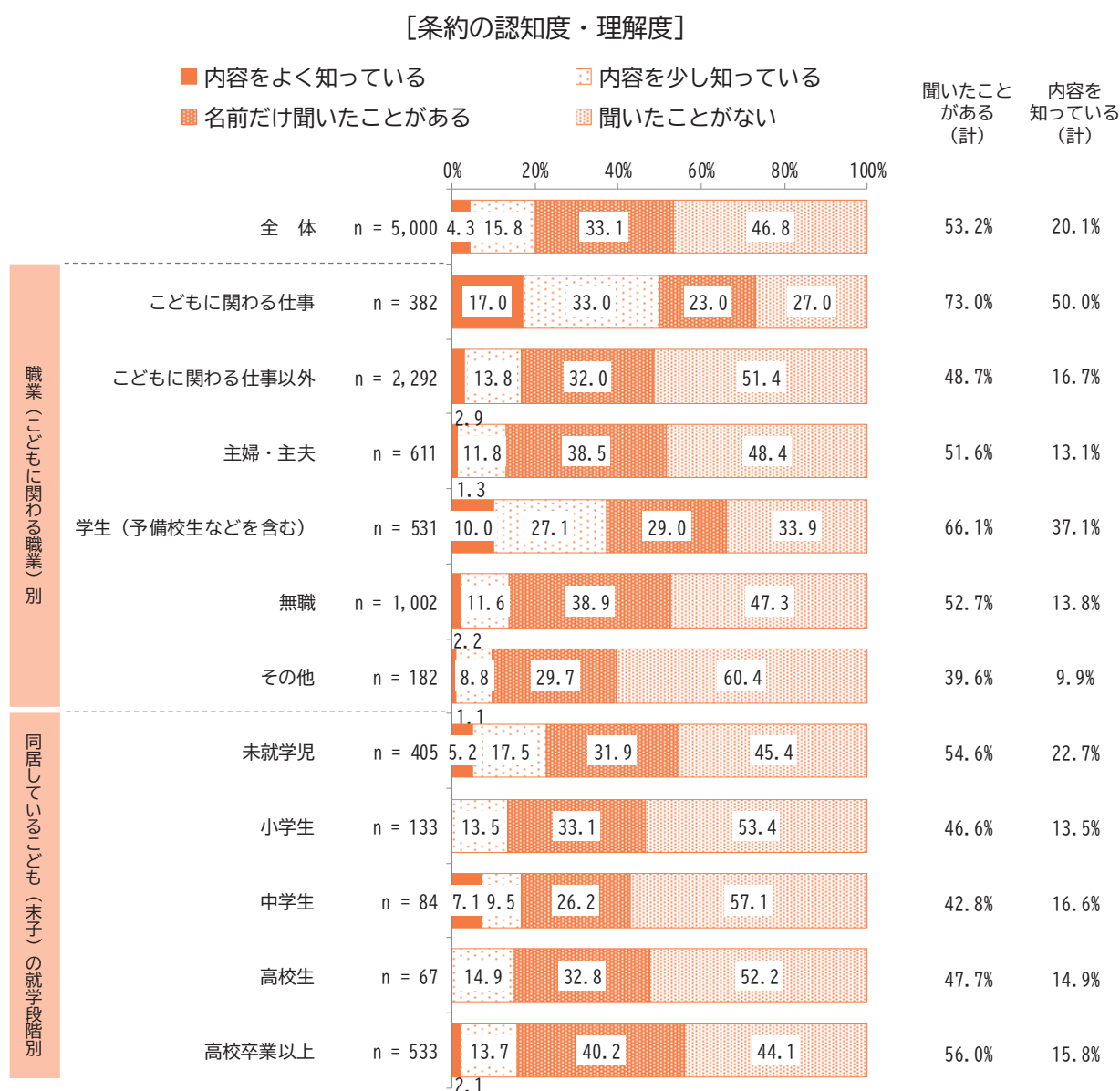


性別で見ると、「聞いたことがある(計)」は男性が女性よりも6.8ポイント高くなっている。

年齢別で見ると、「聞いたことがある(計)」は18、19歳、20歳代、60歳代以上で50%以上と他の年代と比べて高くなっている。「内容を知っている(計)」は18、19歳で36.9%と他の年代と比べて高くなっている。

このことから、30歳代から50歳代の条約の認知度が、他の年代と比べて低いことが分かった。

<職業（子どもに関わる職業）別、同居している子ども（末子）の就学段階別の条約の認知度・理解度>

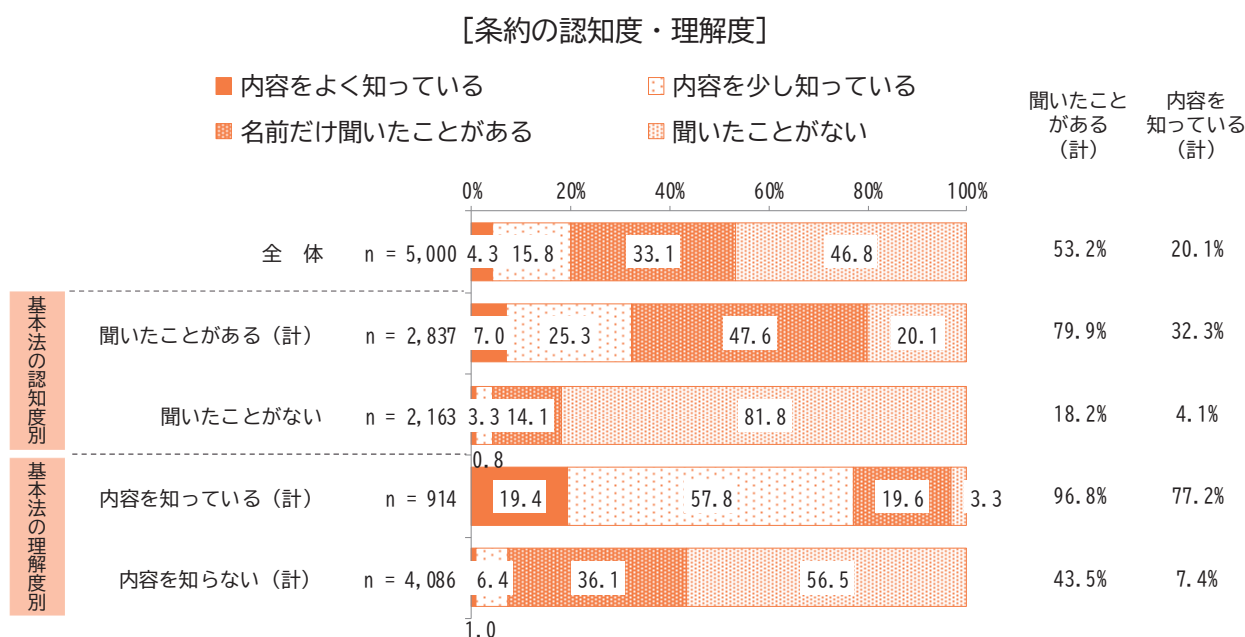


職業（子どもに関わる職業）別で見ると、子どもに関わる仕事に就いている人では、条約を「聞いたことがある（計）」と回答した人は73.0%と、他の選択肢に該当する人と比べて高くなっている。また、理解度についても同様に、子どもに関わる仕事に就いている人では、条約の「内容を知っている（計）」と回答した人が50.0%と、他の選択肢と比べて高くなっている。

同居している子ども（末子）の就学段階別で見ると、「聞いたことがある（計）」は未就学児、高校卒業以上で50%台半ばと高くなっている。「内容を知っている（計）」は未就学児で22.7%となっている。

このことから、小学生から高校生の子どもをもつ人の条約の認知度が、他の就学段階の子どもをもつ親の条約の認知度と比べて相対的に低いことが分かった。

<こども基本法の認知度別、こども基本法の理解度別の条約の認知度・理解度>



条約の認知度をこども基本法の認知度別で見ると、こども基本法を“聞いたことがある (計)”と回答した人のうち、条約を「聞いたことがある (計)」と回答した人は79.9%であった。こども基本法を“聞いたことがない”と回答した人のうち、条約を「聞いたことがある (計)」と回答した人は18.2%となっている。条約の認知度を、こども基本法を“聞いたことがある (計)”と回答した人の割合と“聞いたことがない”と回答した人の割合で比べると、前者の方が61.7ポイント高くなっている。

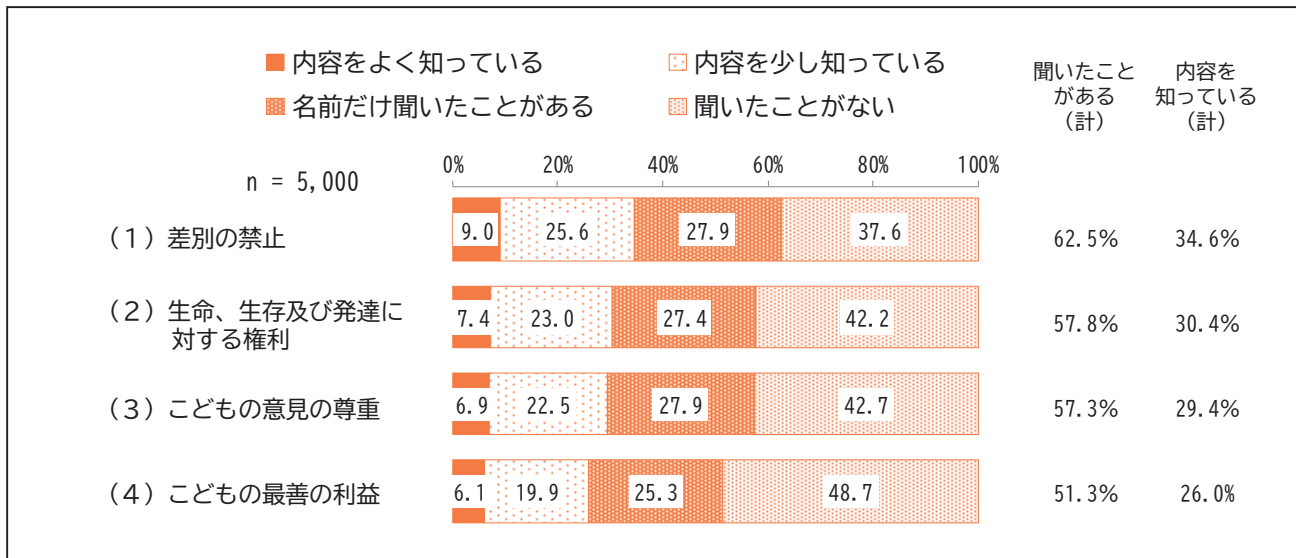
条約の認知度をこども基本法の理解度別で見ると、こども基本法の“内容を知っている (計)”と回答した人のうち、条約を「聞いたことがある (計)」と回答した人は96.8%であった。こども基本法の“内容を知らない (計)”と回答した人のうち、条約を「聞いたことがある (計)」と回答した人は43.5%となっている。条約の認知度を、こども基本法の“内容を知っている (計)”と回答した人の割合と“内容を知らない (計)”と回答した人の割合で比べると、前者の方が53.3ポイント高くなっている。

条約の理解度をこども基本法の認知度別で見ると、こども基本法を“聞いたことがある (計)”と回答した人のうち、条約の「内容を知っている (計)」と回答した人は32.3%であった。こども基本法を“聞いたことがない”と回答した人のうち、条約の「内容を知っている (計)」と回答した人は4.1%となっている。条約の理解度を、こども基本法を“聞いたことがある (計)”と回答した人の割合と“聞いたことがない”と回答した人の割合で比べると、前者の方が28.2ポイント高くなっている。

条約の理解度をこども基本法の理解度別で見ると、こども基本法の“内容を知っている (計)”と回答した人のうち、条約の「内容を知っている (計)」と回答した人は77.2%であった。こども基本法の“内容を知らない (計)”と回答した人のうち、条約の「内容を知っている (計)」と回答した人は7.4%となっている。条約の理解度を、こども基本法の“内容を知っている (計)”と回答した人の割合と“内容を知らない (計)”と回答した人の割合で比べると、前者の方が69.8ポイント高くなっている。

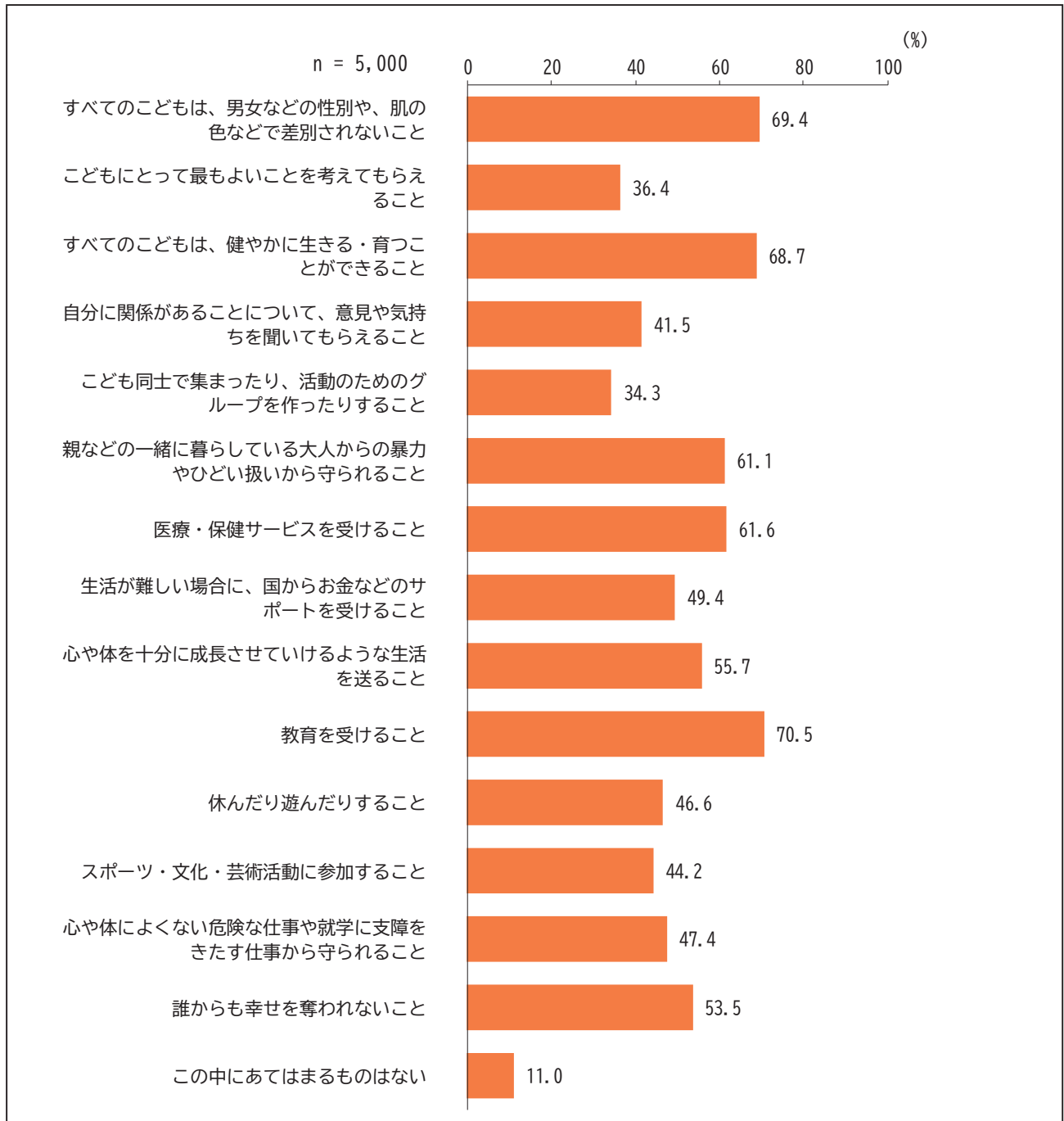
このことから、条約の認知度、理解度の高低と、こども基本法の認知度、理解度の高低に一定の関連がみられた。

(11) 「4原則」についての認知度（単一選択）



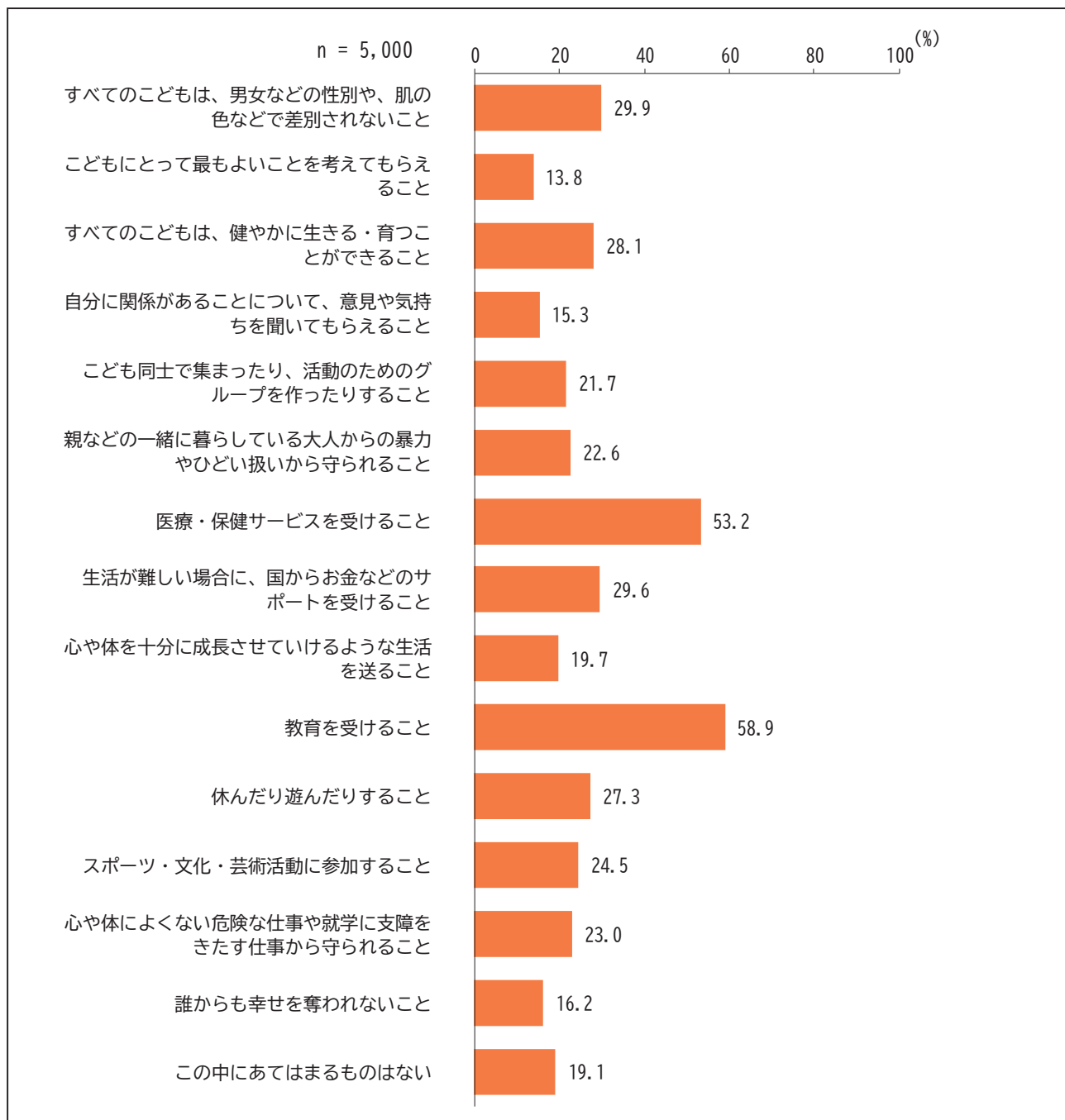
いわゆる「4原則」についての認知度は、いずれの権利も「聞いたことがない」が最も高くなっている。「聞いたことがある (計)」は50%以上となっており、特に“差別の禁止”で62.5%と他と比べて高くなっている。「内容を知っている (計)」も“差別の禁止”で34.6%と他と比べて高くなっている。

(12) こどもの権利だと思っているもの（多肢選択）



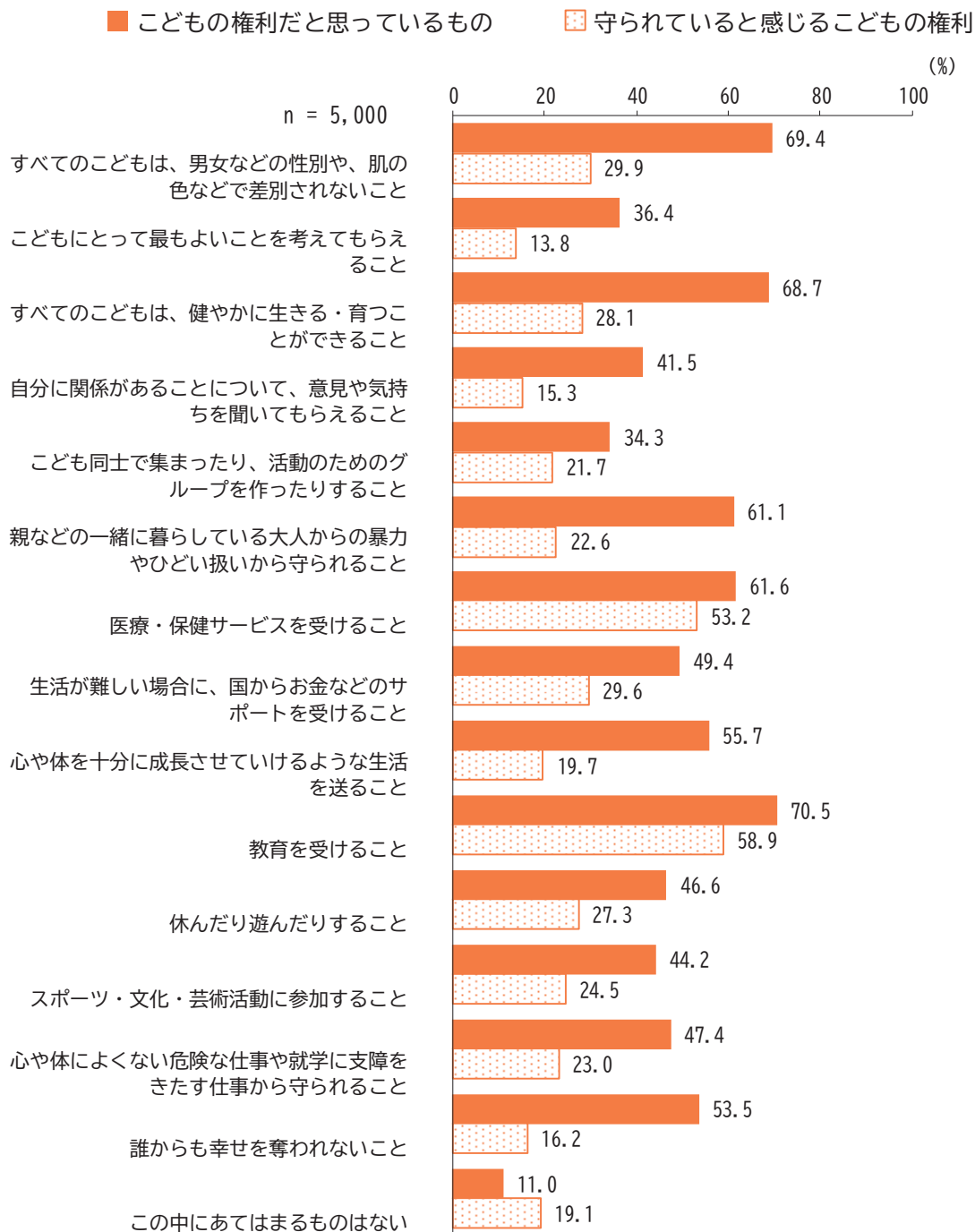
こどもの権利だと思っているものは、「教育を受けること」が70.5%で最も高く、以下、「すべてのこどもは、男女などの性別や、肌の色などで差別されないこと」(69.4%)、「すべてのこどもは、健やかに生きる・育つことができること」(68.7%)、「医療・保健サービスを受けること」(61.6%)となっている。

(13) 守られていると感じるこどもの権利（多肢選択）



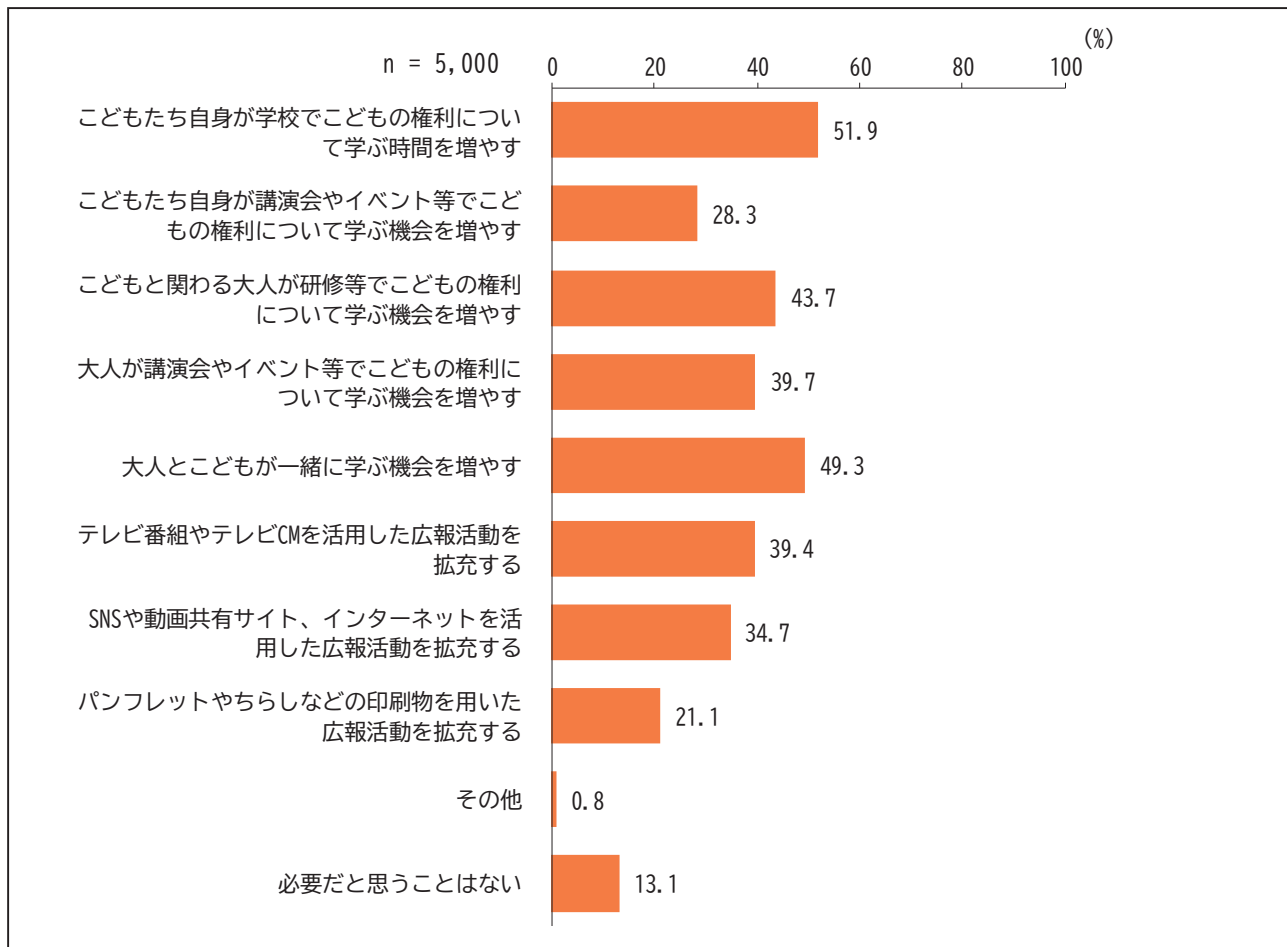
守られていると感じるこどもの権利は、「教育を受けること」が58.9%で最も高く、以下、「医療・保健サービスを受けること」(53.2%)、次いで「すべてのこどもは、男女などの性別や、肌の色などで差別されないこと」(29.9%)、「生活が難しい場合に、国からお金などのサポートを受けること」(29.6%)となっている。

<子どもの権利だと思っているものと守られていると感じる子どもの権利の比較>



いずれの選択肢についても、「子どもの権利だと思っているもの」として選択された割合が、「守られていると感じる子どもの権利」として選ばれた割合よりも高くなっている。特に、「すべての子どもは、健やかに生きる・育つことができること」が40.6ポイントの差がある。「すべての子どもは、男女などの性別や、肌の色などで差別されないこと」、「親などの一緒に暮らしている大人からの暴力やひどい扱いから守られること」、「誰からも幸せを奪われないこと」、「心や体を十分に成長させていけるような生活を送ること」も30.0ポイント以上の差がある。

(14) こどもの権利の認知度向上のために必要だと思うこと（多肢選択）



こどもの権利の認知度向上のために必要だと思うことは、「子どもたちが学校でこどもの権利について学ぶ時間を増やす」が 51.9%で最も高く、以下、「大人と子どもと一緒に学ぶ機会を増やす」(49.3%)、「子どもと関わる大人が研修等でこどもの権利について学ぶ機会を増やす」(43.7%)、「大人が講演会やイベント等でこどもの権利について学ぶ機会を増やす」(39.7%)となっている。

第3章 児童の権利に関する条約の普及啓発方法の検討

1 文献調査結果

(1) 実施概要

①目的

条約の普及啓発における今日的な状況を把握するとともに、普及啓発の様々な事例を収集し、普及啓発の検討を行う際の基礎資料とする。

②調査対象

「自治体」、「民間団体」、「海外」のインターネット上に公表されている過去10年以内のこどもの権利に関する普及啓発に向けた取組事例

③調査内容

- ・実施者
- ・実施内容（イベント開催、啓発物の作成等）
- ・実施対象（こども、こどもをもつ親、大人全般、福祉・教育等関係者等）

(2) 調査結果の概要

	①国、自治体（183件）	②民間団体（63件）	③海外（50件）
実施者	<ul style="list-style-type: none"> ・主に市区町村 ・その他、都道府県等 	<ul style="list-style-type: none"> ・主に非営利団体 ・その他、任意団体（実行委員会）等 	<ul style="list-style-type: none"> ・主に非営利団体 ・その他、地域の機関、国際機関等
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・こども・大人両方 	<ul style="list-style-type: none"> ・こども・大人両方 	<ul style="list-style-type: none"> ・こども
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの実施 ・パンフレット・チラシ等の作成 ・こども参加型会議の開催等 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの実施 ・教材、動画の作成 ・セミナーの実施等 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの実施 ・動画、教材の作成 ・こども参加型会議の開催等
内容の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもから大人まで、世代別のパンフレット・チラシ等を作成し、配布やHPへの掲載をしている。 ・「子どもの権利の日」等のイベントにおいて、講演会、募集した絵や川柳などの展示を行っている。 ・イベントは親子で参加できるものなど、こどもから大人まで対象としている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・こども分野に関わる仕事をしている人向けのパネルディスカッションなど、大人向けのイベントが開催されている。 ・ワークショップ教材としてこどもから大人まで活用ができる啓発物が作成されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・こども本人が参画する取組が多い。 ・こどもの権利をテーマにしたディスカッションが行われている。 ・こども向けに、こどもの権利の理解促進のためのアニメーションが作成されている。

(3) 参考事例

①国、自治体

【イベントの実施】

実施概要	
内 容	かわさき子どもの権利の日のつどい
実 施 者	主催：神奈川県川崎市、川崎市教育委員会 実施：かわさき子どもの権利の日事業実行委員会
共 催	—
開催時期	令和4年12月10日
開催頻度	1年に1回

■取組概要

かわさき子どもの権利に関する条例第5条により11月20日を「子どもの権利の日」としており、毎年「かわさき子どもの権利の日」の前後の時期に「かわさき子どもの権利の日のつどい」を実施している。

令和4年度は、映画の上映会、こどもに関わる大人を対象としたワークショップの開催をメインイベントとし、そのほか様々なイベントを行い、各イベントをまわるスタンプラリーを実施していた。

■成果

当日、上映された映画は131名の親子が鑑賞した。ワークショップは、「子どもへの虐待防止」についてのワークショップをロールプレイングを交えながら、地域の大人を対象に実施した。

そのほか、「出張子ども夢パーク」や「子どもの権利条約に関するかるた体験」、書籍の展示と絵本のイラストのぬり絵、市内の小中学生の人権ポスター展示、後述する「子どもの権利条約フォーラム2022 in 那覇/沖縄」のサテライト会場となる講座の実施、「親子でふれあう音遊び」など様々なイベントを行い、各イベントをまわるスタンプラリーには、約100名の親子が参加した。

なお、令和5年度においても、同様のイベントを開催していることを確認している。

■令和4年度かわさき子どもの権利の日のつどい チラシ



出所：神奈川県川崎市

■子どもの権利に関する情報紙 Titti 35号



出所：神奈川県川崎市

【パンフレット・チラシ等の作成】

実施概要	
内 容	こどもの権利の広報パンフレット
実 施 者	北海道札幌市
共 催	－
配布時期	常時
配布頻度	常時

■取組概要

こどもの権利の普及・啓発のため、こどもの年齢等に応じ、子育てのヒントや気づきにもつながる広報パンフレットを作成している。

具体的には、絵本や「KenriBook（けんりぶっく）」とよばれる日常のよくあるシーンを通して、こどもの権利を解説している冊子、世代別のパンフレット・チラシ等、様々な広報パンフレットを作成している。

KenriBook（けんりぶっく）は、日常のよくあるシーンを通して、こどもの権利について説明した冊子となっており、絵本は、通常版を市役所の市政刊行物コーナーや子ども未来局で販売しているほか、大型絵本は、子育てサロンの読み聞かせなどにも活用し、貸出も行っている。

パンフレットは、小中学生、児童生徒の保護者に対しては、学校を通じて配布を行っている。札幌市ホームページでは、パンフレットとあわせて、学校等でパンフレットを活用する際のポイントをまとめた資料も公表している。

【広報パンフレット】

- ・子どもの権利の絵本
「おばけのマールとすてきなまち」
- ・KenriBook（けんりぶっく）
- ・小学生（4年生から6年生）向けパンフレット
（令和5年8月発行）
- ・中学生向けパンフレット（令和5年8月発行）
- ・乳幼児保護者向けリーフレット（令和3年3月発行）
- ・リーフレット
- ・子どもの権利・子どもアシストセンターPR チラシ
- ・一般向けパンフレット
- ・条例概要チラシ

■子どもの権利の絵本

「おばけのマールとすてきなまち」



出所：北海道札幌市

■KenriBook（けんりぶっく）



出所：北海道札幌市



■成果

「平成 30 年度 札幌市子どもに関する実態・意識調査」では、「子どもの権利」を「聞いたことがある（「聞いたことがあり、内容もある程度知っている」＋「聞いたことがあり、内容を少しだけ知っている」＋「聞いたことはあるが、内容はわからない）」は大人で 61.0%、こどもで 61.4%となっていた。

「子どもの権利」を知った理由は、大人で「その他のパンフレットなど」が 20.4%、「学校で配られたパンフレット」が 18.3%となっており、こどもでは「学校で配られたパンフレット」が 47.6%となっていた。

実施概要	
内 容	こどもの人権に関する啓発冊子の作成
実 施 者	法務省人権擁護局、全国人権擁護委員連合会
共 催	－
配布時期	常時
配布頻度	常時

■取組概要

法務省人権擁護局と全国人権擁護委員連合会が共同で、こどもの人権に関する啓発冊子を作成している。

具体的には、条約の内容を平易に解説した啓発冊子「よくわかる！こどもの権利条約」や、人権についてまとめたマンガ「みんなともだち マンガで考える『人権』」などを作成している。

■よくわかる！こどもの権利条約



出所：法務省

■みんなともだち マンガで考える「人権」



出所：法務省

これらの啓発冊子は、法務省のホームページで公表するとともに、全国の人権擁護委員が中心となって、いじめ等について考える機会を設けることによって、相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうことなどを目的として実施している人権教室などで活用されている。

【こども参加型会議の開催】

実施概要	
内 容	たじみ子ども会議
実 施 者	主催：たじみ子ども会議☆子どもスタッフ、多治見市
共 催	－
開催時期	令和4年11月27日
開催頻度	1年に1回

■取組概要

条約中の「意見表明をする権利」を保障し、市政に子どもの意見を反映する目的で平成11年度から会議が開催されていた。子どもたちの身近な生活における気持ちや考えについて、子どもたちに必要だと思うこと、大人に望むこと、自分たちがしたいことなどについて、自由に意見を表明する場として活用されていた。

平成15年9月に制定された「多治見市子どもの権利に関する条例」に、子どもが市の政策やまちづくりに意見表明や参加をする制度として、「たじみ子ども会議」が規定された。

令和4年度に開催された「第25回 たじみ子ども会議」では、「SDGsでつくる未来～自分のよさを見つけませんか～」をタイトルに掲げ、意見交換をしている。このタイトルは、毎月実施されている「たじみ子ども会議☆子どもスタッフ会議」の中で、「エコ活動」と「自分のよさ見つけ」について話しあいたいという意見から、決定した。

会議の進め方や当日の運営にも関わる「子どもスタッフ」として調査時点（令和5年11月21日）で、小学4年生～高校3年生の子どもを募集している。さらに、子どもスタッフの活動を支援する「たじみ子ども会議サポーター」（18歳以上(概ね20歳代)）も募集している。（令和5年11月現在）。

■成果

当日の議論の結果は、子どもスタッフが「第25回たじみ子ども会議意見書」にまとめている。これに対して、年度によっては、市が作成した「提言への対応」が公表されている。

■たじみ子ども会議 子どもスタッフ募集チラシ（令和5年）



出所：岐阜県多治見市

■第25回たじみ子ども会議 意見書



出所：岐阜県多治見市

②民間団体

【イベントの実施】

実施概要	
内 容	子どもの権利条約フォーラム 2022 in 那覇／沖縄
実 施 者	主催：子どもの権利条約フォーラム in 那覇／沖縄実行委員会
共 催	呼びかけ団体：子どもの権利条約ネットワーク 後援：沖縄県、那覇市、公益社団法人沖縄県地域振興協会、社会福祉法人沖縄県会福祉協議会、沖縄県中小企業家同友会 協力：沖縄大学
開催時期	令和4年12月
開催頻度	1年に1回

■取組概要

「子どもの権利条約」を多くの人に知ってもらうため、年に1回、全国各地で平成5年から毎年開催している。フォーラムを通して「子どもの権利条約」の実施・普及やこども支援に取り組む個人・NGO/NPOなどの団体交流、自治体との協力連携をすすめている。

30回目の開催となる「子どもの権利条約フォーラム」は日本の施政権下に復帰して50年目の沖縄で開催しており、メインテーマに「知っている？あなたとわたしと沖縄の「今」～子どもの権利から考える ○×△■～」を掲げていた。

■子どもの権利条約フォーラム 2022 in 那覇／沖縄 プログラム



出所：子どもの権利条約フォーラム in 那覇／沖縄実行委員会

■成果

当日の参加者は、300名程度、最大500名程度を予想していたところ、約1,000名のこどもや大人が参加し、WEB参加者を含むと1,500人以上の参加者がいたことが推察される。

報告書では、フォーラムを通して感じた最大の課題として、こどもの参加や意見表明の機会をどうやって増やし、さらに実質的なものにしていけるかを挙げている。

なお、令和5年度においても、同様のイベントを開催していることを確認している。

■子どもの権利条約フォーラム 2022 in 那覇／沖縄 報告書



出所：子どもの権利条約フォーラム in 那覇／沖縄実行委員会

【教材、動画の作成】

実施概要	
内 容	子どもの権利条約カードブック
実 施 者	公益財団法人日本ユニセフ協会
監 修	国連子どもの権利委員会委員 ・ 弁護士 大谷美紀子
配布時期	常時
配布頻度	常時

■取組概要

児童の権利に関する条約の第1条～第40条を分かりやすく要約したイラストつきのカードブックを作成している。様々な方法で活用できるよう、各条文は切り離せるカード形式になっており、表面に条文の要約とイラスト、裏面に条文の全文を掲載している。

カードの活用方法は、カードブック内で、「似たものあわせ」や「守られていない権利はなんだろう?」、「子どもの権利がない世界」などを例示している。

■子どもの権利条約カードブック



出所：公益財団法人日本ユニセフ協会

■成果

自治体、民間団体のホームページでも紹介され、こどもから大人まで広い世代に活用されている。学校現場でも活用されており、総合的な学習の時間などにグループ学習、ワークショップ等の形式で活用されている事例が挙がっている。

千葉県ユニセフ協会ホームページでは大人向けに実施した学習会の事例が公表されている。受講者の感想も掲載されており、「講演やワークショップを通して、子どもの権利は視点によって見え方が変わってくることを知りました。世界的にみるか、日本国内でみるか、地域社会でみるか。目的によって視点を変えることが大切だと考えました。」、「子どもの権利条約カードブックを利用したワークショップでは、身の周りにはいる子どもたちの権利が守られているのか、どんな懸念点があるのかを考える良い機会になりました。」などの意見が挙がっている。

※千葉県ユニセフ協会 お知らせ「『子どもの権利条約』カードブックを活用した学習会実施しました」
(<https://www.unicef-chiba.jp/5457>) より一部引用

【研修の実施】

A:大人を対象にした専門的な研修

実施概要	
内 容	セミナーシリーズ「ビジネスで守る子どもの権利」(全5回)
実 施 者	公益財団法人日本ユニセフ協会
共 催	日本弁護士連合会
開催時期	平成 27 年 9 月～12 月
開催頻度	平成 27 年 9 月～12 月中に 5 回

■取組概要

日本ユニセフ協会が日本弁護士連合会と共催で、セミナーシリーズ「ビジネスで守る子どもの権利」を開催した。このセミナーシリーズは、ユニセフが国連グローバル・コンパクト、セーブ・ザ・チルドレンとともに平成 27 年に策定した「子どもの権利とビジネス原則」や国連人権理事会が平成 26 年に採択した「ビジネスと人権指導原則」に関する理解を深めることを目的として開催した。

セミナーでは、各界の専門家や法律家が参加し、「子どもの権利」とビジネスの接点やその課題を整理している。

また、「子どもの権利とビジネス原則」が発表される以前から、様々な形でこどもに関する取組を続けている日本国内の企業の事例を発表し、パネルディスカッションを通じて、実際に企業においてこどもはどのように位置づけられているのか、現状や課題、今後の方向性などをセミナーで意見交換している。

児童労働などのマイナス面の回避は勿論のこと、企業が本業及び様々な企業活動を通じて積極的にこどもたちと関わり、さらには世界のこどもたちが置かれている状況の改善や様々な社会課題の解決に資する可能性についても議論された。

■成果

セミナーシリーズの開催結果は報告書や日本ユニセフ協会のホームページに各回の当日の様子がまとめられている。

報告書は、全5回のセミナーを通じて、日本の企業や様々な形で企業活動に関わる関係者に、率直な議論を交わすことができる効果的な場を提供できたとまとめている。

■セミナーシリーズ「ビジネスで守る子どもの権利」案内

出所：公益財団法人日本ユニセフ協会

■「セミナーシリーズ『ビジネスで守る子どもの権利』報告書」(平成 28 年 11 月)

出所：公益財団法人日本ユニセフ協会

B:こどもを対象とした学校における実践

実施概要	
内 容	出前授業
実 施 者	認定 NPO 法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン
共 催	—
開催時期	常時
開催頻度	常時

■取組概要

認定 NPO 法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン（以下「FTCJ」という。）では、「ウェルビーイング」を「一人ひとりが人権を大切にされ、こころや身体や周りとの関係、社会の中での自分の存在が、自分にとってちょうど心地よい状態、または、そこに向かう過程のこと」と考え、こどもや若者や、こどもに関わる大人が、「子どもには子どもの権利があり、権利の主体であると理解を深めることができる」「ウェルビーイングな状態になれる」ような教材・ツールを翻訳・開発し、提供している。

また、FTCJ が開発した教材・ツールを用いた出前授業やワークショップを行っており、中高生をはじめ、教職員や保護者も対象に実施している。

※認定 NPO 法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン HP「ウェルビーイング」 (<https://ftcj.org/wellbeing/>) より一部引用

■ウェルビーイングな暮らしをおくるためのヒント集 ～自分らしく安心していられるために～



出所：認定 NPO 法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン

■成果

出前授業の授業事例は、FTCJ のホームページに公表している。

授業事例では、授業は中学 1 年生の全クラス向けに、内容についての理解を高めるために動画を事前に用意し、それに基づいて各クラスで実施する方式を採用し、実施している。

③海外

【イベントの実施】

実施概要	
内 容	「世界こどもの日」イベント
実 施 者	Deutsches Kinderhilfswerk（ドイツこども支援協会）
共 催	UNICEF Deutschland
開催時期	令和5年9月20日
開催頻度	1年に1回

■取組概要

ドイツのチューリンゲン州では、こどもの権利の普及啓発のために、9月20日を「世界こどもの日」として祭日にしている。

ドイツこども支援協会は、令和5年の「世界こどもの日」にあわせ、「すべてのこどもに未来が必要」をテーマとするイベントを開催した。ベルリンの小学校のこどもたちが、国内で活動しているバンドの支援を受けて、ヒット曲のメロディーに合わせてこどもの権利の歌を作詞し、首相官邸前で披露した。

Press | Kontakt | Infoshop | Service | Newsletter bestellen

Deutsches Kinderhilfswerk SCHWERPUNKTE AKTIONEN FÖRDERUNG ÜBER UNS SPENDEN

Fachveranstaltungen

- Weltkindertag
- Umfrage zum Weltkindertag 2020
- Umfrage zum Weltkindertag 2019
- Zu Fuß zur Schule
- Aktion "Schulhofräume"
- Mobile Aktion Ernährung und Bewegung
- Weltspieltag
- Freiburger 24h-Lauf für Kinderrechte
- Kindergipfel
- Deutscher Kinder- und Jugendpreis
- Aktion "meTzeit" für Schulen
- Hackathons

Home > Aktionen > Weltkindertag

WELTKINDERTAG 2023 "Jedes Kind braucht eine Zukunft!"

Vor dem Bundeskanzleramt in Berlin forderten das Deutsche Kinderhilfswerk und UNICEF Deutschland in Anwesenheit von Bundesfamilienministerin Lisa Paus, zahlreichen Kindern und Jugendlichen sowie der Band Glasperlenspiel ein stärkeres politisches Engagement von Staat und Gesellschaft für eine bessere Zukunft junger Menschen.

出所：Deutsches Kinderhilfswerk ホームページ

<https://www.dkhw.de/aktionen/weltkindertag/>（令和5年11月21日確認）

【動画、教材の作成】

実施概要	
内 容	こどもの権利条約に関するプロモーションビデオ
実 施 者	台湾
監 修	—
配布時期	常時
配布頻度	常時

■取組概要

台湾では、衛生福利部が子ども向けに「こどもの権利条約」に関するプロモーションビデオを多数作成している。

プロモーションビデオは、条約の内容を2～3分程度で解説するプロモーションビデオから最善の利益に関する事例など個別の権利に関する内容まで多岐にわたる。また、台湾語、中国語、客家語（漢民族の一種族客家の言語）版など多数の言語や手話版なども作成している。



首頁 / 教育宣導 / 多元教材

- 教育宣導
- 活動訊息
- 問卷調查
- 教學資源
- 多元教材
- 認識兒童權利公約
- 國家報告與審查
- 兒少參與
- 研究報告
- 臺灣女孩日
- 遊戲表演
- 師資資料庫

多元教材

- 影片
- 圖檔
- 書籍/手冊
- 音檔
- 簡報
- 其他
- 授權條款

認識兒童權利公約-

 聯合國《兒童權利公約》25周年宣導影片 上傳日期: 2021-09-09 更新日期: 2021-09-09 授權條款: CC BY-NC-SA 原始檔案: 下載	 兒童權利公約手冊版 上傳日期: 2022-03-08 更新日期: 2022-03-08 授權條款: CC BY-NC-SA	 《兒童權利公約》宣導影片(30秒版) 上傳日期: 2021-09-09 更新日期: 2021-09-09 授權條款: CC BY-NC-SA
 《兒童權利公約》宣導影片(60秒版) 上傳日期: 2021-09-09 更新日期: 2021-09-09 授權條款: CC BY-NC-SA	 兒童權利公約CRC宣導動畫【客語版】- 第9集 兒童的事 大家的事 上傳日期: 2021-09-09 更新日期: 2021-09-09 授權條款: CC BY-NC-SA	 兒童權利公約CRC宣導動畫【客語版】- 第8集 兒童的遊戲權 上傳日期: 2021-09-09 更新日期: 2021-09-09 授權條款: CC BY-NC-SA
 兒童權利公約CRC宣導動畫【客語版】- 第7集 兒童有接受教育的權利 上傳日期: 2021-09-09 更新日期: 2021-09-09 授權條款: CC BY-NC-SA	 兒童權利公約CRC宣導動畫【客語版】- 第3集 誰都不可以傷害兒童 上傳日期: 2021-09-09 更新日期: 2021-09-09 授權條款: CC BY-NC-SA	 兒童權利公約CRC宣導動畫【客語版】- 第5集 給兒童一個安全的家 上傳日期: 2021-09-09 更新日期: 2021-09-09 授權條款: CC BY-NC-SA

出所：台湾衛生福利部社會及家庭署本部ホームページ

<https://crc.sfaa.gov.tw/Education/MaterialDetail?subject=1>（令和5年11月21日確認）

【こども参加型会議の開催】

実施概要	
内 容	EU こども参加プラットフォーム 第1回総会
実 施 者	EU
共 催	－
開催時期	令和5年6月26日、27日
開催頻度	不定期

■取組概要

令和3年3月に「EU こどもの権利戦略」(The EU Strategy on the Rights of the Child)が欧州委員会で採択された。「EU こどもの権利戦略」は、すべてのこどもの権利の保護・権利の実現を支援し、EUの政策立案の中心にこどもを据えるために策定された。戦略の中では、こどもの社会参加や意見表明についてもまとめられており、その取組の一つとして、「EU こども参加プラットフォーム」(EU Children's Participation Platform)の設置を進めていく予定とされている。

「EU こども参加プラットフォーム」は、こどもたち自身が重要視する問題について議論し、EUに対して提言や意見を発表する機会を提供するものであり、令和5年6月26日、27日に初めて総会が開催された。この総会には、欧州16か国から約60人のこども(9~17歳)が参加し、こどもの権利、環境問題、こどもの貧困、意思決定における発言権などをテーマに2日間議論が行われた。

■成果

第1回総会のレポートにおいては、総会で発表された提案は、今後プラットフォームのワークプログラム(プラットフォームがどのようなテーマに取り組み、いつ、どのような活動を組織するかを示す短い文書)に反映していくものとされている。

■ EU CHILDREN'S PARTICIPATION PLATFORM GENERAL ASSEMBLY Report



出所：#EUChildParticipation

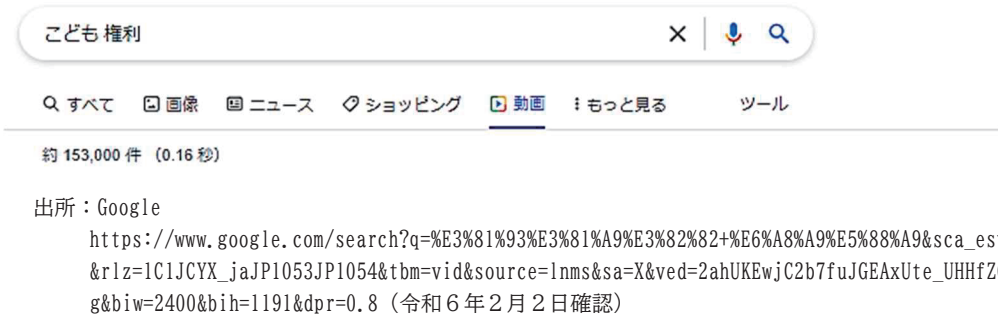
④その他

【動画配信サイト、SNS での発信】

実施概要	
内 容	動画配信サイト、SNS での発信
実 施 者	自治体、民間団体
監 修	—
配布時期	常時
配布頻度	常時

■取組概要

現在、こどもの権利に関する動画は多数作成されており、検索エンジンで「こども 権利」というワードで動画検索をすると、約 153,000 件がヒットする（令和 6 年 2 月 2 日アクセス時点）。動画は、日本ユニセフ協会など民間団体が作成したもののほか、神奈川県川崎市など自治体が作成したものも確認できた。動画の内容を確認すると、条約に関連するものや自治体のこどもの権利条例に関するもの、こどもの権利に関するイベントの記録が多かった。また、こども基本法について動画検索をすると、約 1,410 件がヒットする（令和 6 年 2 月 2 日アクセス時点）。



■ 日本ユニセフ協会発信動画



子どもの権利条約30周年：あなたは どうしますか？ /日本ユニセフ協会
1.8万回視聴・4年前

日本ユニセフ協会 UNICEFJapanNatCom

2019年、子どもの権利条約は採択から30周年を迎えます。子どもの権利条約は、18歳未満を子どもと位置付け、世界のすべての...

出所：日本ユニセフ協会

■ 川崎市発信動画



みんなで考えてみよう 川崎市子どもの権利条例

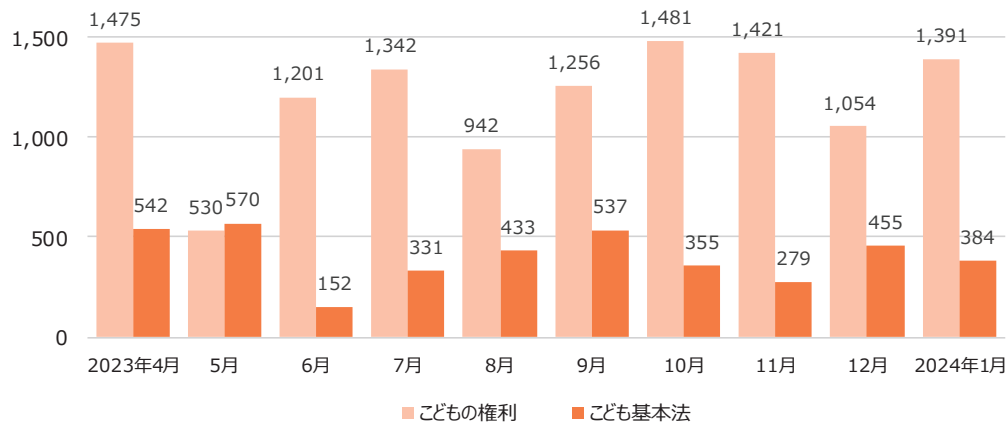
1.3万回視聴・8年前

川崎市

全国に先駆けて2001（平成13）年に施行した「川崎市子どもの権利に関する条例（子どもの権利条例）」のPR映像です。

出所：川崎市

(参考) Google における「こどもの権利」、「こども基本法」の検索数



※「こどもの権利」の検索数は「こどもの権利」と「子どもの権利」の検索数を合算した数値。

データ：Google Trends

自治体では、SNS を使って日常的に管内の情報を発信していることが確認できた。発信内容は自治体によってばらつきがあるが、イベントの情報や子育て情報などを発信していることが多く、発信情報にこどもの権利に関する情報が含まれているものは確認できなかった。

2 有識者ヒアリング結果

(1) 実施概要

①目的

有識者へのヒアリングを実施し、児童の権利に関する条約の普及啓発方法の検討に活用する。

②ヒアリング対象

こどもの権利に関する教材、広報啓発、自治体の取組等について専門的な知見を有する1自治体、3団体をヒアリング対象に選出した。

ヒアリング対象	ヒアリング実施日
世田谷区 人権擁護委員代表委員 平尾 潔 氏	令和5年12月18日(月)
公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン アドボカシー部 社会啓発チーム マネージャー 川口 真実 氏	令和5年12月20日(水)
子どもの権利条約 関西ネットワーク事務局長 長谷 有美子 氏	令和5年12月21日(木)
公益財団法人 日本ユニセフ協会 広報・アドボカシー推進室 室長 中井 裕真 氏 同 マネージャー 高橋 愛子 氏 学校事業部 副部長 鈴木 有紀子 氏 同 コンサルタント 池田 礼子 氏	令和6年1月12日(金)

③実施概要

実施時期：令和5年12月～令和6年1月

実施方法：1団体につき1回、1時間程度、対面又はオンラインで実施

④ヒアリング項目

- ・各団体において取り組んでいること
- ・普及啓発の取組の効果
- ・国・地方自治体等との連携方策（連携実績・連携の方法）
- ・今後の取組 等

(2) ヒアリング結果

ヒアリング対象	ヒアリング実施日
世田谷区 人権擁護委員代表委員 平尾 潔 氏 同席者：世田谷区 子ども・若者部 子ども・若者支援課 船曳 研吾 氏	令和5年12月18日(月)

世田谷区子どもの人権擁護機関は、子どもの人権を擁護し、救済を図るために条例によって平成25年に設置された第三者機関である。通称「せたがやホッと子どもサポート」、略して「せたホッと」と呼ばれている（以下、「せたホッと」という。）。

①「せたホッと」において取り組んでいること

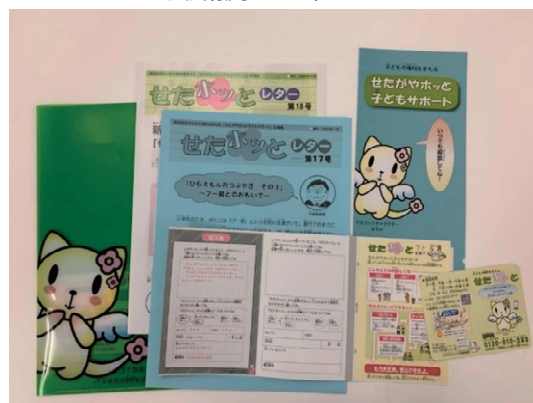
「せたホッと」は、現在は、相談事業、出前授業の実施、広報活動を主に行っている。

相談事業は、こどもや保護者等からの相談を電話やメールで受けており、対人関係の悩みを多く受けている。電話やメールで解決する場合もあるが、関係調整が必要な場合は、相談者に「せたホッと」に来てもらったり、または「せたホッと」の職員が訪問して、直接話を聞いている。場合により学校など外部機関に直接働きかけを行っており、解決するまで複数回話し合いを行っている。話し合いが複数回にまたがる場合は、都度、相談者にフィードバックをして話を進めている。

出前授業は、学校から依頼を受けた場合に実施をしている。これまで小学校、中学校を対象に平成25年頃から、各3～5回程度、実施実績がある。出前授業の内容は、学校の要望にあわせて決めているが、「こどもの権利条約そのもの」、「いじめ予防」、「虐待」などが多い。「いじめ予防」や「虐待」などについて授業を実施する場合も、まずは条約の説明をするようにしている。その際は、生きる権利・育つ権利について説明をしている。

広報活動は、「せたホッと」で行っている相談事業の広報を主とし、あわせてこどもの権利について周知啓発している。広報物は、「ポスター」、「リーフレット」、「広報用カード」、「相談はがき¹」、「機関紙『せたホッとレター』」（以下、「レター」という。）、「クリアファイル」等を作成・配布している。「リーフレット」、「広報用カード」、「相談はがき」、「レター」は、区内の公立、国立、私立の全小・中学校・高等学校を通して、年に一度、児童・生徒に配布をしている。

■広報物（クリアファイル、レター、相談はがき、リーフレット、広報用カード）



出所：世田谷区

②普及啓発の取組の効果

レターは、平成26年2月から発行をしており、現在のレターよりも堅い内容を掲載していた。「せたホッと」内でもっとこどもに読まれる内容のものにしようという話になり、平成31年1月から、休み時間にこどもがきっと読むことができる内容に変えることとした。「権利」という言葉や一見難しそうな言葉を前面に出してしまうと、こどもに読んでもらえない可能性が高いと考え、平尾氏のこどもの頃のエピソードなどにこどもの権利の話を変えながらこどもの権利を紹介している。また、レター内では、こどもが読みやすく、また親近感が湧くよう、平尾氏を「ひらえもん」とする取組を行っている。「ひ

¹「相談はがき」は小・中学校のみ配布

らえもん」を掲載以降、出前授業を受けるこどもや「せたホッと」を訪れたこどもから、「ひらえもん」と声をかけられることが増え、レターが読まれていることを実感している。

相談はがきは、相談事業の広報を目的として年に一度、小学生は9月、中学生は6月に配布をしており、配布後は多くの反応がある。相談はがきの配布時期は、夏休み明けに学校へ行きたくなくなるこどもが多いことから、小学生にはそのタイミングで相談はがきが手元に届くよう設定している。相談はがきには、住所、氏名、学校名等を記載する欄を設け、対応が迅速にできるようにしている。返事の対応の都合から中学生は6月に設定している。また、相談はがきで相談を受けた際に、住所が書かれていないことがあるが、その場合は、消印の時期から相談者の学校をある程度絞り、絞られた学校に再度相談はがきを配布するようにしている。

出前授業は、年に3～4校で人権擁護委員が実施している（1校で複数クラス対応）。前述のとおり、授業内容は学校の依頼内容によって決めている。また、学級上の問題を先生方に出していただき、授業を行ったことがある。保護者からその授業でその学年を変えなければいけないと話が出ており、家で保護者もその授業について話をするとということが決まっていた。その授業はとても効き目があり、困った時は声を掛け合い、クラス全員で明るく助け合う雰囲気が出てくるように、学校が変わってきたと聞いた。

また、「せたホッと」の相談者に行き渋りとなっていたこどもがおり、そのこどもが通うクラスで授業を行わせていただくよう「せたホッと」から依頼したことがあった。その際は、日本ユニセフ協会の「子どもの権利条約カードブック」の条文カードを配り、どんなクラスをつくりたいかをみんなで話をしてもらい、よいクラスをつくりたいという話になった。結果、行き渋りとなっていたこどもが学校に通えるようになったことがあった。

③国や他の地方自治体、各種団体との連携方策 等

現在、「せたホッと」の認知度が上がり、活動のしやすさを感じている。認知度が向上した理由は、「せたホッと」設立時から管内のイベントへの参加や広報啓発物の作成・配布などを2～3年の継続ではなく、長い期間をかけて継続的に行った結果であり、これにより信頼度とともに認知度が上がったのだと平尾氏は分析している。

④今後の取組

こどもや保護者からの相談は、年に延べ1,500件ほど受けており、広報の効果を感じているが、高校生からの相談が少ないことに課題を感じている。現在、レターは小学生から高校生まで同じ内容のものを配布しているが、内容が小学生向けであることから、高校生がレターを見ても、「こども」の中に自分が含まれていない印象を受けているのではないかと考え、令和6年度からは、小学生向けと中学生向けのレターを分けて作成することを予定している。

相談はがきについては、現在、年に一度の配布であることに課題を感じている。一枚使用してしまうと、手元に相談はがきがない状態になってしまうため、学校内に相談はがきを常置してもらえるよう交渉を進めている。

出前授業については、毎年実施する学校もあれば、全く実施していない学校もあることに課題を感じている。また、毎年実施している学校も、校長が異動してしまうと、授業が途絶えてしまうことがある。また、人権擁護委員の人数は限られており、すべての学校から依頼があったとしても対応しきれないことも課題として挙げられた。今後は、こどもの権利教育を全区的に進めることができるよう、次年度は各学校で教職員が授業を実施できるよう、指導書の作成に取り組むこととしている。

⑤その他

世田谷区では母子健康手帳に「児童の権利に関する条約」の内容を掲載しており、妊娠段階からこどもの権利の理解促進に努めている。

ヒアリング対象	ヒアリング実施日
公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン アドボカシー部 社会啓発チーム マネージャー 川口 真実 氏	令和5年12月20日(水)

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、現在世界約120か国で子ども支援活動を行う、民間・非営利の国際組織である。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが行うすべての活動は子どもの権利に根差しており、子どもの権利条約をベースに活動をしている。

アドボカシー部では、国際及び国内の子どもの権利の課題に関する政策提言を行っている。川口氏がマネージャーを務める社会啓発チームでは、主として子どもの権利条約やSDGsなどについて啓発活動を行っている。

①セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンにおいて取り組んでいること

現在、川口氏が主に行っている取組は、学校などで教職員や子ども支援関係者が使える子どもの権利の内容について学び、考える教材づくりである。

教材づくりを始めたきっかけは、令和元年に全国の15歳から80代までを対象に子どもの権利に関する意識調査を実施したところ、「子どもの権利条約」を聞いたことがないと回答した大人が約4割、子どもが約3割と、一般の人の認知度が低いことが分かり、認知度向上に向けて取り組む必要があると考えたことである。その後、令和3年から子ども向けの教材づくりの構想を始め、令和4年からはパイロット授業やワークショップの実施など、子どもや教職員を巻き込みながら、どのような教材がよいか検討を重ねたという。

一般的に出回っている既存の人権教育の資料は、異なる民族や障害のある人など、他者について考えるものが多い印象で、「権利」を自分の問題と捉えにくいという課題意識をもっているという。以前、中学校でワークショップを実施した際には、中学生から「人の権利ばかり考えて、自分の権利について考えたことがない」という意見が出た経験もあった。そのような課題意識から、「A 安心・安全な議論、『意見を尊重されること・すること』を体験する」、「B 権利を少し身近に、『知っておくとよいかもしれないもの』と感じられる」、「C 困ったことがある時、大人にちゃんと考えてほしいことがある時などに相談する／アクションを起こすことをイメージできる」の3つのカテゴリの教材作成をすすめている（Bの教材の一部は令和6年3月現在、公開済み）。

公開している教材の一つは、ゲーム形式で取り組むことができるものになっている。カードに書かれた条約の条文について、自分の言葉で言い換えたり表現をしたりして、その条文の内容を知らない相手に当ててもらおう内容となっている。二つ目の教材は、ワークシートに自分の生活と権利がどのように関係しているかを挙げてもらおう内容となっており、権利を自分事として考えられるようにするための教材を目指したという。

教材の学習目標には、「子どもの権利は『自分と関わりがあり行使できるもの』であり、自分自身が『権利の主体である』とイメージできるようになる」を掲げており、教材の対象は小学校高学年相当～高校生世代を想定している。教職員や関係者が読んで

■「子どものケンリ」ウェブサイト



出所：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
<https://www.savechildren.or.jp/oyakononikata/kodomo-no-kenri/learning-kit/>

すぐに使えるものを想定して作成している。

「教材」は、学校でタブレットが配布されていることや、過去に紙の教材を発行した際に、継続的な印刷・配布に課題があったことから、ウェブサイトで一般公開することとした。

また、教材とあわせて、教職員やこども支援関係者（ファシリテーター）向けに留意点をまとめた案内や評価基準を東京都の学習指導要領の形式にそって作成した。

■A 教材



出所：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

■B 教材



出所：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

川口氏は、教材づくりのほか、研修会や講演会でこどもの権利やSDGsの講義を行っている。

こども基本法が制定されたことにより、自治体などからこどもの権利に関する講義を依頼されることが徐々に増えている。また、ヤングケアラーの支援を行っている非営利団体や、千葉県教育委員会の教職員向けの研修の中でこどもの権利の趣旨・内容について話をする機会もあった。

②普及啓発の取組の効果

教材づくりの過程では、東京都からの紹介で、東京都の人権尊重教育推進校となっている中学校で教材のパイロット授業をセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの職員が年に4回行った。授業の実施前後で、生徒の「こどもの権利」の認知度は上昇し、こどもの権利を「学んだことがあるし、もっと学びたい」と回答した生徒が増える結果となった。一方で、個別の権利の理解の上昇は見られず、個別の権利の理解を得るには、継続的にこどもの権利を学ぶ機会を提供する必要があると感じている。

なお、この教材を使用したパイロット授業は、千葉県内の小学校や埼玉県内の中学校、また柏レイソルのU-18のこどもたちにも実施をしている。

川口氏の感覚では、研修会や講演会の参加者の様子に、地域などで大きな違いはなく、自ら参加する人は一般的に関心が高い。ただし、各地域の担当者や地域の方針などによって、こどもの権利の受け入れ度合いが違っていると感じることもあるという。例えば、学校において、管理職にあたる先生から「この学校のこどもの権利は十分守られているからこれ以上やることはない」と言われたことや、こどもを「権利の主体」と捉えることへの抵抗感を示されることもあった。

③ネットワークや国・地方自治体との連携

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、日頃「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」というネットワークで連携して活動しており、令和6年度はこのネットワークが中心となり開催する子どもの権利条約フォーラムの事務局を務めることが決まっている。川口氏によると、それ以外でも、非政府・非営利組織ではネットワークの形で動くことがよくある。こうしたネットワークでは、こどもの権利の推進などの共通目標を掲げて活動しているが、団体によって、最重要項目としていることは異なり、共にイベントを開催する際や提言をつくる時には連携の難しさもあるという。一方で、各団体の規模やキャパシティは限られているため、個々の団体のみでこどもの権利の普及啓発の機会づくりや場づくりをするのは難しい場合もある。そのため、今後は国や地方自治体との連携によるこどもの権利の推進が期待される。例えば、こどもの権利の教材の取り組みにこども家庭庁などからの「推薦」があると、学校関係者への信頼度が高まるケースもあるのではないかと考えている。また自治体内での条例の策定、その条例を踏まえたこども支援課などの課と教育委員の連携により、権利の推進のスピードが速まったり、社会全体で権利について考える機会が増えるのではないかと考えている。

④今後の取組

川口氏としては、こども家庭庁などと連携することで、より大きな成果やインパクトにつながる活動ができると考えている。こどもの権利も SDGs のように、世の中全体の動きをつくれると先生たちも授業などで扱いやすいと考えられる。特に若い教職員の言葉を聞いていると、こどもたちに生きる力をつけるための授業を実施したいと思っている人はいるが、業務上やらなくてはいけないことが多く、やりたいこととやらなければいけないことの板挟みになっていることが伺える。世の中全体で権利を推進していくことを後押しできると、よりこどもの権利への理解や取組が進むと考えている。

現在作成している教材についても、誰でも教材を見ることはできるようにしているが、こどもの権利について自ら知ろうとする人はまだ少ないため、背中を押す何かが必要だと感じている。現在、文部科学省のホームページに人権教育の教材をまとめたページがあり、それらのページで教材について紹介してもらいたいと考えている。今後、こども家庭庁や文部科学省で、こどもの権利に関する情報をまとめて掲載するページを作成する場合は、「楽しい」、「学校でおすすめ」、「上級者向け」などのカテゴリで検索ができるようにしたり、教材の種類を増やしたり、各教科学習と紐づけたりするなど、教職員を含むユーザーの状況やニーズに沿った情報提供のためのウェブページなどが期待される。

こどもの権利の普及啓発に際し、大人にこどもの権利に関する話をすると、「こどもがわがままになるのではないか」といったことを質問されることがあるという。わがままに自らの権利のみを主張するのではなく、大人にも他のこどもにも権利はあり、相互尊重の考え方を大事にする必要があることを伝え、少しずつ理解を得られるとよいと考えている。

ヒアリング	ヒアリング実施日
子どもの権利条約 関西ネットワーク事務局長 長谷 有美子 氏 同席者：子どもの権利条約 関西ネットワーク副代表 松田 直美 氏 子どもの権利条約 関西ネットワーク副代表 北野 真由美 氏	令和5年12月21日(木)

子どもの権利条約関西ネットワーク（以下「関西ネットワーク」という。）は、平成28年に子どもの権利条約フォーラム in 関西を実施するにあたり、フォーラムの準備をするために、平成27年から関西の各地で活動する子ども支援団体や個人が集まって、組織化したネットワークである。平成28年のフォーラム以降も、つながり続けることが必要だと考え、現在もネットワークとして活動している。現在は、約40のこどもの支援団体と3名の個人で構成されており、月に一度、運営委員による運営会議を行いながら、すごろくの普及などの活動をしている。また、各団体が関わっている小中学生10名ほどと、これまでのフォーラムに参加していたこどもたちで構成され、フォーラムやイベントで条約を地域で広げる活動を行うこども会議チームがあり、こどもたちの声を聞きながら、こどもたちが主体的に関われるようにサポートする団体構成となっている。

①関西ネットワークにおいて取り組んでいること

活動目的は、「子どもの権利条約を幅広く推し進め、子どもを一人の人間として認め尊重し、子どもの権利を守り保障すること」としている。主な事業は、こどもが参画する場づくりを通して、こどもの声を聞き続けること、大人への啓発である。こどもたちとともに、フォーラムや学習会の開催、提言・レポートの作成を行ってきた。コロナ禍以降は、「子どものけんり なんてやねん！すごろく」（以下、「すごろく」という。）を展開していくことを中心に活動している。

すごろくは、令和元年8月に夏休みの宿題ですごろくをつくろうという企画で、こどもたちと集まったことがきっかけで作成された。これまでの活動で、一人のこどもが声を上げ、その声に触発されて次の声が上がるところを見てきて、条約をもっと多くのこどもたちに知ってほしい、こどもたちの意見形成・表明に特化した遊び道具をつくりたいと考えた。普段こどもたちが遊んでいるゲームを踏まえ、すごろくを作成することにした。

対象年齢は決めていないが、幼児期のこどもも使うことができている。その際、条約のことは、「世界の大人がこどもにしてくれた約束」と伝え、内容について分かりやすく説明するようにしている。

すごろくを行う際は、42枚の条約の条文カードと50枚の「なんてやねん！カード」を使う。「なんてやねん！カード」はこどもたちの「なんてやねん！」という思いを記載したものであることから、学校の話やアルバイトの話も含まれている。そのため、実施するこどもの年齢や発達程度（小学校低学年、小学校高学年から中学生、高校生程度）にあわせて、カードを分類することで、より身近な話題について、取り扱えるように、カードに印をつけている。これにより、小さなこどももカードを

■子どものけんり なんてやねん！すごろく 案内チラシ



出所：子どもの権利条約 関西ネットワーク

使うことができるが、周りの子どもたちがコミュニケーションをとり、フォローしながら実施することもある。

また、すぐろくは改良を続けているが、初期のすぐろくには、「変顔してみて」というミッションがあった。購入者から、顔の病気の人などの差別に繋がるのではないかと指摘をいただき、こどもに丁寧に説明をし、変えてもよいか聞くプロセスを踏んで、すぐろくの内容を変えた。

②普及啓発の取組の効果

平成31年にすぐろくを作ると、体験の場での反響が大きく、実際にこれは皆欲しがっている、売れるかもしれない、売らなければいけないという話になった。令和2年度に一般財団法人大阪府人権協会から人権NPO協働助成金をもらい、すぐろくを300セット作成した。そこからすぐろくは関西ネットワークの費用で作成し、令和5年の8月時点で1,000セット売れている。購入先はこども関連の非営利団体の方が3割程度で、現在も月平均にして50~60セット売れている。

昨年8月以降は、学校からの依頼も増えている。ある自治体の小学校の人権教育研究会ですぐろくが紹介されたことがあり、その市からは、10校程度の学校から問い合わせや注文があった。そのような流れなどにより、学校からの依頼が増えているのではないかと考えている。

子どもたちがすぐろくを進めていると、こどもから少し心配になる家庭の話などが出てくることもある。出てきた話を踏まえた対応策などに関する「実施する側の大人」の責任について、このすぐろくを使っただけ時に理解していただく必要があると考えている。

こどもの権利の普及啓発を進める上で、こどもの権利に抵抗があるのは大人だと感じている。まずは大人にすぐろくを体験してほしいと考えている。関西ネットワークでは、大人に自分たちがこどもの時になんでやねんと思ったことを書き、自身の経験を思い出してもらうことで、自身の経験から自分事として、こどもの権利を考えてもらいやすくなると考えている。

③国や他の地方自治体、各種団体との連携方策 等

すぐろくは、関西地方の自治体をはじめ、東京都世田谷区や愛知県名古屋市の子ども会議での活用もみられる。また、東京都西東京市からは、西東京市用の独自のすぐろくを作りたいと相談を受け、令和5年12月に完成したすぐろくを共有していただいたという。

関西ネットワークとしては、自分たちが作成したものがすべてとは思っておらず、工夫をしてすぐろくが作られることはよいことだと話をしている。ただし、これまで関西ネットワークがすぐろくを作る中で大事にしてきたこと（こども観、差別に関わる対応等）を認識してもらうため、独自のすぐろくを作成される際は、相談・共有をしていただくようお願いをしている。

④今後の取組

学校ですぐろくを使っただけ機会が増えているため、今後は、多忙の中、子どもたちにこどもの権利を教えようとしている教職員の方に、よりよい形の教材が届けられるよう、メンバーの中で検討を始めている。

ヒアリング対象	ヒアリング実施日
公益財団法人 日本ユニセフ協会 広報・アドボカシー推進室 室長 中井 裕真 氏 同 マネージャー 高橋 愛子 氏 学校事業部 副部長 鈴木 有紀子 氏 同 コンサルタント 池田 礼子 氏	令和6年1月12日(金)

33の先進国・地域で活動するユニセフ協会（National Committee）は、それぞれがユニセフ本部と共通の「承認協定」、「協力協定」を締結し、大きく「募金」、「広報」、「アドボカシー」の3つの活動をしている。

①日本ユニセフ協会において取り組んでいること、普及啓発の取組の効果

各国のユニセフ協会では、子どもの権利の普及啓発に関わる活動として、条約の認知度向上、理解促進や、条約の実施を推進する活動等を行っている。条約が採択される前から取組を行っており、採択後には、各国に条約を批准してもらうことを最大のミッションとして活動した。日本国内でも、まずは日本政府に批准してもらうための世論への働きかけを行った。平成6年に日本が批准した後は、すべての年代を対象に、条約の普及啓発に関する取組を進めている。条約が採択されて35年になるが、いまだに条約やその内容の認知度が低いことに問題意識を持っているという。

・NHK Eテレ「みんなの for every child」の放送

条約の認知度は世界的にまだ低いという問題意識から、ユニセフ本部は、平成28年にユニセフの共通メッセージ「for every child（すべての子どもに）」を公式ロゴの一部とし、翌年（平成29年）より、11月20日の「世界子どもの日」に合わせ、33か国・地域のユニセフ協会を含む世界中の全ユニセフ事務所が一斉に「子どもの権利」に関する広報・啓発キャンペーンを展開した。日本ユニセフ協会も、中学生が主人公のSDGs イベント（平成31年 於国会議員会館）等の開催に加え、ホームページや動画サイト、SNSなどのオウンドメディアの他、駅頭などに設置された屋外ビジョンを通じ、様々なコンテンツを発信してきた。令和4年には、NHK Eテレの子ども向けSDGs番組「あおきいろ」とのコラボレーションがスタートし、同番組の中で放送される「子どもの権利」をテーマにしたコンテンツ制作※に協力し、11月のスペシャルイベントには、ユニセフ事務局長が出演した。翌令和5年6月からは、Eテレの様々な番組のキャラクターが出演するミニ番組「みんなの for every child」が毎週土曜日に放送され、11月25日には、「for every child」をキーメッセージに5時間の特番「スゴEフェス」が生放送された。

■みんなの for every child



出所：公益財団法人 日本ユニセフ協会

※主に、幼児（未就学児～小学校低学年程度）を対象としており、「権利」の言葉は使わずに、世界の子どもたちの事例を紹介しながら「教育を受ける権利」や「遊ぶ権利」など子どもの権利に関する内容を放送している。

・子どもの権利条約カードブックの作成

日本ユニセフ協会では、子どもの権利条約カードブックの初版を平成9年9月に発行した。初版を作成する以前には、「子どもの権利条約」学習のためのアクティビティ例のついた指導者向け実践ガイドの翻訳版を日本ユニセフ協会で作成しており、その中に条文の抄訳もあったが、英語からの訳文ではこどもには難しすぎるという課題があったため、こどもにとってわかりやすい抄訳をつくとともに、グループワークなどを通じて楽しく条約について学ぶことのできるカードブックの制作を始めた。

作成したカードブックの初版は、日本ユニセフ協会から年に2回届けられる「ユニセフ学校募金」の資料として、国内すべての幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に1部ずつ配布した。

現在のカードブックは平成30年に改訂した第3版で、抄訳は「国連子どもの権利委員会」の委員を務めておられる大谷美紀子氏に確認していただき、表現の適正化を随時図っているという。

これまでの配布数は正確に把握できていないが、初版発行から25年ほど制作を続けているため、20万部以上は印刷をしている。学校からの注文が多いが、子ども会や地域の団体、児童館などからも注文があり、例えば「子どもの権利」に関する勉強会などで使用されていると聞いている（1部は無料配布。2部目以上は1部60円）。

・ユニセフ CRE ハンドブック、ユニセフ CRE 実践記録の作成

平成20年代に入り、イギリスをはじめとするヨーロッパの先進諸国において「子どもの権利を大切にせる教育（Child Rights Education: CRE）」の取組が始まった。

一方で、西欧社会と比較した時に、日本社会では「人権」や「権利」という言葉やコンセプトに対する抵抗感も強く、「子どもの権利」を推進するには機が熟していないと感じていたという。その後、徐々に社会の変化もみられてきたと同時に、ユニセフの先進国のこどもたちの幸福度に関する調査結果²もふまえ、日本のこどもたちの健やかな成長のためにも「子どもの権利」について啓発する必要性が喫緊の課題として認識され、日本ユニセフ協会でも令和3年より、CREの取組を本格的に開始することとなった。

まずは、条約を通して「子どもの権利」とは何かについて、またユニセフのCREのコンセプトを伝えるために、令和3年度に「ユニセフ CRE ハンドブック」（以下、「ハンドブック」という。）を作成し、「ユニセフ学校募金」の資料として、国内すべての幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に配布した。

■子どもの権利条約カードブック



出所：公益財団法人日本ユニセフ協会

■ユニセフ CRE ハンドブック



出所：公益財団法人日本ユニセフ協会

² 「レポートカード16-子どもたちに影響する世界：先進国の子どもの幸福度を形作るものは何か(原題: Worlds of Influence: Understanding what shapes child well-being in rich countries)」
https://www.unicef.or.jp/osirase/back2021/2102_26.html (令和6年3月15日確認)

日本の学校の教職員は大変忙しく、例えよいものでも新しい取組を始める余裕がないと聞くことが多いという。そのような課題を前に「子どもの権利」を推進していくために具体的に何ができるかを考えた時、「子どもの権利」の視点を、年度初めの学級目標づくりに取り入れることを考えたという。

令和4年度には、西東京市立保谷小学校で「子どもたちの権利が守られる学級目標づくり」を実践した。具体的には、小学校4～6年生の各学年から1クラスが参加し、授業3コマ分を活用して実施した。授業に向けた事前準備として、日本ユニセフ協会の職員が担当教職員に条約についての簡単な解説をし、その後、日本ユニセフ協会職員の立会いの下、教職員と児童主導で、条約についての学びや学級目標を考えるグループワークを中心とした授業を3コマ実施。児童が授業後に書いた感想によると、こどもたちにとっては主体的に自分たちのもつ権利について考える貴重な機会となったことが見えたという。また、担任の先生方からも『『子どもの権利条約』』についての学びを通して、子どもたちは条文の文面を理解するだけでなく、日々の生活の中でもさまざまな気づきが大きく広がっていると感じます。」などのコメントをもらい、全体的に高い評価をいただくことができたという。

■ユニセフ CRE 実践記録



出所：公益財団法人日本ユニセフ協会

この活動を全国に伝えるため、令和4年度に「ユニセフ CRE 実践記録」（以下、「実践記録」という。）を作成し、「ユニセフ学校募金」の秋資料として、国内すべての幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に配布した。これまでに6万部以上の印刷・配布実績がある。

令和5年度には教職員の方々にとってさらに手に取りやすい資料として、ハンドブック、実践記録のダイジェスト版³を作成した。ダイジェスト版の中では、新しい試みとして、学校でのこどもたちの生活を「子どもの権利」の視点で振り返る、セルフアセスメント（自己評価）を紹介した。また、学校事業部で進めているSDGs教育を学校で広く活用していただいていることもあり、ダイジェスト版では、SDGsや世界の様々な課題を「子どもの権利」の視点から考える学びも紹介している。

②今後の取組

ハンドブック及び実践記録に載っている活動は、現職の先生からよい取組だと言っていたことが多いとのことだが、同時に、実際にはどのように取り組んだらよいかわからないという声も聞くという。そのため、「子どもの権利が守られる学級目標づくり」の授業プランを作成し、令和6年度「ユニセフ学校募金」の春資料として配布する予定だと聞いている。

日本ユニセフ協会の関連事業として、ユニセフ「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）」を行っている。こどもたちの権利が尊重されるまちづくりを目指し、5つの自治体（北海道ニセコ町、北海道安平町、宮城県富谷市、東京都町田市、奈良県奈良市）がユニセフ日本型CFCI実践自治体として、取組を進めている。

宮城県富谷市は、「子どもにやさしいまちづくり」の一環として、学校における子どもの権利の推進にも関心を寄せており、令和6年度からは「子どもたちの権利が守られる学級目標づくり」を中心に、CREの取組も実施していただく予定と聞いているという。

³ 「子どもの権利を大切にする教育先生のための実践ガイド」
<https://www.unicef.or.jp/kodomo/cre/info/>（令和6年3月1日確認）

日本ユニセフ協会では、こどもの権利が守られた学校・学級づくりには、教職員の意欲の問題も大きく関わると考えている。日本の学校現場では「権利」と「義務」がセットで教えられることが多いことも一因か、「人権」や「子どもの権利」について正しく理解している先生が必ずしも多くはないことも課題と感じられるという。時に「人権」が思いやりと言い換えられたり、義務を果たす必要があるもののように捉えられたりすることがあるという。また、自身の持つ権利としてよりも、差別されているだけか他の人の権利として学ぶことが多いという。今後は、CRE の推進と並行して、「子どもの権利」を正しく理解してもらうことが重要だと日本ユニセフ協会では考えている。

3 今後の普及啓発方法について

(1) 調査結果のポイント

【こども基本法、条約の認知度・理解度】

- こども基本法の認知度は、条約の認知度よりも低い傾向にある。
 - ・こども基本法と条約の認知度を比較すると、小学1～3年生、大人では大きな差異はみられなかったが、こどものその他の年代では条約の認知度がこども基本法の認知度を上回る結果となった。
- こども基本法、条約ともに、大人は30歳代、40歳代の認知度が低い傾向にある。
 - ・こども基本法は、大人の他の年代と比べて30歳代、40歳代で認知度が低く、条約は30歳代、40歳代、50歳代で認知度が低い傾向にあり、子育て中の人が多いことが想定される世代の認知度が低い傾向にあった。
- こども基本法、条約ともに、こどもに関わる職への従事の有無により認知度、理解度に差異がある。
 - ・こども基本法、条約ともに、こどもに関わる職に従事している人の認知度、理解度と比べて、その他の人の認知度、理解度は高くない傾向にあった。
- こども基本法と条約の認知度や理解度には、大人、こどもともに一定の関連がみられた。
 - ・こども基本法を聞いたことがある回答者は、条約も聞いたことがある回答者が多く、こども基本法の内容まで知っている回答者は、条約も内容まで知っている回答者が多い結果となった。
- こどもがこども基本法を知ったきっかけは「学校の先生の話」が多い傾向にある。
 - ・こどもがこども基本法を知ったきっかけは、小学1～3年生、中学生、高校生においては「学校の先生の話」が多い傾向にあった。一方で、「テレビ」が最も高くなる年代もあった。

【こどもの権利の認知度向上のために必要だと思うこと】

- こどもの権利の認知度向上のために必要だと思うことは、条約の認知度、理解度による違いはみられない傾向にある。
 - ・こどもから大人まで、こどもの権利の認知度向上のために必要だと思うことは、認知度、理解度の程度によって、異なる認識をしていない傾向にあった。
- こども、大人とも、条約の認知度、理解度に関わらず、こどもの権利の認知度向上のために「(こどもたち自身が) 学校でこどもの権利について学ぶ時間をつくる」ことが必要だと考えている。
 - ・こども、大人とも、条約の認知度、理解度に関わらず、「(こどもたち自身が) 学校でこどもの権利について学ぶ時間をつくる」ことが必要だと考えている。

- ・これに加えて、中学生・高校生では、「SNS や動画など、インターネットを使ってみんなに知らせる」の回答が多く、大人では「大人と子どもと一緒に学ぶ機会を増やす」の回答も多い傾向にある。
- 30 歳代、40 歳代では、「SNS や動画共有サイト、インターネットを活用した広報活動を拡充する」こと、「大人と子どもと一緒に学ぶ機会を増やす」ことが必要だと考えている。
- ・条約の認知度が比較的に低い 30 歳代、40 歳代では、「SNS や動画共有サイト、インターネットを活用した広報活動を拡充する」こと、「大人と子どもと一緒に学ぶ機会を増やす」ことが必要だと考えている。

【日々の情報収集源】

- こどもの日々の情報収集源は、どの年代でも「テレビ」、「親などの一緒に暮らしている大人」、「友達」の回答が比較的多い傾向にある。
- ・日々の情報収集源は、子どもではどの年代でも「テレビ」、「親などの一緒に暮らしている大人」、「友達」の回答が比較的多い傾向にあったが、中学生、高校生になると、「SNS」、「動画共有サイト」の回答が多くなっている。
- 大人の日々の情報収集源は「テレビ」、「SNS」は回答が多く、未就学児の子どもがいる回答者の情報収集源は「SNS」が7割を超える。
- ・日々の情報収集源は、「テレビ」が69.7%で最も高く、次いで「SNS」が53.1%となっている。
- ・また、「SNS」、「動画共有サイト」の回答はこどもの就学段階が下がるほど高く、「SNS」はこどもの就学段階が未就学児の回答者で72.3%と高くなっている。



子どもや子どもに関わる大人のみならず、子どもと関わりのない大人など、全世代に「子ども基本法」、「児童の権利に関する条約」双方の認知度向上に向けての多面的アプローチが必要。

(2) 児童の権利に関する条約の普及啓発方法の方向性

認知度等調査の結果のほか、文献調査や有識者ヒアリングの結果を踏まえ、子ども基本法や条約の普及啓発方法の方向性を子ども、大人別に以下のとおり検討した。

①子どもを対象とした普及啓発方法

(ア) 学校における普及啓発（学習用教材の活用／出前授業等の活用）

子どもを対象とした普及啓発を行うにあたり、すべての子どもが集まる場である学校において普及啓発を行うことは、子ども基本法、条約を広く普及啓発するために一定の効果が見込まれる。

認知度等調査の結果においては、子どもが子ども基本法を知ったきっかけは、「学校の先生の話」が多い傾向にあった。また、こどもの権利の認知度向上のために必要だと思うことは、子どもから

大人まで、世代に関わらず、「(子どもたち自身が)学校で子どもの権利について学ぶ時間をつくる」の回答が多くなった。

一方で、学校現場ではすでに道徳の時間や人権週間などに留まらず、人権に関する学習は様々な形で広く行われていることが判明している。また、有識者ヒアリングにおいて、教職員に負担をかけず、条約や子どもの権利について学ぶことのできる学習用教材が作成されていることや、出前授業を実施していることが確認できた。今回の認知度等調査の結果においても、子どもは年代が上がるほど条約、子ども基本法の認知度が高くなる結果が得られたところである。

これらを踏まえると、子ども基本法や条約に関する学習の時間を新たに増やすのではなく、既存の人権に関する学習の時間において、子ども基本法や条約の趣旨や内容を紐づけられるように工夫していくことが重要である。中長期的には、学校や家庭での学習を念頭に置いた教材コンテンツの開発、活用促進など学校との更なる連携方策についても、関係省庁と連携をしながら検討していく必要がある。

そのため今後は、子どもたち自身が、また、教職員などが情報を適切に入手できるよう、民間団体等が作成している学習用教材や出前授業等が広く認知、活用されるように促していく。

《参考事例》

■学習用教材

- ・子どもの権利条約カードブック（日本ユニセフ協会）
- ・「子どものケンリ」ウェブサイト（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン）
- ・なんでやねん！すごろく（関西ネットワーク）

■出前授業の実施

- ・子どもの権利や条約、条約の各種権利などに関する出前授業の実施（世田谷区子どもの人権擁護機関「せたホッと」）※小学生以上が対象
- ・ウェルビーイングに関する出前授業の実施（認定NPO法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン）※中学生以上が対象

■その他

- ・CREハンドブック（日本ユニセフ協会）

(イ) 学校以外の場における普及啓発

前述のとおり、認知度等調査の結果において、子どもの権利の認知度向上のために必要だと思うことは、子どもから大人まで、世代に関わらず、「(子どもたち自身が)学校で子どもの権利について学ぶ時間をつくる」の回答が多かったが、中学生・高校生では、「SNSや動画など、インターネットを使ってみんなに知らせる」の回答が多く、大人では「大人と子どもと一緒に学ぶ機会を増やす」の回答が多かった。

また、日々の情報収集源は、子どもではどの年代でも「テレビ」、「親などの一緒に暮らしている大人」、「友達」は回答が比較的多い傾向にあったが、中学生、高校生になると、「SNS」、「動画共有サイト」の回答が多くなっている。

これらを踏まえて、今後は、親子がともに学ぶ場面の創出や学校以外の場におけるこどもへのアプローチとして、SNS を含むインターネットを用いた啓発も一つの方法として考えられる。このため、本調査で把握したこども基本法の認知度や条約の認知度等や学ぶための教材をこども向けの内容で公表することによって、これを通じた普及啓発に向けた機運の醸成につなげていく。

《参考事例》

■条約、こどもの権利に関するイベント

- ・子どもの権利条約フォーラム（子どもの権利条約フォーラム 実行委員会）
- ・自治体による「こどもの権利の日」にあわせたイベントの実施（神奈川県川崎市 等）

■メディアによるこどもへのアプローチ

- ・「みんなの for every child」の放送（日本ユニセフ協会）
- ・日本ユニセフ協会、神奈川県川崎市等が発信する Youtube 動画

また、本調査において把握した、こどもがよく出かける場所や日々の情報収集源の結果を公表することによって、自治体、民間団体等の普及啓発に関する取組を後押しする。

また、文献調査において、「子ども会議」を設置・開催している自治体が多数確認できたように、こどもの意見表明権の実践場面など、権利の実践を通して、こどもと周囲の大人が学ぶ機会についての例がみられた。

今後は、認知度等調査の結果や自治体におけるこれらの取組等の情報を共有していくことによって、こども基本法や条約の趣旨や内容についての普及啓発を進めていく。

《参考事例》

■こどもを対象とした自治体における取組

- ・「子ども会議」の開催（岐阜県多治見市 等）
- ・自治体による「こどもの権利の日」にあわせたイベントの実施（神奈川県川崎市 等）【再掲】

②こどもに関わる職業に従事している大人を対象とした普及啓発

情報共有と横展開による普及啓発

文献調査や有識者ヒアリングにおいて、日本ユニセフ協会で「子どもの権利条約カードブック」、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンで「『こどものケンリ』ウェブサイト」、関西ネットワークで「なんでやねん！すごろく」など、条約やこどもの権利を学ぶ教材が多数作成されていることが確認できた。これらの啓発ツールは各団体によって、頒布・公開されているが、頒布方法は様々であり、啓発ツールの情報が一元化されていない状況にある。

今後は、実際に啓発ツールを使用する機会の多い、教職員等のこどもと関わる大人や関係団体の職員等が手軽に情報を得ることができるよう、情報共有や横展開を進めていくことが重要である。

また、こどもを対象とした普及啓発同様、本調査研究の認知度等調査の結果を公表することによって、こども基本法や条約の趣旨や内容についての普及啓発の現状を共有していくことが重要である。

《参 考 事 例》

■学習用教材【再掲】

- ・子どもの権利条約カードブック（日本ユニセフ協会）
- ・「こどものケンリ」ウェブサイト（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン）
- ・なんでやねん！すごろく（関西ネットワーク）

■出前授業の実施【再掲】

- ・こどもの権利や条約、条約の各種権利などに関する出前授業の実施（世田谷区子どもの人権擁護機関「せたホッと」）※小学生以上が対象
- ・ウェルビーイングに関する出前授業の実施（認定 NPO 法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン）※中学生以上が対象

■こどもを対象とした自治体における取組【再掲】

- ・「子ども会議」の開催（岐阜県多治見市 等）
- ・自治体による「こどもの権利の日」にあわせたイベントの実施（神奈川県川崎市 等）

■その他

- ・CRE ハンドブック（日本ユニセフ協会）【再掲】
- ・母子健康手帳に児童の権利に関する条約を掲載（東京都世田谷区）

③広く大人を対象とした普及啓発

好事例の共有、自治体における取組の周知

認知度等調査の結果において、こどもと関わる職に就いていない大人（保護者を含む）は、こどもと関わる職に就いている大人と比較して、こども基本法や条約の認知度が低い傾向にあった。こどもまんなか社会の実現に向けては、広く大人への、こども基本法や条約の趣旨や内容についての普及啓発を一層進めていく必要がある。

この普及啓発に当たっては、民間団体等が作成した啓発物や民間団体等が開催するイベントの周知によって、こどもと関わりのない大人を含めて広く一般に向けて情報発信を行うことが考えられる。また、こどもの権利に関する取組を普及啓発することも一つの方法として考えられる。例えば、東京都世田谷区では、母子健康手帳に条約の内容を掲載しており、妊娠段階から条約の普及啓発に取り組んでいる。このため、このように大人を対象とした普及啓発方法の好事例を取りまとめ、周知することで、こどものいる大人や自治体職員などを始めとする大人への普及啓発が期待される。

また、こどものいる大人をはじめ、大人全体で日々の情報収集源は「SNS」が多くなっていった。また、条約の認知度が比較的到低い 30 歳代、40 歳代では、こどもの権利の認知度向上のために「SNS や動画共有サイト、インターネットを活用した広報活動を拡充する」ことが必要だと考えられていた。これらを踏まえて、大人へのアプローチとして、SNS を含むメディアによる広報啓発は一つの方法として考えられる。

《参考事例》

■学習用教材【再掲】

- ・子どもの権利条約カードブック（日本ユニセフ協会）
- ・「こどものケンリ」ウェブサイト（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン）
- ・なんでやねん！すごろく（関西ネットワーク）

■条約、こどもの権利に関するイベント

- ・子どもの権利条約フォーラム（子どもの権利条約フォーラム 実行委員会）
- ・自治体による「こどもの権利の日」にあわせたイベントの実施（神奈川県川崎市 等）

■メディアによるこどもへのアプローチ

- ・「みんなの for every child」の放送（日本ユニセフ協会）
- ・日本ユニセフ協会、神奈川県川崎市等が発信する Youtube 動画

■その他

- ・母子健康手帳に児童の権利に関する条約を掲載（東京都世田谷区）

(3) 普及啓発方法の手法とねらいについて

①啓発ツールの紹介ウェブページの構築

民間団体等が作成している啓発ツールを対象年齢別や期待される用途別、素材別に合わせて、ウェブページで紹介する。これにより、こどもと関わる大人や関係団体等の職員が、手軽に啓発ツールの情報を収集し、こどもたちが自分で学ぶ機会や大人とこどもと一緒に学ぶ機会において活用できることが期待される。併せて、これまでこども家庭庁で作成してきたこども基本法に関する啓発物を活用することで、認知度拡大に寄与することが期待される。

②自治体、民間団体、企業等の取組の後押し

自治体や民間団体等の好事例を収集し、ウェブページにて共有することを通して、情報発信を行い、条約や基本法の趣旨や内容についての理解促進に向けた取組の後押しを行っていく。また、条約、こどもの権利に関するイベントの開催など、条約の普及啓発に資する民間団体の取組を捉えて、条約・基本法の趣旨及び内容について周知していくことが考えられる。これにより、大人やこどもたちが講演会やイベント等でこどもの権利について学ぶ機会を増やすことが期待される。

資料編

回答フォーム

【小学1～3年生向け】

こども向け調査（小学1～3年生向け）

注意事項

回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。
回答は、各ページ60分以内に送信をしてください。
JavaScriptおよびCookieを有効にしてください。

推奨ブラウザ

【Windows】
Chrome 最新版
Firefox 最新版
Microsoft Edge 最新版
【MacOS】
Chrome 最新版
Firefox 最新版
Safari 最新版
【Android】
標準ブラウザ（Chrome）最新版
【iOS】
標準ブラウザ（Safari）最新版
Chrome 最新版

次へ

-----<改ページ>-----

【必須】

しつもん1 あなたのせいべつをおしえてください。

- おとこ
- おんな
- こたえたくない

-----<改ページ>-----

【必須】

しつもん2 あなたのねんれいをおしえてください。

- 6さい

7さい

8さい

9さい

-----<改ページ>-----

[必須]

しつもん3 あなたといっしょにくらしているひとをすべておしえてください。

おとうさん

おかあさん

おじいさん

おばあさん

おにいさん・おねえさん

おとうと・いもうと

そのほかのこども・おとな

-----<改ページ>-----

[必須]

しつもん4 あなたがよくいくところをすべておしえてください。（おとなといくところをふくみます。）

スーパー

コンビニ

ショッピングセンター

デパート

ファミリーレストラン

かいてんずし

ファストフードてん（ハンバーガーやさんなど）

としょかん

じゅく・よびごう

- こうえん
- じどうかん・ユースセンター
- びょういん
- でんしゃ、でんしゃのえき
- バス、バスてい
- わからない
- よくいくところはない

-----<改ページ>-----

[必須]
しつもん5 あなたがよくみるもの、よくはなすひとをすべてえらんでください。

- テレビ
- ラジオ
- しんぶん
- ほん、ざっし
- SNS
- どうがきょうゆうサイト
- SNS、どうがきょうゆうサイト以外のインターネット
- そのほかのもの
- おやなどのいっしょにくらしているおとな
- がっこうのせんせい
- そのほかのおとな
- きょうだいなどのいっしょにくらしているこども
- ともだち

-----<改ページ>-----

【必須】

しつもん6 あなたは、「こどもきほんほう」についてきいたことがありますか？

- ① 知らないようかよくしている
- ② 知らないようかすこししている
- ③ なまえだけきいたことがある
- ④ きいたことがない

こどもきほんほうってなに？

こどもきほんほうとは、
こどもやわかものみなさんがじぶんらしくしあわせにせいちょうでき、
くらするようなしゃかいをめざして、こどもやわかものにかんする
とりくみをすすめていくためのきほんとなることをきめたほうりつです。

----- <改ページ> -----

【回答者条件】

しつもん6で『1.知らないようかよくしている』～『3.なまえだけきいたことがある』 いずれかを選択した方のみ

【必須】

しつもん6-1 あなたは、どこで、「こどもきほんほう」をしりましたか？すべてえらんでください。

- がっこうのせんせいのはなし
- おやなどのいっしょにくらしているおとなのはなし
- きょうだいなどのいっしょにくらしているこどものはなし
- ともだちのはなし
- がっこうでくぼられたもの
- インターネット
- テレビ
- ポスター
- ちらし
- しんぶん
- イベント
- そのほかのひと、もの

はんぶんおわったよ！
ふーっといきをはいて、いきをたくさんすってみよう！



-----<改ページ>-----

[必須]

しつもん7 あなたは、「じどうのけんりにかんするじょうやく」（こどものけんりじょうやく）についてきいたことがありますか？

- どんないやうかよくしている
- どんないやうかすこししている
- なまえだけきいたことがある
- きいたことがない

じどうのけんりにかんするじょうやくってなに？

じどうのけんりにかんするじょうやく（こどものけんりじょうやく）とは、すべてのこどもがもっているけんりについてさだめたじょうやくです。じょうやくとは、くにとくにとのやくそくです。

-----<改ページ>-----

[必須]

しつもん8 あなたは、「じぶんにかんけいがあることについて、いけんやきもちをきいてもらえる」ということをきいたことがありますか？

- どんないやうかよくしている
- どんないやうかすこししている
- きいたことがある
- きいたことがない

-----<改ページ>-----

[必須]

しつもん9 あなたは、「こどもにとってもっともよいことをかんがえてもらえる」ということをきいたことがありますか？

- どんないようかよくなっている
- どんないようかすこししている
- きいたことがある
- きいたことがない

-----<改ページ>-----

[必須]

しつもん10 あなたは、「すべてのこどもは、だんじよなどのせいべつや、はだのいろなどでさべつされない」ということをきいたことがありますか？

- どんないようかよくなっている
- どんないようかすこししている
- きいたことがある
- きいたことがない

-----<改ページ>-----

[必須]

しつもん11 あなたは、「すべてのこどもは、すこやかにいきる・そだつことができる」ということをきいたことがありますか？

- どんないようかよくなっている
- どんないようかすこししている
- きいたことがある
- きいたことがない

-----<改ページ>-----

[必須]

しつもん12 あなたがこどものけんりだとおもっているものをすべておしえてください。

- すべてのこどもは、だんじょなどのせいべつや、はだのいろなどでさべつされないこと
- こどもにとってもっともよいことをかんがえてもらえること
- すべてのこどもは、すこやかにいきる・そだつことができること
- じぶんにかんけいがあることについて、いけんやきもちをきいてもらえること
- こどもどうしであつまったり、グループをつくったりすること
- おとうさんやおかあさんやいっしょにくらしているおとなから、ぼろりよくやひどいあつかいをうけないようにまもられること
- からだやこころのちやうしがわるいときに、てあてをうけること
- せいかつがむずかしいときに、くにかからおかねなどのサポートをうけること
- からだやこころをじゅうぶんにせいちょうさせていけるようなせいかつをすること
- きょういくをうけること
- やすんだりあそんだりすること
- スポーツをしたり、ぶんか・げいじゅつかつどうをしたりすること
- からだやこころによくないきけんなしごとや、きょういくをうけられなくなるようなしごとをさせられないようにまもられること
- だれからもしあわせをうばわれないこと
- このなかにあてはまるものはない

----- <改ページ> -----

[必須]

しつもん13 あなたのまわりで、まもられているとかんじるけんりをすべておしえてください。

- すべてのこどもは、だんじょなどのせいべつや、はだのいろなどでさべつされないこと
- こどもにとってもっともよいことをかんがえてもらえること
- すべてのこどもは、すこやかにいきる・そだつことができること
- じぶんにかんけいがあることについて、いけんやきもちをきいてもらえること
- こどもどうしであつまったり、グループをつくったりすること
- おとうさんやおかあさんやいっしょにくらしているおとなから、ぼろりよくやひどいあつかいをうけないようにまもられること
- からだやこころのちやうしがわるいときに、てあてをうけること

- せいかつがむずかしいときに、くにからおかねなどのサポートをうけること
- からだやこころをじゅうぶんにせいちょうさせていけるようなせいかつをすること
- きょういくをうけること
- やすんだりあそんだりすること
- スポーツをしたり、ぶんか・げいじゅつかつどうをしたりすること
- からだやこころによくいきけんなしごとや、きょういくをうけられなくなるようなしごとをさせられないようにまもられること
- だれからもしあわせをうばわれないこと
- このなかにあてはまるものはない

-----<改ページ>-----

[必須]

しつもん14 こどものけんりをみんながもっとしるためにひつようだとおもうことをすべておしえてください。

- がっこうでこどものけんりについてまなぶじかんをつくる
- がっこうがいのところでこどものけんりについてまなぶことができるところをつくる
- がっこうのせんせいなど、こどもとかかわるおとながこどものけんりについてまなぶじかんをつくる
- おとながこどものけんりについてまなぶじかんをつくる
- テレビやテレビのコマーシャルをつかってみんなにしらせる
- SNSやどうがなど、インターネットをつかってみんなにしらせる
- パンフレットやちらしなどをつかってみんなにしらせる
- ひつようだとおもうことはない

-----<改ページ>-----

【小学4～6年生】

こども向け調査（小学4～6年生向け）

注意事項

回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。
回答は、各ページ60分以内に送信をしてください。
JavaScriptおよびCookieを有効にしてください。

推奨ブラウザ

【Windows】
Chrome 最新版
Firefox 最新版
Microsoft Edge 最新版
【MacOS】
Chrome 最新版
Firefox 最新版
Safari 最新版
【Android】
標準ブラウザ（Chrome）最新版
【iOS】
標準ブラウザ（Safari）最新版
Chrome 最新版

次へ

-----<改ページ>-----

【必須】

問1 あなたのせいべつを教えてください。

- 男
- 女
- 答えたくない

-----<改ページ>-----

【必須】

問2 あなたの年れいを教えてください。

- 9才

10才

11才

12才

-----<改ページ>-----

[必須]

問3 あなたと一しょにくらしている人をすべて教えてください。

お父さん

お母さん

おじいさん

おばあさん

お兄さん・お姉さん

弟・妹

その他のこども・大人

-----<改ページ>-----

[必須]

問4 あなたがよく行くところをすべて教えてください。（大人と行くところをふくみます。）

スーパー

コンビニ

ショッピングセンター

デパート

ファミリーレストラン

回転ずし

ファストフード店（ハンバーガー屋さんなど）

図書館

じゅく・予び校

- 公園
- 児童館・ユースセンター
- 病院
- 電車、電車の駅
- バス、バス停
- わからない
- よく行くところはない

-----<改ページ>-----

[必須]

問5 あなたがよく見るもの、よく話す人をすべてえらんでください。

- テレビ
- ラジオ
- 新聞
- 本、ざっし
- SNS
- 動画きょう有サイト
- SNS、動画きょう有サイト以外のインターネット
- その他のもの
- 親などの一しょにくらしている大人
- 学校の先生
- その他の大人
- 兄弟姉妹などの一しょにくらしているこども
- 友だち

-----<改ページ>-----

【必須】

問6 あなたは、「こどもき本ほう」について聞いたことがありますか？

- ① どんな内ようかよく知っている
- ② どんな内ようかすこし知っている
- ③ 名前だけ聞いたことがある
- ④ 聞いたことがない

こどもき本ほうってなに？

こどもき本ほうとは、
こどもやわか者のみなさんが自分らしく幸せにせい長でき、
くらせるような社会を目指して、こどもやわか者にかんする取組を
進めていくためのき本となることを決めたほうりつです。

----- <改ページ> -----

【回答者条件】

問6で『1.どんな内ようかよく知っている』～『3.名前だけ聞いたことがある』 いずれかを選択した方のみ

【必須】

問6-1 あなたは、どこで、「こどもき本ほう」を知りましたか？すべてえらんでください。

- ① 学校の先生の話
- ② 親などの一しょにくらしている大人の話
- ③ 兄弟姉妹などの一しょにくらしているこどもの話
- ④ 友だちの話
- ⑤ 学校で配られたもの
- ⑥ インターネット
- ⑦ テレビ
- ⑧ ポスター
- ⑨ ちらし
- ⑩ 新聞
- ⑪ イベント
- ⑫ その他の人、もの

-----<改ページ>-----

[必須]

問7 あなたは、「じ童のけんりにかんするじょうやく」（こどものけんりじょうやく）について聞いたことがありますか？

- どんな内ようかよく知っている
- どんな内ようかすこし知っている
- 名前だけ聞いたことがある
- 聞いたことがない

じ童のけんりにかんするじょうやくってなに？

じ童のけんりにかんするじょうやく（こどものけんりじょうやく）とは、すべてのこどもがもっているけんりについて定めたじょうやくです。じょうやくとは、国と国とのやくそくです。

-----<改ページ>-----

[必須]

問8 あなたは、「自分にかん係のあることについて、意見や気持ちを聞いてもらえる」ということを聞いたことがありますか？

- どんな内ようかよく知っている
- どんな内ようかすこし知っている
- 聞いたことがある
- 聞いたことがない

-----<改ページ>-----

[必須]

問9 あなたは、「こどもにとってもっともよいことを考えてもらえる」ということを聞いたことがありますか？

- どんな内ようかよく知っている
- どんな内ようかすこし知っている
- 聞いたことがある
- 聞いたことがない

-----<改ページ>-----

[必須]

問10 あなたは、「すべてのこどもは、男女などのせいべつや、はだの色などでさべつされない」ということを聞いたことがありますか？

- どんな内ようかよく知っている
- どんな内ようかすこし知っている
- 聞いたことがある
- 聞いたことがない

-----<改ページ>-----

[必須]

問11 あなたは、「すべてのこどもは、すこやかに生きる・育つことができる」ということを聞いたことがありますか？

- どんな内ようかよく知っている
- どんな内ようかすこし知っている
- 聞いたことがある
- 聞いたことがない

-----<改ページ>-----

[必須]

問12 あなたがこどものけんりだと思っているものをすべて教えてください。

- すべてのこどもは、男女などのせいべつや、はだの色などでさべつされないこと
- こどもにとってもっともよいことを考えてもらえること
- すべてのこどもは、すこやかに生きる・育つことができること
- 自分にかん係があることについて、意見や気持ちを聞いてもらえること
- こども同士で集まったり、グループを作ったりすること
- お父さんやお母さんや一しょにくらしている大人から、ぼう力やひどいあつかいを受けないように守られること
- 体や心の調子が悪いときに、手当てを受けること

- 生活がむずかしいときに、国からお金などのサポートを受けること
- 体や心を十分にせい長させていけるような生活をする事
- 教育を受けること
- 休んだり遊んだりすること
- スポーツをしたり、文化・げいじゅつ活動をしたりすること
- 体や心によくないきけんな仕事や、教育を受けられなくなるような仕事をさせられないように守られること
- だれからも幸せをうばわれないこと
- この中にあてはまるものはない

-----<改ページ>-----

【必須】

問13 日本社会で守られていると感じるこどものけんりをすべて教えてください。

- すべてのこどもは、男女などのせいべつや、はだの色などでさべつされないこと
- こどもにとってもっともよいことを考えてもらえること
- すべてのこどもは、すこやかに生きる・育つことができること
- 自分にかん係があることについて、意見や気持ちを聞いてもらえること
- こども同士で集まったり、グループを作ったりすること
- お父さんやお母さんや一しょにくらしている大人から、ほう力やひどいあつかいを受けないように守られること
- 体や心の調子が悪いときに、手当てを受けること
- 生活がむずかしいときに、国からお金などのサポートを受けること
- 体や心を十分にせい長させていけるような生活をする事
- 教育を受けること
- 休んだり遊んだりすること
- スポーツをしたり、文化・げいじゅつ活動をしたりすること
- 体や心によくないきけんな仕事や、教育を受けられなくなるような仕事をさせられないように守られること
- だれからも幸せをうばわれないこと
- この中にあてはまるものはない

-----<改ページ>-----

[必須]

問14 子どものけんりをみんながもっと知るためにひつようだと思ふことをすべて教えてください。

- 学校で子どものけんりについて学ぶ時間をつくる
- 学校以外のところで子どものけんりについて学ぶことができるところをつくる
- 学校の先生など、こどもとかかわる大人が子どものけんりについて学ぶ時間をつくる
- 大人が子どものけんりについて学ぶ時間をつくる
- テレビやテレビのコマーシャルを使ってみんなに知らせる
- SNSや動画など、インターネットを使ってみんなに知らせる
- パンフレットやちらしなどを使ってみんなに知らせる
- ひつようだと思ふことはない

-----<改ページ>-----

【中学生、高校生】

こども向け調査（中学生・高校生向け調査）

注意事項

回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。
回答は、各ページ60分以内に送信してください。
JavaScriptおよびCookieを有効にしてください。

推奨ブラウザ

【Windows】
Chrome 最新版
Firefox 最新版
Microsoft Edge 最新版
【MacOS】
Chrome 最新版
Firefox 最新版
Safari 最新版
【Android】
標準ブラウザ（Chrome） 最新版
【iOS】
標準ブラウザ（Safari） 最新版
Chrome 最新版

次へ

----- <改ページ> -----

【必須】

問1 あなたの性別を教えてください。

- 男性
- 女性
- その他（どちらともいえない・わからない・答えたくない）

----- <改ページ> -----

【必須】

問2 あなたの年齢を教えてください。

- 12歳

- 13歳
- 14歳
- 15歳
- 16歳
- 17歳
- 18歳
- 19歳以上

-----<改ページ>-----

[必須]

問3 あなたと一緒に暮らしている人をすべて教えてください。

- 父
- 母
- 祖父
- 祖母
- 兄・姉
- 弟・妹
- その他のこども・大人
- 同居している人はいない

-----<改ページ>-----

[必須]

問4 あなたがよく行く場所をすべて教えてください。（大人と行くところを含みます。）

- スーパー
- コンビニ
- ショッピングセンター
- デパート

ファミリーレストラン

回転寿司

ファストフード店

図書館

塾・予備校

公園

児童館・ユースセンター

病院

公共交通機関（電車）

公共交通機関（バス）

わからない

よく行く場所はない

-----<改ページ>-----

[必須]

問5 あなたは、日々の情報をどこから得ることが多いですか？すべて選んでください。

テレビ

ラジオ

新聞

書籍、雑誌

SNS

動画共有サイト

SNS、動画共有サイトを除くインターネット

その他のもの

親などの一緒に暮らしている大人

学校の先生

その他の大人

兄弟姉妹などと一緒に暮らしていることも

友達

-----<改ページ>-----

【必須】

問6 あなたの暮らし向き（衣・食・住・レジャーなどの物質的な生活水準）は、世間一般と比べてみて、上から下までのどれに当たると思いますか？あなたの実感でお答えください。

上

中の上

中の中

中の下

下

-----<改ページ>-----

【必須】

問7 あなたは、「こども基本法」について聞いたことがありますか？

どんな内容がよく知っている

どんな内容がすこし知っている

名前だけ聞いたことがある

聞いたことがない

こども基本法ってなに？

こども基本法とは、
こどもや若者が自分らしく幸せに成長でき、
暮らせるような社会を目指して、こどもや若者に関する取組を
進めていくための基本となる事項を決めた法律です。

-----<改ページ>-----

【回答者条件】

問7で『1.どんな内容がよく知っている』～『3.名前だけ聞いたことがある』 いずれかを選択した方のみ

【必須】

問7-1 あなたは、どこで、「こども基本法」を知りましたか？すべて選んでください。

- 学校の先生の話
- 親などと一緒に暮らしている大人の話
- 兄弟姉妹などと一緒に暮らしているこどもの話
- 友達の話
- 学校の配布物
- インターネット
- テレビ
- ポスター
- ちらし
- 新聞
- イベント
- その他の人、もの

----- <改ページ> -----

【必須】

問8 あなたは、「児童の権利に関する条約」（こどもの権利条約）について聞いたことがありますか？

- どんな内容がよく知っている
- どんな内容かすこし知っている
- 名前だけ聞いたことがある
- 聞いたことがない

児童の権利に関する条約 ってなに？

児童の権利に関する条約(こどもの権利条約)とは、こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められており、現在では、日本を含めた世界196の国・地域が締約している世界的な条約です。

-----<改ページ>-----

[必須]

問9 あなたは以下の4つの原則について聞いたことがありますか？それぞれについて教えてください。

聞いたことがない
聞いたことがある
どんな内容か少し知っている
どんな内容がよく知っている

自分に関係があることについて、意見や気持ちを聞いてもらえる	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
子どもにとって最もよいことを考えてもらえる	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
すべての子どもは、男女などの性別や、肌の色などで差別されない	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
すべての子どもは、健やかに生きる・育つことができる	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

-----<改ページ>-----

[必須]

問10 あなたが子どもの権利だと思っているものをすべて教えてください。

- すべての子どもは、男女などの性別や、肌の色などで差別されないこと
- 子どもにとって最もよいことを考えてもらえること
- すべての子どもは、健やかに生きる・育つことができること
- 自分に関係があることについて、意見や気持ちを聞いてもらえること
- 子ども同士で集まったり、活動のためのグループを作ったりすること
- 親などの一緒に暮らしている大人からの暴力やひどい扱いから守られること
- 医療・保健サービスを受けること
- 生活が難しい場合に、国からお金などのサポートを受けること
- 体や心を十分に成長させていけるような生活を送ること

- 教育を受けること
- 休んだり遊んだりすること
- スポーツ・文化・芸術活動に参加すること
- 体や心によくない危険な仕事や就学に支障をきたす仕事から守られること
- 誰からも幸せを奪われないこと
- この中にあてはまるものはない

-----<改ページ>-----

【め組】

問11 日本社会で守られていると感じる子どもの権利をすべて教えてください。

- すべての子どもは、男女などの性別や、肌の色などで差別されないこと
- 子どもにとって最もよいことを考えてもらえること
- すべての子どもは、健やかに生きる・育つことができること
- 自分に関係があることについて、意見や気持ちを聞いてもらえること
- 子ども同士で集まったり、活動のためのグループを作ったりすること
- 親などの一緒に暮らしている大人からの暴力やひどい扱いから守られること
- 医療・保健サービスを受けること
- 生活が難しい場合に、国からお金などのサポートを受けること
- 体や心を十分に成長させていけるような生活を送ること
- 教育を受けること
- 休んだり遊んだりすること
- スポーツ・文化・芸術活動に参加すること
- 体や心によくない危険な仕事や就学に支障をきたす仕事から守られること
- 誰からも幸せを奪われないこと
- この中にあてはまるものはない

-----<改ページ>-----

【必須】

問12 子どもの権利をみんながもっと知るために必要だと思うことをすべて教えてください。

- 学校で子どもの権利について学ぶ時間をつくる
- 学校以外のところで子どもの権利について学ぶことができるところをつくる
- 学校の先生など、こどもとかかわる大人が子どもの権利について学ぶ時間をつくる
- 大人が子どもの権利について学ぶ時間をつくる
- テレビやテレビのコマーシャルを使ってみんなに知らせる
- SNSや動画など、インターネットを使ってみんなに知らせる
- パンフレットやちらしなどを使ってみんなに知らせる
- 必要だと思うことはない

-----<改ページ>-----



あなたご自身に関するアンケート

モニターの皆様へのお願い

本アンケートには、一般に公開していない情報が含まれる場合があります。

本アンケート内で知り得た情報について、決して第三者に口外しないよう、お願いします。

「第三者への口外」に含まれる例

- 口頭、電話、メール等で友人・知人に話す
- SNSやブログ、掲示板等へ書き込む
- その他、手段を問わず、情報を第三者に伝達する行為

注意事項

- 複数のアンケート画面を同時に開くと、正常に回答できません。
アンケートはひとつずつご回答ください。
- アンケートへの回答は、「動作環境」に記載の環境からお願いします。
- 本アンケートは、回答を中断してから1時間以内は中断した質問から再開可能です。
(システム緊急対応等により再開できない場合もありますので、予めご了承ください。)
- 未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人である方は、必ず保護者その他の法定代理人に同意を得た上でご参加ください。アンケートの途中で同意をいただく場面が生じた場合も、個別に保護者その他の法定代理人に同意を得ていただくよう、お願いします。
- 回答結果は、当社の「個人情報保護方針」に基づいて取り扱います。
- 回答結果は、性別・年齢・居住都道府県等を付記した上で、本アンケートの依頼主に提供されます。
- 本アンケート内で個別に同意を得ない限り、氏名・メールアドレス等の個人を特定できる情報を削除または加工（暗号化を含みます）せずに依頼主に提供することはありません。
- 当社は依頼主から回答や分析結果の一部を取得して、後日別の調査の案内を送付するために利用することがあります。
- 回答内容や分析結果に健康情報や疾患傾向等の要配慮個人情報が含まれていた場合、当社が当該要配慮個人情報を取得することがあります。

上記の内容をご確認いただき、同意してご協力いただける場合のみ、「同意し、アンケート開始」を押してアンケートを開始してください。

同意し、アンケート開始

Q1
必須 あなたの性別をお答えください。

- 1. 男性
- 2. 女性
- 3. その他（どちらともいえない・わからない・答えたくない）

次へ

[選択肢] 番号は回答者へは表示しません

改ページ

Q2
必須 あなたの年齢を記入してください。

テキストボックス1
歳 ※半角数字で入力 **【必須】(数字小数不可)(制限あり:0 以上 99 以内)**

次へ

終了条件

SC

優先順位	条件名	条件式
2	対象外の年齢	$((Q2_1 \text{ val}) < 18) \text{ OR } ((Q2_1 \text{ val}) > 99)$

改ページ

Q3
必須

あなたの現在の仕事をお答えください。
なお、「こどもに関わる仕事」とは、教職員、保育士、児童厚生員、放課後児童クラブ支援員、こどもの医療や福祉・心理に関わる専門職、少年司法関係者、法執行機関関係者などをいうものとします。

- 1. 役員を含む、正規の職員・従業員（こどもに関わる仕事）
- 2. 役員を含む、正規の職員・従業員（こどもに関わる仕事以外）
- 3. 期間従業員、契約社員、派遣社員を含む、非正規の職員・従業員（こどもに関わる仕事）
- 4. 期間従業員、契約社員、派遣社員を含む、非正規の職員・従業員（こどもに関わる仕事以外）
- 5. 自営業主（こどもに関わる仕事）
- 6. 自営業主（こどもに関わる仕事以外）
- 7. 家族従業者・内職（こどもに関わる仕事）
- 8. 家族従業者・内職（こどもに関わる仕事以外）
- 9. 主婦・主夫
- 10. 高校生
- 11. 高専生
- 12. 中等教育学校生
- 13. その他の学生（予備校生などを含む）
- 14. 無職
- 15. その他（具体的に記載してください： **(回答必須)(入力制限なし)(200文字まで)**)

次へ

Q4 **必須** あなたの居住地域をお答えください。

プルダウン1

選択してください

次へ

[選択肢] 番号は回答者へは表示しません

改ページ

Q5 **必須** 現在、あなたと同居している方をすべてお答えください。なお、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の状態にある方を含みます。

1. 配偶者

2. 子

3. 父

4. 母

5. 祖父

6. 祖母

7. 孫

8. 兄弟姉妹

9. その他の人（具体的に記載してください）: **(回答必須)(入力制限なし)(200文字まで)**

10. 同居している人はいない **(排他)**

次へ

[選択肢] 番号は回答者へは表示しません

改ページ

質問表示条件

条件式

(Q5 or 2)

Q5-1 同居しているお子さんの年齢をお答えください。お子さんが2人以上いる場合は、末子の年齢をお答えください。
必須

プルダウン1

選択してください ▼

次へ

[選択肢] 番号は回答者へは表示しません

改ページ

質問表示条件

条件式

(Q5-1_1 or 1~19)

Q5-2

必須

同居しているお子さんと一緒によく出かける場所をすべてお答えください。

- 1. スーパー
- 2. コンビニ
- 3. ショッピングセンター
- 4. デパート
- 5. ファミリーレストラン
- 6. 回転寿司
- 7. ファストフード店
- 8. 図書館
- 9. 塾・予備校
- 10. 公園
- 11. 児童館・ユースセンター
- 12. 病院
- 13. 公共交通機関（電車）
- 14. 公共交通機関（バス）
- 15. わからない(排他)
- 16. よく行く場所はない(排他)

次へ

【選択肢】 番号は回答者へは表示しません

改ページ

Q6
必須

あなたは、日々の情報をどこから得ることが多いですか。すべて選んでください。

- 1. テレビ
- 2. ラジオ
- 3. 新聞
- 4. 書籍、雑誌
- 5. SNS
- 6. 動画共有サイト
- 7. SNS、動画共有サイトを除くインターネット
- 8. 家族、友人、知人など
- 9. その他（具体的に記載してください）: (回答必須)(入力制限なし)(200文字まで)

次へ

[選択肢] 番号は回答者へは表示しません

改ページ

Q7
必須

あなたは、「こども基本法」について聞いたことがありますか。

- 1. 内容をよく知っている
- 2. 内容を少し知っている
- 3. 名前だけ聞いたことがある
- 4. 聞いたことがない

こども基本法ってなに？

こども基本法とは、
こどもや若者が自分らしく幸せに成長でき、
暮らせるような社会を目指して、こどもや若者に関する取組を
進めていくための基本となる事項を決めた法律です。

[画像を拡大]

次へ

[選択肢] 番号は回答者へは表示しません

改ページ

質問表示条件

条件式

(Q7 or 1~3)

Q7-1 **必須** あなたは、どこで「こども基本法」を知りましたか。すべて選んでください。

- 1. こどもの話
- 2. 知人、友人の話
- 3. 学校の配布物
- 4. インターネット
- 5. テレビ
- 6. ポスター
- 7. ちらし
- 8. 新聞
- 9. イベント
- 10. その他（具体的に記載してください）： **(回答必須)(入力制限なし)(200文字まで)**

次へ

[選択肢] 番号は回答者へは表示しません

改ページ

Q8 **必須** あなたは、「児童の権利に関する条約」（こどもの権利条約）について聞いたことがありますか。

- 1. 内容をよく知っている
- 2. 内容を少し知っている
- 3. 名前だけ聞いたことがある
- 4. 聞いたことがない

児童の権利に関する条約 ってなに？

児童の権利に関する条約(こどもの権利条約)とは、こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められており、現在では、日本を含めた世界196の国・地域が締結している世界的な条約です。

[\[画像を拡大\]](#)

次へ

[選択肢] 番号は回答者へは表示しません

Q9
必須

あなたは、「児童の権利に関する条約」の「4つの一般原則」それぞれについて知っていますか。



	1.	2.	3.	4.
	内容をよく知っている	内容を少し知っている	名前だけ聞いたことがある	聞いたことがない
1. 差別の禁止	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2. 生命、生存及び発達に対する権利	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3. こどもの意見の尊重	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4. こどもの最善の利益	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

次へ

[選択肢] [質問アイテム] 番号は回答者へは表示しません

Q10
必須

以下のうち、あなたが子どもの権利だと思っているものをすべて教えてください。

- 1. すべての子どもは、男女などの性別や、肌の色などで差別されないこと
- 2. 子どもにとって最もよいことを考えてもらえること
- 3. すべての子どもは、健やかに生きる・育つことができること
- 4. 自分に関係があることについて、意見や気持ちを聞いてもらえること
- 5. 子ども同士で集まったり、活動のためのグループを作ったりすること
- 6. 親などの一緒に暮らしている大人からの暴力やひどい扱いから守られること
- 7. 医療・保健サービスを受けること
- 8. 生活が難しい場合に、国からお金などのサポートを受けること
- 9. 心や体を十分に成長させていけるような生活を送ること
- 10. 教育を受けること
- 11. 休んだり遊んだりすること
- 12. スポーツ・文化・芸術活動に参加すること
- 13. 心や体によくない危険な仕事や就学に支障をきたす仕事から守られること
- 14. 誰からも幸せを奪われないこと
- 15. この中であてはまるものはない(排他)

次へ

[選択肢] 番号は回答者へは表示しません

改ページ

Q11
必須

日本社会で守られていると感じる子どもの権利をすべて教えてください。

- 1. すべての子どもは、男女などの性別や、肌の色などで差別されないこと
- 2. 子どもにとって最もよいことを考えてもらえること
- 3. すべての子どもは、健やかに生きる・育つことができること
- 4. 自分に関係があることについて、意見や気持ちを聞いてもらえること
- 5. 子ども同士で集まったり、活動のためのグループを作ったりすること
- 6. 親などの一緒に暮らしている大人からの暴力やひどい扱いから守られること
- 7. 医療・保健サービスを受けること
- 8. 生活が難しい場合に、国からお金などのサポートを受けること
- 9. 心や体を十分に成長させていけるような生活を送ること
- 10. 教育を受けること
- 11. 休んだり遊んだりすること
- 12. スポーツ・文化・芸術活動に参加すること
- 13. 心や体によくない危険な仕事や就学に支障をきたす仕事から守られること
- 14. 誰からも幸せを奪われないこと
- 15. この中であてはまるものはない(排他)

次へ

[選択肢] 番号は回答者へは表示しません

改ページ

Q12
必須

こどもの権利の認知度向上のために必要だと思うことをすべて教えてください。

- 1. こどもたち自身が学校でこどもの権利について学ぶ時間を増やす
- 2. こどもたち自身が講演会やイベント等でこどもの権利について学ぶ機会を増やす
- 3. こどもと関わる大人が研修等でこどもの権利について学ぶ機会を増やす
- 4. 大人が講演会やイベント等でこどもの権利について学ぶ機会を増やす
- 5. 大人とこどもと一緒に学ぶ機会を増やす
- 6. テレビ番組やテレビCMを活用した広報活動を拡充する
- 7. SNSや動画共有サイト、インターネットを活用した広報活動を拡充する
- 8. パンフレットやちらしなどの印刷物を用いた広報活動を拡充する
- 9. その他（具体的に記載してください）： **(回答必須)(入力制限なし)(200文字まで)**
- 10. 必要だと思うことはない**(排他)**

次へ

[選択肢] 番号は回答者へは表示しません

改ページ

その他設定

回答途中保存期間

1時間(クロスデバイスあり)

アンケートにご回答いただき、ありがとうございました。

児童の権利に関する条約の認知度等調査及び
同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究
報告書

令和6年3月

株式会社サーベイリサーチセンター
〒116-0013 東京都荒川区西日暮里2丁目40番10号

